HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|---|---|
| Title | 鉱害賠償規定の成立過程:鉱業法改正調査委員会議事録および第74回帝国議会議事録の検討を中心に |
| Author(s) | 吉田, 文和; 利根川, 治夫 |
| Citation | 北海道大學　經濟學研究, 28(3), 73-162 |
| Issue Date | 1978-08 |
| Doc URL | http://hdl.handle.net/2115/31427 |
| Type | bulletin (article) |
| File Information | 28(3)_P73-162.pdf |

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

# 鉱害賠償規定の成立過程

## ―― 鉱業法改正調査委員会議事録および第74回帝国議会議事録の検討を中心に ――

吉田文和
利根川治夫

目　次

1. 問題の所在
2. 鉱害賠償規定成立の諸契機
(1) 国庫補助要求運動と打合会の開催
(2) 生産力拡充政策と鉱業法改正
(3) 鉱害の激化・拡大と補償金支払の増大
3. 鉱業法改正調査委員会の審議経過
(1) 特別委員会の人的構成
(2) 特別委員会の審議経過の概要
4. 鉱害賠償規定をめぐる諸階級の要求
(1) 鉱業権者の要求
(2) 被害者の要求
5. 無過失賠償規定の法的根拠
6. 原状回復の第二義化
7. 賠償負担の抑止
(1) 鉱害の範囲と種類の限定
(2) 賠償義務者の限定
(3) 遡及の限定
8. 大鉱業資本の支配
(1) 金庫制度から供託金制度への変更
(2) 鉱業権消滅後の責任問題
9. 調停制度とその戦時中における実態
(1) 調停制度の確立
(2) 戦時中における調停制度の実態
10. 鉱害賠償制度は大鉱業資本に何をもたらしたか
11. 総括―― 鉱害賠償規定の意義と限界

## 1. 問題の所在

1939（昭和14）年の旧鉱業法の一部改正（第74条新設）によって無過失賠償規定に基づく鉱害賠償制度が成立し，この無過失賠償規定は，ほとんどそのまま，1950（昭和25）年公布・施行の現鉱業法（第109条）に継承された。しかし，同規定が現実に適用されたのは，はるかに遅れて1967（昭和42）年判決の田川・鉱毒農業被害事件（1970年第2審で確定）であり[1]，1971（昭和46）年判決のイタイイタイ病事件（1972年第2審で確定）である。そして，1972（昭和47）年に「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」として，鉱業に起因する以外の大気汚染・水質汚濁被害にも無過失賠償規定が採用されたが，同法が極めて大きな欠陥を有していることはすでに指摘されているとおりである[2]。

本稿は，このようにわが国において公害に関して最初に無過失責任規定を採用した鉱害賠償制度の成立過程を，鉱業法改正調査委員会議事録および第74回帝国議会速記録・委員会議録によって検討し，同制度の意義と限界を明らかにしようとするものである。

さて，鉱害賠償規定の成立過程を検討するにあたって，まず第1に注目しなければならないことは，同規定が1939（昭和14）年という日中戦争下に成立したことである。われわれがすでに詳論したように[3]，まさにこの時期に，神岡鉱山の増産・乱掘によってイタイイタイ病の発生が激化・拡大していったのであり，同じくこの時期に石炭業による鉱害も激化・拡大していったのである。すでに，1905（明治38）年の旧鉱業法制定当初から強い鉱害賠償制度設立の要求があり，それがことごとく無視されていたにもかかわらず，何故に戦時下において同制度が成立したのか。逆にいえば，後にイタイイタイ病裁判判決の法的根拠となった無過失責任規定が，まさに同病が最も激化・拡大していた時期に成立したのか。従来，このような視点からの検討が充分になされてこなかったように思われる[4]。

このような問題意識のもとで，本稿ではつぎの諸点を検討したい。

(1)　何故に戦時体制のもとで鉱害賠償規定が成立したのか，そして同規定は戦時体制に結びついた性格規定を有しているのか，いないのか。

(2)　無過失賠償責任規定の理論的根拠はいかに処理されたか。

(3)　いかなる経緯のもとで金銭賠償が原則とされ，原状回復が第二義化されたか。

(4)　(2)(3)をも含め，賠償義務者問題，遡及問題，供託金問題などをめぐって，加害者・被害者および国家の階級的利害関係がいかに現出したか。

(5)　鉱害賠償規定成立後の問題点。

(6)　鉱害賠償規定の意義と限界。

1)　沢井　裕「イタイイタイ病判決と鉱業法109条」（以下，「鉱業法109条」と記す），『法律時報』1971年9月号，80ページ。

2)　淡路剛久『公害賠償の理論』有斐閣，1975年，165ページ以下。牛山　積『公害裁判の展開と法理論』日本評論社，1976年，84ページ以下。

3)　吉田文和「戦時下の鉱山公害問題―― 神岡鉱山の公害をめぐる技術と経済(3)――」，京大『経済論叢』第119巻第3号，1977年。利根川治夫「15年戦争下における鉱山公害問題―― 神岡鉱山を事例として ――」，『国民生活研究』第17巻第4号，1978年。

4)　われわれが目を通した文献で，戦時体制と鉱害賠償規定との関係を論じたものは，ほぼ前掲の沢井論文に限られている。

## 2.　鉱害賠償規定成立の諸契機

### (1)　国庫補助要求運動と打合会の開催

明治以降，代表的公害である金属鉱業の鉱毒水・鉱毒煙害および石炭鉱業の土地陥落が拡大していったが，とりわけ九州地方における土地陥落を中心とする石炭鉱害は，1904―1905（明治37―38）年の日露戦争後，石炭産業が急速に発展するなかで激化・拡大していった（後述）。このようななかで，金属鉱害においても石炭鉱害においても，被害が発生した場合に加害者・鉱業権者が被害者に賠償金を支払うことが，かなり広範に慣行化されていた。同時に，九州地方を中心として，鉱業法を改正して鉱業権者に鉱害賠償を義務づけるよう要求する運動が，農業団体・地方公共団体などによって進められ

ていった。この運動の詳細についてはすでに沢村康氏[1]および石村善助氏[2]の研究があるが，ここではそれらの研究を参考にしつつ，それらが利用していないと思われる原資料・農林省農政局編『鉱工業ニ因ル農業被害関係資料』[3]などを加え，当時の被害地救済運動とその運動・要求への政府の対応を検討することによって，鉱害賠償規定の成立に至る過程を明らかにしたい。

鉱業法を改正し鉱害賠償規定の設置を要求する被害地救済運動は，1919（大正８）年３月福岡県下の関係町村農会長が農商務大臣に陳情書を提出することによって開始された[4]。これをうけて同年，第10回帝国農会通常総会は，「鉱業ニ依ル農耕地被害救済ニ関スル建議案」を決定し，「鉱業法ノ改正ヲ行ヒ土地ノ保全並ニ耕地ノ被害ニ関スル補償ノ條項ヲ設定セラレンコト」を建議した[5]。ついで翌1920（大正９）年には福岡県農会長が，内閣総理大臣および農商務大臣に同様の陳情書を提出し[6]，他方衆議院においては古賀三千人代議士が1921—1923（大正10—12）年にかけて，たびたび鉱業法改正を要求する質問をしている[7]。同じく1923（大正12）年には福岡県農会副会長が貴衆両院議長に陳情している[8]。翌1925（大正14）年には，さきの帝国農会が第16回通常総会において，「農耕地山林ニ対スル鉱毒煙害救済ニ関スル建議案」を決定し，「被害者ニ対シテ賠償責任ヲ果スヘキ特別法規ヲ制定セラレムコト」を建議した[9]。1926（大正15）年には九州町村長会が政府に陳情[10]し，衆議院では同1926(大正15)年，中村清造が鉱業法改正を主張する建議案を提出している[11]。

これらの鉱業法改正による鉱害賠償規定設置要求に対して政府は，鉱業活動と被害との因果関係の立証，被害額の算定が困難であること，民法の賠償規定外の特別な賠償規定を設けることは，一般法制上根本問題に触れるので慎重な調査が必要である，などの理由で改正の必要性を認めなかった。たとえば農林省は，「被害補償ノ責任ニ関スル規定ハ鉱害問題解決上速ニ之ヲ設クルノ必要アレハ一般法理ノ問題ト共ニ充分攻究スルノ必要アルモノト認ム」[12]として賠償規定採否の検討の必要性のみを認めている。

こうして鉱業法改正要求が容易に受け入れられるものではないことを理解した農会は，1927（昭和２）年に至り運動の方向を転換し，国家に補償を要

求するようになった[13]。すなわち，同年の関係郡市農会長の内閣総理大臣および関係諸大臣宛の陳情書は，鉱業権者だけではなく国家も補償の責を負うべきであるとし，耕地被害の補償，廃坑後の復旧救済に関し最適の方法を規定するよう要望した[14]。翌1928（昭和３）年の田川郡農会長の陳情書も同様の趣旨であった[15]。この陳情に対して商工省は，調停制度の検討を行なった上で国家補償を考えるとして，つぎのように応えた。

「鉱害ノ補償又ハ復旧ノ一般問題ニ関シテハ鉱害紛議調停制度ノ実施ヲ図ル見込ニテ目下関係資料ニ付鋭意調査中ナリ尚国家補償ノ議ニ付テハ前述ノ調停制度実施ノ後其成績ニ徴シタル上之ヲ考究セントス[16]」

このような要望は,「其の実質に於ては鉱業被害に対する鉱業資本家の責任を解除し国や県が其の責任を肩代りするもの」であり,「何等鉱業資本家の利益を害することなく寧ろ之を救済保護するもの[17]」であったから，鉱業権者の望むところであり，それゆえ「其の実現に就ては被害者以上に鉱業資本家の方が熱心[18]」であった。また，このような内容であるため，福岡県自体も国庫補助による救済運動に積極的に乗り出していった。すなわち，1927（昭和２）年には福岡県会議長が内務大臣宛に，さきの同年における郡市農会とほぼ同様の陳情書を提出し[19]，1929（昭和４）年には福岡県は「鉱業被害地復旧計画」を作成し[20]，同年９月25日福岡県知事は農林省に「鉱業被害耕地復旧利用事業費国庫補助ノ申請」を提出した[21]。その内容は，鉱業被害耕地面積6,469町歩，事業費総額12,202,570円，国庫補助率は事業により異なるが45％―50％であった。農林省は，同年10月８日，商工次官宛に「福岡県知事ヨリノ国庫補助申請ニ付詮議ノ必要上此ノ種鉱業被害ニ関スル根本制度樹立ニ対スル貴省ノ意見[22]」を求めた。これに対し商工省は11月19日，鉱業法中に無過失賠償責任に関する規定を設けるのも一方法であるとしつつ，なお検討が必要であるとし，裁判による解決は被害の有無の認定，被害額の算定が困難であり，多額の費用と長月日を要するので，調停制度の採用が適当であると回答した[23]。こうしたなかで，農林省は国庫補助要求をその大筋において認め，翌1930（昭和５）年度に開墾助成法（大正４年４月４日法律42号）を適用し，1932（昭

和7）年まで国庫助成を実施した。[24] 注目すべきは，農林省が同省予算の多額な支出に直面し，商工省に対して，鉱害賠償規定の設定の要望を出すに至ったことである。すなわち，1931（昭和6）年8月20日付鉱山局長宛「鉱業法改正ニ関スル件」はつぎのようにのべている。

「鉱業法ニ先ヅ鉱害賠償ノ責任規定ヲ設クルコトハ理論上ニ於テモ実際上ニ於テモ又外国ノ事例ニ見ルモ極メテ当然ノコトト被存調停制度ノ如キハ此ノ基本タル賠償責任ニ関スル法律関係ヲ明確ニスルコトニ依リテ初メテ効果アルモノニ有之又鉱業被害ノ有無ノ認定被害額ノ算定ニ関シテハ民事訴訟ニ依ルニ先チ鉱害評価委員会ヲシテ審議セシムル如キ制度ヲ採用スルコトニ依リ解決シ得ルモノト認メラレ候貴省御意見ニ依ルモ事実問題トシテハ鉱害賠償ノ責任ヲ負担スルコトニ付テハ○○者間ニ於テ何等異論ナキ様ニモ有之旁々極メテ好都合ニ存候條鉱業法改正ニ際シテハ鉱業権者ハ鉱業権ノ行使ニ因リテ生ズル一切ノ鉱害（鉱毒水，鉱煙ニ因ル被害，土地ノ陥落，水源ノ涸渇ニ因ル被害等）ニ対シ其ノ除害設備ノ如何ニ拘ラス被害者ニ之ガ賠償ヲ為スヘキ義務ヲ負担スル旨ノ明文ヲ設クル様御取運相煩度今回貴局ニ於テ鉱業法改正ノ議アルヤニ及聞候間不取敢此段申進置候也　追而鉱害ニ関スル鉱業法改正其他新ニ立案相成ル法規ノ要綱案及法律案ニ付キテハ合議相成度為念申添置候」[25]

そして，1933（昭和8）年にも農林省は商工省に対して，同様の趣旨で「今期議会ニ……鉱業法改正案提出ノ意向」[26]があるかを問い合せている。

こうして国庫補助による被害補償が実施されたのであるが，大蔵省は「鉱害耕地は其の原因が人為的であり，一般の災害に因る耕地の荒廃とは異るから之に対し開墾助成法を適用するのは適当でない」[27]という意見で，そのため補助は1933（昭和8）年度で打切られた。これに対し福岡県は鉱害被害地復旧整理期成会を設立し，再度国庫補助を要求した。その結果，政府は1933（昭和8）年度以後，時局匡救耕地関係農業土木事業助成金中小開墾事業助成金をあてて，毎年25,000円の補助金を支出することになった。しかし，この補助金支出も軍事費拡大，財政緊縮による時局匡救費打切りによって1934

（昭和９）年限りで中止された[28]。この際大蔵省は,「鉱害地の如き人工災害の復旧に対して国庫補助を為すことは正当の理由ありと認めるを得ないから，福岡県としては寧ろ鉱業法を改正して鉱業権者の賠償責任を明白ならしむるべきことを主張すべきではないか[29]」という意向であった。そこで県の運動方針は鉱業法改正に再転換することになった[30]。

こうして1934（昭和９）年時点ですでに農林省と大蔵省は，国庫補助打切りを契機にして鉱業法を改正し賠償規定を設置することの必要性を認めていたのであるが，最も鉱業資本との結びつきが強い商工省は，以下にみるように依然として否定的な態度をとっていた。

1933（昭和８）年２月18日付で，樋口典常他16名は，衆議院に「鉱業陥落地復旧助成に関する建議」（２月23日可決[31]）を提出し国庫補助を求めたが，これに対し農林省は，すでに1931（昭和６）年に商工省に無過失賠償責任の明文化を要望していること（前述），そして商工省において賠償規定制定が計画中である旨をのべ,「其ノ実現ヲ前提トシテ本件復旧事業ノ補助ヲ考慮スベキ[32]」であるとしている。他方，商工省は,「従来モ鉱山監督局ガ賠償ノ斡旋ヲナシ居レリ……不充分ナル所ハ法規ノ改正ニ俟ツベキモ之ガ実現ハ仲々困難[33]」であるとし，否定的態度をとっている。

こうした農林省と商工省の意見のくいちがいは救済事業を遅らせていったようである。そこでさきの樋口典常らは，1934（昭和９）年２月28日付で衆議院に建議案を提出した。それによれば，さきに補助金交付の建議案が可決され，時局匡救費などの助成がなされるようになったが，それはわずかにすぎず,「是全ク主管官庁タル商工農林両省ノ主張一致セズ互ニ責任ヲ回避シ実行ニ誠意ヲ欠ク」ためであり，それゆえ「政府ハ速ニ両省関係官吏ヲ以テ復旧整理委員会ヲ組織シ其ノ実行ヲ促進スヘキ各種ノ調査ヲ遂ゲ速ニ復旧整理ノ完全ヲ期サレ度[34]」と要望した（３月13日可決）。

この建議に対しても，農林省と商工省は異なる態度をとった。すなわち，委員会設置に関しては両省とも賛成の意向で大差ないが，国庫補助および鉱業法改正に関してはその態度は異なっていた。農林省（長瀬委員）は「臨時

的ニハ時局匡救土木事業ノ続ク限リ此ノ中ヨリ賄フモ根本的解決トシテハ鉱業法ノ改正ニ俟タネバナラヌ，此ノ根本的解決ノツカヌ中ニ陥没地ニ対スル農業土木補助ト云フ予算ヲ組ミ大蔵省ニ要求スルコトハ宜シクナイ」[35]とした。他方商工省は「賠償規定ニ付テハ法制ノ確立ヲ期スベク目下努力中ナルモ司法省，其他一般賠償問題ニモ関係アルヲ以テ議会提出ニマデ至ラザルヲ遺憾トス，目下十分ノ努力ヲ以テ法案ノ起草ニ当リ居ルモ仲々ノ難問題ナリ，復旧ニ付テハ……現在ノ予算ノ許ス範囲内ニ於テ協力シ居レリ」[36]とした。鉱業法改正については消極的な態度がうかがえる。

こうしたなかで，1934（昭和9）年11月，ようやく，商工省，農林省，司法省，内務省，大蔵省の関係当局からなる鉱害問題対策打合会が設置され，1936（昭和11）年10月まで計12回にわたって鉱害賠償法制に関して検討が行われた[37]。

以上の経過をみるならば，鉱害補償として国庫の支出を強いられる段階になって，国庫支出の全面的否定ではないが，その支出の基本的前提として鉱業権者の鉱害賠償規定を制定する必要にせまられて，農林省から商工省への鉱業法改正の働きかけが強まり，商工省側も，当初の調停制度検討から鉱業法改正の方向へと進まざるを得なくなったものと思われる[38]。

他方，上記打合会設置後，商工省は鉱害賠償制度を中心とする鉱業法改正の調査に関する予算を要求し，官制による調査委員会を設置することにした。同予算要求は第71回帝国議会を通過し，1937（昭和12）年10月11日勅令第586号によって，鉱業法改正調査委員会官制が公布された。このため，さきの鉱害問題対策打合会の開催は中止され，自然消滅した[39]。

1）『福岡県に於ける炭鉱業に因る被害の実状調査』農林省農務局，1931年（以下『実状調査』と記す），『福岡県の炭鉱業被害問題概観』福岡県，1950年（以下『概観』と記す）。
2）『鉱業権の研究』勁草書房，1960年。
3）防災専門図書館所蔵。
4）前掲『実状調査』503—504ページ。前掲『概観』25ページ。
5）『帝国農会報』第9巻第10号，1919年，4ページ。

6）前掲『実状調査』504—506ページ。前掲『概観』25ページ。

7）『官報　号外』1921（大正10）年3月9日，第44回帝国議会衆議院議事速記録第22号544ページ。同1922（大正11）年2月22日，第45回帝国議会衆議院議事速記録第15号304ページ。同1923（大正12）年3月14日，第46回帝国議会衆議院議事速記録第30号，673ページ。

8）前掲『実状調査』506—509ページ。前掲『概観』25ページ。

9）『帝国農会報』第15巻第22号，1925年，10ページ。

10）『福岡県鉱害問題経過』（以下『経過』と記す）農政局編『鉱工業ニ因ル被害関係資料』（以下『資料』と記す）所収，1ページ。

11）『官報　号外』1923（大正12）年3月14日，第46回帝国議会衆議院議事速記録第30号681—682ページ。

12）（注7）の質問に対する政府委員の答弁。『経過』1ページ参照。なお，この当時の政府の見解を要約しかつ批判しているものとして，平田慶吉『鉱害賠償責任論』日本評論社，1932年，267—273ページ参照。

13）農会の「方向転換」の原因について，当時の農会は，鉱害被害救済運動が「破壊的運動」と同一視されることを避けようとしたためであるという推定も行なわれている。前掲『実状調査』536ページ参照。

なお，足尾鉱毒事件関係では1927（昭和2）年以後も鉱業法改正要求が展開されている。（『官報　号外』1929（昭和4）年2月6日，第56回帝国議会衆議院議事速記録第12号193ページ，栗原彦三郎の質問。同上1933（昭和8）年3月26日，第64回帝国議会衆議院議事速記録第31号，811ページ，栗原彦三郎の建議案）また，1927（昭和2）年以前にも足尾鉱毒事件に関連して同様の要求が出されている。（同上1926（大正15）年3月12日，第51回帝国議会請願委員会議録第6回，青木精一の質問）　石村善助氏は，別子鉱毒事件と異なり足尾鉱毒事件においては，鉱害賠償規定設置のための鉱業法改正要求は出なかったとされているので（前掲『鉱業権の研究』447ページ），とくにこの点を指摘しておきたい。ただし，石村氏は足尾鉱毒事件を1913年の田中正造の死亡年までとしているようにもみうけられる（同上，422ページ）。しかし念のために付言すれば，「鉱害賠償制度」の成立経緯を検討している同書において同事件をそのように時代区分する理由は全くないと思われる。

14）前掲『実状調査』510—511ページ。

15）前掲『経過』1—2ページ。

16）同上，2ページ。

17）前掲『実状調査』514ページ。

18）同上，502ページ。

19）同上，510—511ページ。

20）同上，514—516ページ。

21）前掲『経過』9ページ。

22)23）同上，7ページ。

24）前掲『概観』26ページ。

25）前掲『経過』7—8ページ。○印は読解不能部分。

26）同上，8ページ。

27)28）前掲『概観』26ページ。宮本憲一「昭和恐慌と財政政策」『講座日本資本主義発達史論』第Ⅲ巻，日本評論社，1968年，201ページ。山村勝郎「高橋財政」『日本資本主義発達史の基礎知識』，有斐閣，1975年，362ページ参照。

29)30）前掲『概観』26ページ。

31）『官報　号外』1933（昭和8）年3月5日，第64回帝国議会衆議院速記録第22号476ページ。

32）前掲『経過』2—3ページ。傍点は引用者。以下同様。

33）同上，3ページ。

34）前掲『経過』4ページ。『官報　号外』1934（昭和9）年3月18日，第65回帝国議会衆議院議事速記録第25号703ページ。ただし，両資料間には文章上の若干の差異がある。

35）前掲『経過』5—6ページ。

36）同上，5ページ。

37）平田慶吉『鉱害賠償規定解説』有斐閣，1939年，15—17ページ。

38）石村善助氏は，鉱害問題対策打合会の設置にみられる政府の鉱業法改正方向への転換をつぎのようにのべている。「このように国庫補助による鉱害地の復旧が不可能となるとともに，県の運動方針は再び方向転換しもっぱら鉱業法の改正を要望する最初の方針に帰ることとなった。今回は政府においてもこの要望をいれ，鉱業法の改正に具体的に従事するに至った。昭和9年11月より商工省を中心として設けられた鉱害問題対策打合会がそれで，かくて鉱害問題は，ふり出しに戻り鉱業法の改正という，いわば正道を再び歩み始めることになったのである。」（前掲『鉱業権の研究』520—521ページ。原注は省略）。石村善助氏は国庫補助打切りを契機とする農会などの鉱業法改正要求への運動の再転換が，政府に鉱業法改正の必要性を認識させ，打合会を設置させるに至ったというようにのべている。しかし，すでにみてきたように，国庫支出を強いられた農林省（および大蔵省）が，今度はその大きな負担を回避するために鉱業法改正への方向をとり，同省が商工省に働きかけ，商工省を含め同法改正へ進み上記打合会開催となったのである（もちろん，これらの背景には，被害地の強力な救済運動が存在していたことはいうまでもない）。この点に関して沢井裕氏はつぎのようにのべている。「政府は直接に自己の支出を迫られるに至って，ようやく立法化に重い腰を挙げたのであ

る。農民より企業，企業より国費を重視する官僚支配の意識をここにみることができる（国民の税というより，戦費尊重の意識である）。」（前掲「鉱業法109条」75ページ）。

39）前掲『鉱害賠償規定解説』17―18ページ。

(2) 生産力拡充政策と鉱業法改正

福岡県地方における石炭鉱害による復旧事業への国庫金の支出を1つの契機として，政府が鉱業法改正による鉱害賠償規定制定への方向を決定し，それが1934（昭和9）年の鉱害問題対策打合会の設置，1937（昭和12）年の鉱業法改正調査委員会の設置と具体化していったことはすでにみたとおりである。そして，のちに詳述するように，以後同委員会は4回の総会と18回の特別委員会を開催し，そのなかで鉱害賠償規定要綱を作成し，1939（昭和14）年の第74回帝国議会で同規定は制定されたのである。ではなぜ戦時体制下において，一見戦時諸立法と全く関係なく，それらと性格を異にするかのようにみえる鉱害賠償規定が制定されたのであろうか。この点に関して，鉱害賠償規定の成立過程を最も体系的に研究された石村善助氏の『鉱業権の研究』は，「賠償立法と戦時体制との間に直接的関連を見出すことはできない。……本立法を強力に推進せしめたものとしては，昭和11年10月におこった尾去沢鉱山ダム決潰事件の如き，悲惨な鉱山災害事件[1]」であり，「戦時体制は本立法の積極的意義をさえ減殺するような結果をもたらすに至った。……賠償立法をおこない鉱害問題を処理解決しようとした意図は，戦時下の増産――とくに増炭――政策により，完全にくつがえされるに至った[2]」とのべている。そこで本稿では，この石村氏の見解を念頭におきつつ，戦時体制と鉱害賠償規定成立の関連について考察しよう。

1931（昭和6）年の満州事変によって日本の国家独占資本主義は準備され，1937(昭和12)年の日中戦争を契機に，翌年には国家総動員法を制定して，その本格的移行がなされ，同時に本格的な戦争経済へと突入していった。日本における国家独占資本主義は戦時経済によって成熟したが，同時に国家独占資本主義に支えられてのみ戦時経済が遂行されていった[3]。この点を鉱業のみ

についてみると，1937（昭和12）年には国際貨幣としての金の増産を目的とする産金法（法律59号）の制定，翌1938（昭和13）年には軍事産業・重工業の原材料である金以外の重要鉱物の増産を目的とする重要鉱物増産法（法律35号），国家資本による金の増産を目的とする日本産金振興株式会社法（法律36号）の制定，そして翌1939（昭和14）年の金以外の鉱物の増産を目的とする帝国鉱業開発株式会社法（法律82号）の制定がそれである。

ところで，当時，鉱業に関する基本法である鉱業法と砂鉱法に関して主なものだけでもつぎのような問題があった。すなわち，(1)鉱害賠償に関する問題，(2)鉱区整理に関する問題，(3)先願許可主義に関する問題，(4)斤先掘及共同井に関する問題，(5)試掘権に関する問題，(6)砂鉱法に関する問題であった。[4] このうち，とくに(1)(2)(5)は戦時生産力拡充政策と深い係りのあるものであったが，なかでも，(1)の鉱害賠償の問題は最も重要でかつ最も緊急な問題であった。この点について，第74回帝国議会で鉱業法改正提案理由の説明にたった国務大臣（八田嘉明）は，そのなかで，「今後益々鉱業ノ生産力ノ拡充ヲ図ラネバナラヌ時ニ当リマシテ，此ノ点（鉱害賠償のこと――引用者）ニ関シ此ノ際適当ノ法制ヲ制定致シマスコトハ，寔ニ緊要ナコトト存ズルノデアリマス」[5] とのべている。そして，生産力拡充・増産政策が実施されることによって，被害が増大することが見込まれ，そのために生ずるであろう摩擦を軽減するためにも賠償規定の制定が必要であった。たとえば，鉱業法改正調査委員会総会で重要鉱物増産法について説明するなかで，小金商工省鉱山局長はつぎのようにのべている。

> 「本法（重要鉱物増産法――引用者）ノ発動ニ依リ鉱業ノ発展ヲ促ストキハ鉱業被害ノ問題モ一段ト増加スルモノト考ヘラルルニ付他ノ産業トノ摩擦及影響ヲ顧慮シ被害補償ニ関スル対策モ十分考究シ置クコト必要ナリ」[6]

この点に関して，調査委員会特別委員の平田慶吉はよりはっきりとつぎのようにのべている。

> 「今後鉱物資源開発ノ為ニモ『フリクション』ヲ少クシテ事業ノ円満

遂行ヲ期スル要アルベシ，某鉱山ニ於テ事業ヲ開始セントシタル際地方民ハ鉱害問題ヲ理由ニ之ニ反対シタルコトアリ，若シ賠償法アリタリトセバカカル反対ナカリシナラン，資源開発，生産力拡充ノ為ニモ賠償法ノ制定ハ急務ナリ[7]」

第74回帝国議会衆議院委員会においても，各政党の最終演説は，あげて生産力拡充すなわち戦時増産にともなう鉱害激化を予想する立場から立法に賛成しているのである。

卯尾田毅太郎（民政党）「目下国防充実或ハ生産拡充ニ関連スル鉱業，若クハ工業ノ両面ニ亙ッテ至大ナ関係ヲ持ツモノデアリマスカラ，豫メ各般ノ妨害施設ヲ全カラシムルコトニ依ッテ，必然的ニ生ズル損害程度及ビ範囲ヲ極メテ僅少ナラシメナケレバナラナイ[8]」

小野謙一（東方会）「鉱物資源ノ開発増産ハ現下ノ事変下ニ於デ最モ重要ナル国策デアリマス，随テ之ニ伴フ災害ノ増加モ必然的デアラフト思フノデアリマス[9]」

貴族院委員会においても同様であった。

伊藤一郎委員「近頃鉱業ノ活況ニ伴ヒ特ニ目下物資労働力不足ノ場合ニテモアリ，旁々各種鉱害ノ発生漸ク多キヲ加ヘムトスル時，其ノ賠償ニ関シ適当ナル法制ヲ設ケルト云フコトハ誠ニ策ノ得タルモノト存ジマス[10]」

そして，増産に伴い鉱害が不可避的に増大するという認識は，鉱害防止不可能論を前提にしているのである。すなわち，

小金鉱山局長「先程カラ私ハ鉱業警察ヲ如何ニ厳重ニシテモ，製錬所ノ設備ヲ如何ニシテモ，鉱害ハ発生スルモノデアル，ソレヲ前提トスルラカ斯ウ云フ法律ガ要ルノダト云フコトヲ何遍モ申上ゲタ[11]」

このように，防止不可能論の立場にたち，鉱害予防には全くふれず，事後賠償責任のみを規定する本法律案は，衆議院本会議で問題にされた。

森下国雄委員「本法ハ鉱業権者ト鉱害ニ因ル被害者トノ問題ヲ取扱フモノデアリマシテ，真ニ鉱害ノ防除ノ徹底ヲ来スモノデハナイコトヲ，甚ダ遺憾トスルモノデアリマス[12]」

しかし，この問題は指摘されただけで，答弁・議論は，おそらく政府としては意識的にであろうが，回避され，他の特別委員会においても全く取り上げられなかったことは後述するとおりである。

さらに強調すべき点は，このような防止不可能論も，当時の戦時増産，正確にいえば戦時乱掘と結びついた防止不可能論であったということである。

佐野委員「陥落ノ点ハ筑豊地方ガ最モ甚シキモ技術的ニ見テ尚之ヲ軽減スル余地アルベク之ニ関シ経済的ニモ大ナル負担トナラザル復案ヲ有スルモ当面ノ非常時局ニハ採用ヲ得策トセザルベシ」[13]「前掲ノ陥落地対策ニ関スル復案ニ付質問アル処右ハ充塡法ノ改良ト採掘ノ順序ノ改良ヲ骨子トスルモ増産ヲ急務トスル現在後者ハ之ヲ採用スルヲ得ザルベシ」[14]

このように，鉱害防止を不可能にしていたのは，たんなる技術的理由ではなく，当時の経済的・政治的理由＝戦時体制だったのである。石炭鉱業における最大の鉱害である土地陥落の予防がいかに可能であるかについては，小金鉱山局長も――さきの引用と一見矛盾するような内容ではあるが――つぎのようにのべているのである。

「炭坑ニ於テ五十％ノ残柱式ヲ採ラバ陥落スル虞ナキハ技術上ノ常識」[15]

「（土地が――引用者）落チナイヤウナ方法デ作業ヲスル場合ニ於キマシテハ其ノ生ズベキ損害ハ非常ニ少イ」[16]

ところで，鉱害が激化すれば，紛争が激化するだけではなく，鉱害賠償額も増大する。それゆえ賠償額を一定程度におさえるためにも鉱害賠償規定の制定が必要となる。とりわけ，次項でみるように，日中戦争期に入り，それ以前より慣行的に行なわれていた賠償金の支払が急増していったのである。この点に関して，第8回衆議院委員会で川俣委員は「……社会情勢カラ圧サレテ賠償額ガ相当多額ニ上ルコトヲ或ル程度ニ防ギタイト云フ気持ガ，相当濃厚ニ働イテ来タ……ト私共ハ推測シテ居ルノデアリマス」[17]とのべている。

以上みてきたことから明らかなように，鉱害賠償規定は，鉱業活動にともなって鉱害が不可避的・必然的に発生するという，鉱害防止不可能論（これについては再び後述する）を前提にし，生産力拡充政策＝戦時増産＝戦時乱

掘のもとで鉱害が激化・拡大することを見通し，増大するであろう鉱業権者・加害者との摩擦・紛争を予防する目的をもって制定されたのである。階級闘争の激化を予防するために鉱害賠償規定を制定する必要性については，すでに早くから平田慶吉によって強く主張されてきたことであるが[18]，戦時経済下でその必要性を国家も認めざるを得ない状況になったのである。これに対して，鉱害予防については，日本の鉱業法が範としているザクセン鉱業法[19]は除害請求権規定を有しているにもかかわらず，同規定に関しては完全に無視されたのである。また，このことと関連して注目すべきことは，戦時体制のもとで事後処理としての鉱害賠償規定が制定されたのと全く対照的に，同じく当時いくたびも成案されていた，予防規定を中心とする水質汚濁防止法が制定されずに終ったことである[20]。

さて，本項の最初に，賠償規定制定による鉱害問題の処理解決という意図は，戦時下の増産政策により完全にくつがえされた，という石村善助氏の見解を引用したが，この見解が誤っていることはすでに明らかにされた。そして，無過失責任規定に基づく鉱害賠償制度が，わが国における公害に係る無過失賠償制度の最初のものであるなど，その積極的な意義をもつにもかかわらず，戦時立法としての性格規定を深く有していることは後述するとおりである[21]。

1）前掲『鉱業権の研究』540ページ。
2）同上，544ページ。
3）井上晴丸・宇佐美誠次郎『危機における日本資本主義の構造』岩波書店，1951年113ページ。
4）『鉱業法改正調査委員会特別委員会（19回）議事要録』（以下，『特別委員会（第　回）』と記す）の「鉱業法及砂鉱法中改正要綱案ニ関スル鉱産局長説明ノ要旨」1―2ページによる。
5）『官報　号外』1939（昭和14）年2月23日，第74回帝国議会衆議院議事速記録第15号，289ページ。
6）『鉱業法改正調査委員会第2回総会議事要録』（以下，『第　回総会』と記す）7―8ページ。議会でも同様の発言がされている。「（森下国雄）鉱業ノ活況ニ伴ヒ各種鉱害ノ発生漸ク多キヲ加ヘントスル時，是ガ賠償ニ関シ適当ナル法制ヲ設クルハ，刻下ノ急務ナリ」（『官報　号外』昭和14年2月23日，289ページ）　また，

第1回特別委員会で森山鋭一特別委員の「時局ニ鑑ミ生産力拡充其他ニ関連シ鉱業法中改正ヲ要スル点ナキヤ」との質問に対して，山本茂幹事は「従来鉱害賠償ガ最モ問題ナリ，鉱業法中時局ニ関連シ差向キ特ニ改正ヲ要スト認メラルル点ナシ，大体解釈ニテ間ニ合フ見込ナリ」と答弁している（『特別委員会（第1回）』10ページ）。

7）『特別委員会（第1回）』8ページ。

8）『第74回帝国議会衆議院委員会議録（速記）第10回』1939（昭和14）年3月4日16―17ページ。

9）同上，19ページ。

10）『第74回帝国議会貴族院・鉱業法改正法律案特別委員会議事速記録第3号』（以下『貴族院特別委員会』と記す）1939（昭和14）年3月14日，11ページ。

11）『第74回帝国議会衆議院委員会（速記）第10回』1939（昭和14）年3月4日，15ページ。小金局長は同様の見解を『貴族院特別委員会』1939（昭和14）年3月10日，8ページでも強調している。

12）『官報　号外』1939（昭和14）年2月23日，第74回帝国議会衆議院議事速記録第15号，289ページ。

13）『特別委員会（第6回）』12ページ。

14）同上，15ページ。

15）『特別委員会（第10回）』17ページ。

16）『第74回帝国議会衆議院委員会議録（速記）第9回』1939（昭和14）年3月3日，12ページ。

石炭産業による鉱害の社会問題化は，長壁式採炭法の採用と軌を一にしており，1907（明治40）年頃からのことである。長壁式採炭法は，残柱式にくらべ採炭率が高いため，戦時増産体制下では極めて広範に使用され，しかし資材と労働力不足の下で充塡を極端に節約したので，坑内の荒廃とともに鉱害を急速に激化・拡大させることになったのである。

17）『第74回帝国議会衆議院委員会議録（速記）第8回』1939（昭和14）年2月28日2ページ。

18）「近時被害者側に於ても従来の如き不充分なる賠償に満足せず，多数団結し，殊に農民組合を組織して鉱業権者に対抗し，充分なる賠償を得んことに努め，為めに両者の関係は漸く階級的闘争に移らんとしつつある。」「政府に於て速かに賠償規定を制定し，鉱業権者をして充分なる賠償をなさしめることは，一方に於て被害者鉱業権者間の関係が不必要に階級闘争化するを防ぎ，他方に於て鉱業の発達を全からしめる所以であって，従来の政府伝統的方針の如く賠償規定を設けることを避け，事件を姑息なる彌縫的解決に委することは，反って政府の目的とする鉱業の発達を阻害し，鼎負の引倒しの結果を来たすものといわねばならぬ。これ

が故政府当局に於て速かに鉱害賠償規定を制定せんことを切に希望してやまないものである。」（平田慶吉『鉱害賠償責任論』日本評論社，1932年，283—284ページ）。

19）同上，196—197ページ。

20）富井利安「戦前昭和期の公害問題と公害法制」『宮城教育大学紀要』第11巻，1976年参照。なお，この点に関しては別稿する予定である。

21）雑誌『Search 21』1976年9月号の「鉱業法109条（無過失責任賠償）に異議あり」は，鉱業法109条無過失賠償規定と大気汚染防止法25条および水質汚濁防止法19条規定（無過失賠償規定）とを比較し，前者は後者よりも厳しすぎるとし（有害物質の特定，遡及など），前者の緩和修正の必要性を主張しているが，そのなかでつぎのようにのべている。

「この例外的立法を急いだ当時の社会的背景はどうだったのか。

昭和11年に秋田・尾去沢の堆石場崩壊による200名に上る死者を出した事件は特筆されようが，やはりこの法律が生み出されるに至る大きな背景として，国際不安による戦争準備のための，石炭増産が急がれたという事実を無視するわけにはいかないだろう。

〝イシ〟をより多く出すために，一応はヤマに無過失賠償責任を負わせて，地域住民を納得させ，一方，ヤマに対しては，無過失責任を負わせるとはいいながらその実，被害のあった田畑の復元事業などについては，ほとんどの費用を国家・公共団体がみていたのが真相で，その事実は，何よりも石炭増産が国家の課題であったことを物語っている。」（33ページ）。

### (3) 鉱害の激化・拡大と賠償金支払の増大

前項でみたように，鉱害の拡大にともなう鉱害賠償金の増額が，鉱害賠償規定を制定させる1つの大きな要因であった。本項では，第1次世界大戦後，とりわけ日中戦争後，いかに賠償金の支払が増大していったか，そして，その頃の被害および賠償状況について，若干の資料によって検討する。

1913（大正2）年から1939（昭和14）年までに山野，三池，田川の3鉱山で支払われた賠償金の推移（第1表）をみると，2つの大きなピークをみることができる（とくに三池）。1つは，第1次大戦終了年からの増大であり，もう1つは，1937（昭和12）年の日中戦争の数年前からの増大である。前者は，第1次大戦後の不況，恐慌下での「合理化」に基づく鉱害の激化・拡大によるものであり，後者は，大恐慌および「満州事変」後準戦時体制下での

第1表　田川，三池，山野鉱山における鉱害賠償金の推移

単位：円

| | 田川鉱山 | 山野鉱山 | 三池鉱山 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 総額 | トン当り |
| 1913年 | 4,188.55 | 4,492 | 43,092 | 0.0198 |
| 1914 | 11,593.07 | 4,010 | 96,910 | 0.0471 |
| 1915 | 11,492.20 | 2,634 | 42,222 | 0.0245 |
| 1916 | 8,918.63 | 2,267 | 34,814 | 0.0185 |
| 1917 | 11,987.77 | 1,825 | 40,471 | 0.0203 |
| 1918 | 15,645.93 | 3,183 | 129,152 | 0.0689 |
| 1919 | 24,996.13 | 24,567 | 239,037 | 0.1221 |
| 1920 | 47,309.72 | 16,321 | 631,017 | 0.3272 |
| 1921 | 38,311.48 | 20,772 | 567,916 | 0.3377 |
| 1922 | 38,074.32 | 28,675 | 405,493 | 0.2311 |
| 1923 | 48,741.01 | 21,106 | 330,033 | 0.1618 |
| 1924 | 71,862.62 | 15,436 | 358,443 | 0.1926 |
| 1925 | 128,690.88 | 20,882 | 393,895 | 0.1808 |
| 1926 | 103,652.13 | 19,180 | 281,569 | 0.1341 |
| 1927 | 142,716.12 | 41,859 | 228,161 | 0.0996 |
| 1928 | 183,873.17 | 26,549 | 245,773 | 0.1036 |
| 1929 | 208,954.11 | 27,704 | 222,831 | 0.0899 |
| 1930 | 167,219.38 | 20,063 | 211,689 | 0.0899 |
| 1931 | 135,983.12 | 16,382 | 168,982 | 0.0876 |
| 1932 | 231,485.07 | 27,518 | 296,522 | 0.1566 |
| 1933 | 187,477.35 | 32,589 | 225,519 | 0.1007 |
| 1934 | 165,949.90 | 63,121 | 461,839 | 0.2062 |
| 1935 | 147,376.96 | 76,853 | 626,760 | 0.2634 |
| 1936 | 214,118.07 | 98,436 | 654,046 | 0.2678 |
| 1937 | 307,287.13 | 90,786 | 674,046 | 0.2292 |
| 1938 | 264,189.57 | 128,405 | 925,525 | 0.2911 |
| 1939 | 305,392.87 | 123,711 | 1,219,126 | 0.3575 |

（出所）「田川鉱業所沿革史」第10巻第6篇「地方関係」。「山野鉱業所沿革史」第17巻，「地方関係」。「三池鉱業所沿革史」第9巻，庶務課(6)。

第2表　鉱　害　賠　償　総　括　表

単位：町，件，円

| 被害補償物件 | | 1933年 計 | 1934年 金属山 | 1934年 石炭山 | 1934年 石油山 | 1934年 その他非金属山 | 1934年 計 | 1935年 金属山 | 1935年 石炭山 | 1935年 石油山 | 1935年 その他非金属山 | 1935年 計 | 1936年 金属山 | 1936年 石炭山 | 1936年 石油山 | 1936年 その他非金属山 | 1936年 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 田畑 | 面積 | 14,418<br>外 5,168件 | 13,922<br>外 5,157件 | 4,259 | 202 | 261 | 18,644<br>外 5,157件 | 10,407<br>外 5,211件 | 3,601 | 119 | 258 | 14,385<br>外 5,211件 | 11,646<br>外 3,223件 | 5,966 | 71 | 274 | 17,957<br>外 3,223件 |
| | 金額 | 1,434,677 | 363,811 | 1,089,797 | 16,116 | 11,937 | 1,481,661 | 290,273 | 1,380,681 | 15,488 | 30,321 | 1,716,763 | 396,345 | 1,534,785 | 14,038 | 19,991 | 1,965,159 |
| 山林 | 面積 | 40,588 | 39,967 | 48 | 30 | — | 40,045 | 14,071 | 95 | 24 | 1 | 14,191 | 12,245 | 69 | 20 | 6 | 12,340 |
| | 金額 | 90,194 | 76,364 | 28,548 | 3,502 | — | 108,414 | 73,528 | 25,311 | 1,014 | 674 | 100,527 | 75,366 | 36,765 | 1,074 | 253 | 113,458 |
| 山田林畑 | 面積 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 金額 | — | 222,968 | — | — | — | 222,968 | 208,378 | — | — | — | 208,378 | 219,575 | — | — | — | 219,575 |
| その他工作物 | 件数 | 11,261 | 245 | 7,921 | 36 | 3 | 8,205 | 323 | 10,813 | 37 | — | 11,173 | 195 | 11,460 | 23 | 20 | 11,698 |
| | 金額 | 1,110,440 | 126,653 | 1,443,624 | 1,121 | 1,017 | 1,572,415 | 171,610 | 1,867,560 | 568 | — | 2,039,738 | 103,588 | 1,965,989 | 1,089 | 5,535 | 2,076,201 |
| 計 | 面積 | 55,006 | 53,889 | 4,307 | 232 | 261 | 58,689 | 24,478 | 3,696 | 143 | 258 | 28,576 | 23,891 | 6,035 | 91 | 280 | 30,297 |
| | 事件数 | 27,590 | 4,737 | 14,996 | 540 | 12 | 20,285 | 4,601 | 16,964 | 538 | 9 | 22,112 | 5,185 | 16,438 | 154 | 45 | 21,822 |
| | 金額 | 2,635,311 | 789,796 | 2,561,969 | 20,739 | 12,954 | 3,385,458 | 743,789 | 3,273,552 | 17,070 | 30,995 | 4,065,406 | 794,874 | 3,537,539 | 16,201 | 25,779 | 4,374,393 |

| 1937年 | 金属山 | 石炭山 | 石油山 | その他非金属山 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 金額計 | 755,053 | 3,702,980 | 19,059 | 29,647 | 4,506,739 |

（出所）「鉱工業ニ因ル農業被害ニ関スル資料」（防災専門図書館所蔵）第3表，第4表とも。

（注）1．事件数は鉱山に対し補償請求をした人員数（団体請求のものは人員の如何を問わず1件と数える）。

2．金属山の件数は秋田県小坂鉱山の鉱煙による果樹蔬菜に対する補償で面積を表示できないもので，計欄の事件数にはこの数値を含めていない。

3．その他は，索道および軌道線下の荒廃または廃石捨場による鉱害。

4．原表の数値の誤りは訂正した。

増産に基づくものである。このように鉱害が激化・拡大し，賠償金が著増するなかで，政府の手によって鉱業法改正が日程にのぼったのである（第1回鉱害問題対策打合会の開催は1934（昭和9）年)。

つぎに，1933（昭和8）年から1937（昭和12）年までに農林省が行なった全国における鉱害賠償金支払状況調査によると（第2表),年々賠償額が増大している（1933年を100とすると，1937年には165に増大)。しかも，1事件あたりの賠償額が増大していったのである（1933／34／35／36年，各々99／167／184／200円)。そして，事件数・賠償金額とも最も大きな割合を占めているのは石炭鉱山である（両者とも各年70％以上)。

また，鉱山種類別に鉱害関連鉱山数をみると（第3表)，鉱害関連鉱山数が最も多いのは石炭山であり，しかも鉱害関連鉱山数および当該鉱山中のその割合が増大傾向にある。したがって，この時期における主要な鉱害は石炭鉱山による鉱害であったといえる。そして，鉱害を種類別にみると（第4表)，石炭鉱害のなかでも土地陥落が圧倒的に高い割合を占めており，事件数・賠償金額とも72—80％である[1]。第4表で賠償方法の内訳をみると「毎年補償」が最も多く，その占める割合は38—45％である。復旧の割合も高く，25—30％である。

以上の資料からして，日中戦争の少し前より，石炭鉱山の土地陥落を中心とする被害が増大し，それにともない毎年賠償金が増大し，鉱業資本にとっ

**第3表　鉱害関連鉱山数**

| | 1934年 | | | 1935年 | | | 1936年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 総鉱山数 | 鉱害関連鉱山数 | 割合 | 総鉱山数 | 鉱害関連鉱山数 | 割合 | 総鉱山数 | 鉱害関連鉱山数 | 割合 |
| | | | % | | | % | | | % |
| 金属山 | 207 | 49 | 23.7 | 258 | 52 | 20.2 | 282 | 62 | 22.0 |
| 石炭山 | 190 | 92 | 48.4 | 197 | 98 | 49.7 | 218 | 115 | 52.8 |
| 石油山 | 22 | 13 | 59.1 | 25 | 18 | 72.0 | 23 | 11 | 47.8 |
| その他非金属山 | 39 | 3 | 7.7 | 46 | 3 | 6.5 | 54 | 4 | 7.4 |
| 計 | 458 | 157 | 34.3 | 526 | 171 | 32.5 | 577 | 192 | 33.3 |

（注）原表中，合計数値が合わないものは訂正した。

**第4表　鉱害種類別事件数および鉱害賠償内訳**

単位：件，円

| | 1933年 | | | | | | 1934年 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事件数 | 買収 | 復旧 | 一時金打切補償 | 毎年補償 | 計 | 事件数 | 買収 | 復旧 | 一時金打切補償 | 毎年補償 | 計 |
| 鉱煙 | — | — | — | — | — | — | (21.8) 4,421 | 585 | 36,975 | 91,178 | 445,271 | (17.0) 574,009 |
| 鉱水 | — | — | — | — | — | — | (3.7) 756 | 10,393 | 7,862 | 136,075 | 87,438 | (7.1) 241,768 |
| 土地陥落 | — | — | — | — | — | — | (72.2) 14,644 | 228,116 | 779,315 | 543,164 | 952,652 | (73.9) 2,503,247 |
| その他 | — | — | — | — | — | — | (2.2) 464 | 200 | 6,593 | 33,182 | 26,459 | (2.0) 66,434 |
| 計 | 27,590 | 230,387 | 612,814 | 621,903 | 1,270,207 | 2,735,311 | 20,285 | 239,294 | 830,745 | 803,599 | 1,511,820 | (100.0) 3,385,458 |
| | | (8.4) | (22.4) | (22.7) | (46.4) | (100.0) | | (7.1) | (24.5) | (23.7) | (44.7) | (100.0) |

| | 1935年 | | | | | | 1936年 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事件数 | 買収 | 復旧 | 一時金打切補償 | 毎年補償 | 計 | 事件数 | 買収 | 復旧 | 一時金打切補償 | 毎年補償 | 計 |
| 鉱煙 | (18.7) 4,220 | 2,387 | 18,755 | 5,639 | 449,904 | (13.0) 527,085 | (21.2) 4,632 | 26,841 | 26,418 | 55,601 | 512,978 | (14.2) 621,838 |
| 鉱水 | (3.5) 796 | 100 | 9,840 | 147,243 | 77,546 | (5.8) 234,729 | (1.9) 404 | 13,147 | 708 | 43,719 | 84,649 | (3.3) 142,223 |
| 土地陥落 | (74.9) 16,891 | 301,277 | 1,175,449 | 790,083 | 993,419 | (80.2) 3,260,228 | (74.8) 16,313 | 239,717 | 1,262,836 | 720,645 | 1,298,347 | (80.5) 3,521,545 |
| その他 | (2.9) 659 | 312 | 2,466 | 30,356 | 10,230 | (1.1) 43,364 | (2.2) 473 | 3,613 | 30,978 | 16,879 | 37,317 | (2.0) 88,787 |
| 計 | 22,566 | 304,076 | 1,206,510 | 1,023,721 | 1,531,099 | (100.0) 4,065,406 | 21,822 | 283,318 | 1,320,940 | 836,844 | 1,933,291 | (100.0) 4,374,393 |
| | | (7.5) | (29.7) | (25.2) | (37.7) | (100.0) | | (6.5) | (30.2) | (19.1) | (44.2) | (100.0) |

（注）カッコ内は割合。

第5表　鉱工業による農業被害（1939年10月1日～1940年9月30日）

単位：戸，町

| | | 被害農家 | 被害面積 | | | | | | 被害を及ぼす鉱山数 | 被害市町村数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 戸数 | 水田 | 畑 | 果樹 | 桑 | その他 | 計 | | |
| 鉱業 | 煙害 | 16,972 (20.2) | 8,458 (14.4) | 4,358 (81.1) | 583 (83.2) | 233 (71.9) | 16,952 (93.4) | 30,584 (36.8) | 64 (8.1) | 58 (12.7) |
| | 鉱水 | 53,067 (63.1) | 39,803 (68.0) | 618 (11.5) | 46 (6.6) | 84 (25.9) | 957 (5.3) | 41,508 (50.0) | 457 (57.8) | 286 (62.9) |
| | 土地陥落 | 14,037 (16.7) | 10,275 (17.6) | 396 (7.4) | 72 (10.3) | 7 (2.2) | 242 (1.3) | 10,992 (13.2) | 269 (34.1) | 111 (24.4) |
| | 計 | 84,076 (100.0) | 58,536 (100.0) | 5,372 (100.0) | 701 (100.0) | 324 (100.0) | 18,151 (100.0) | 83,084 (100.0) | 790 (100.0) | 455 (100.0) |
| 工業 | 煙害 | 12,802 (54.4) | 6,384 (44.3) | 2,039 (96.5) | 200 (96.6) | 413 (98.3) | 918 (96.5) | 9,954 (55.0) | 134 (35.1) | 116 (45.3) |
| | 鉱水 | 10,633 (45.2) | 7,990 (55.4) | 62 (2.9) | 7 (3.4) | 7 (1.7) | 33 (3.5) | 8,099 (44.7) | 245 (64.1) | 137 (53.5) |
| | 土地陥落 | 91 (0.4) | 45 (0.3) | 11 (0.5) | — | — | — | 56 (0.3) | 3 (0.8) | 3 (1.2) |
| | 計 | 23,526 (100.0) | 14,419 (100.0) | 2,112 (100.0) | 207 (100.0) | 420 (100.0) | 951 (100.0) | 18,109 (100.0) | 382 (100.0) | 256 (100.0) |
| 合計 | | 107,602 | 72,955 | 7,484 | 908 | 744 | 19,102 | 101,193 | 1,172 | 711 |

（出所）「鉱工業ニ因ル農業被害ニ関スル資料」（防災専門図書館所蔵）より作成。
（注）カッコ内は割合。

て大きな負担となっていったのである。

1) ただし，1940—41年の別の資料によると（第5表），鉱害被害面積のうち土地陥落によるその割合は少なく，鉱水によるその割合が高くなっている。この点については別途検討の余地がある。

## 3. 鉱業法改正調査委員会の審議経過

### (1) 特別委員会の人的構成

1937（昭和12）年10月11日，勅令により鉱業法改正調査委員会官制が公布され，同委員会は「商工大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応ジテ鉱業法改正ニ関スル重要事項ヲ調査審議」（第1条）することになった。同官制に基づき委員22名が任命され，商工大臣より「鉱業法改正ニ関スル意見如何」という諮問が出され[1]，同月25日に第1回会議が開催された。鉱業法改正審議事項としては，(1)鉱害賠償法制に関する事項，(2)事業統制の見地よりする鉱業権の整理に関する事項，(3)試掘権制度の改廃に関する事項，(4)砂鉱法の改廃に関する事項，(5)斤先掘及共同井制度に関する事項が，予想されていた[2]。会議では，会長の吉野信次商工大臣が，諮問事項に対する具体的な成案を作成するために，9名の特別委員を指名し[3]，委員の互選によって松村真一郎が特別委員会の委員長に選ばれた。松村は，貴族院議員で，元農林次官であった。他の特別委員はつぎのとおりであった。

小浜八彌（農林省農務局長），小金義照（商工省鉱山局長），大森洪太（司法省民事局長），我妻栄（法律家），松本健次郎（日本鉱山協会理事），平田慶吉（法律家），森山鋭一（司法省法制局参事官），坂千秋（内務省地方局長）

委員長を除くと，法律家2名，司法省2名，商工省1名，農林省1名，内務省1名，日本鉱山協会1名である。この人的構成をみれば明らかなように，間接的にであれ被害者の利害を反映しうるのは，法律家を除き，農林省だけであった。これに対し，鉱業資本の利害は，日本鉱山協会の代表が直接的に，商工省の委員が間接的に，反映できる状況にあった。したがって，この人的

構成からして，決定される鉱業法改正法案が，鉱業資本の利益を充分に反映するものとなるであろうことが明白であった。この点に関連していえば，鉱害賠償規定法案が，特別委員会の審議を通じて，いかに鉱業資本の利益を反映するものとなっていったかは後にみるとおりである。

なお，特別委員の平田慶吉は，諸外国の鉱害賠償法制と日本における鉱害および鉱害賠償の実態を詳細に研究し，1932（昭和７）年にわが国最初の体系的な『鉱害賠償責任論』を著し，同書で「賠償規定の要綱」を提示し[4]，鉱害問題対策打合会にも参加し，特別委員会では「鉱害賠償法制ニ関スル要綱」を提出した鉱害賠償問題の法理論上の専門家であった。そして，前者の要綱が打合会の検討素材になり，また後者の要綱および特別委員会で決定された「鉱害賠償法制ニ関スル要綱」の土台になったのである。それゆえ，鉱害賠償法案の成立過程を明らかにするうえでは，諸外国の鉱害賠償規定，とりわけプロイセン法とザクセン法，および上記の３つの要綱を比較検討することが重要である。（第９表参照）

1）諮問の年月日は，1937（昭和12）年10月19日付（商工省『鉱業法改正調査委員会関係資料』〔通商産業省所蔵〕による。以下『調査委員会関係資料』と記す）。

2）同上，1937（昭和12）年10月18日起案文書。

3）平田慶吉『鉱害賠償規定解説』有斐閣，1939年，18―19ページ。

4）平田慶吉『鉱害賠償責任論』日本評論社，1932年，273ページ以下。なお，同書は，平田慶吉が東京帝国大学に提出した学位論文「鉱害賠償責任に就て」に「多少の修正補正を加へたもの」（末弘厳太郎「新刊批評」『法律時報』1919年２月，39ページ）である。平田は，1912年に東京帝国大学法学部を卒業し，1931年に学位を取得し，その後1935年頃には帝国農会の特別議員をし，また弁護士兼産業組合中央金庫監事でもあった。われわれが目を通した平田の鉱害に関連する論文，著作を年代順にあげるとつぎのとおりである。

『鉱業法（現代法学全集第18巻）』日本評論社1929年，『鉱害賠償責任論』日本評論社1932年，「適法行為と違法行為との同一性」『民商法雑誌』1935年４月１日，「尾去沢鉱山の惨事と法律問題」『法律時報』1936年12月，『鉱業法要義』有斐閣1937年，「所謂無過失説と適法説について」『正義』1937年７月，「鉱害賠償規定の制定」『法律時報』1939年２月，『鉱害賠償規定解説』有斐閣1939年，「地下掘鑿と不法行為」『民商法雑誌』1639年２月１日，「鉱害賠償規定解説（一，二）」『民商法雑誌』1939年５月10日，６月１日，『鉱業法要義増訂版』1942年。

(2)　特別委員会の審議経過の概要

鉱業法改正委員会特別委員会は，1937（昭和12）年11月4日の第1回から，1938（昭和13）年11月30日の第18回まで，約1年間にわたって開催された（ただし，第5回は重要鉱産物増産法案要綱の審議のみ）。議事要録にしたがうと，議事経過の概要は以下のとおりである。（第9表参照）

第1回（1937年11月4日）は，主として審議の順序について討議され，鉱害賠償問題が最緊急であるとし，同問題から審議を進めることが決定された。

第2回（1937年11月17日）では，①小金委員より，死者約240名を出した小串鉱山の災害（1937年11月11日発生）について報告があり，これに関連して災害防止の問題点が討議され，とくに鉱業警察事務の人員上，経費上の欠陥，同事務に関する商工，内務両省協力の問題点が討議された。その他には，②鉱害賠償法を制定するものとして，㋑現在すでに発生している鉱害に遡及して同法を適用する法技術上の問題，㋺鉱害発生のおそれがある場合に，それに対する防止請求を法認することの可否，鉱業警察との調整問題，などが審議され，平田委員より「鉱害賠償法制ニ関スル要綱」が提出され，これに基づいて審議を進めることになった。また，「福岡鉱山監督局管内ニ於ケル鉱業被害補償状況及被害地調」が資料として配布された。

第3回（1937年12月1日）は，①鉱害賠償法制度の可否，②無過失賠償責任を認めることの可否，③賠償範囲を如何に定めるかの問題，④鉱害金庫の構成，機能などに関する問題，⑤鉱害調停制度を設けることの可否，⑥鉱害予防設備施設請求権を認めることの可否，などについて審議された。

第4回（1937年12月15日）は，平田委員提出の「鉱害賠償法案ニ関スル要綱」を審議したが，問題となった主要事項は，①他の産業に先んじて鉱業にのみ損害賠償を法定することの可否，②鉱害金庫制の理論的根拠，③賠償すべき鉱害の範囲を限定することの要否である。

第6回（1938年6月8日）は，主として平田委員と佐野秀之委員（東京帝国大学工学部教授，調査委員）の九州および四国地方における鉱業被害状況の視察報告と現地における鉱業者，地元市町村長との懇談会における意見に

関しての報告がされた。

第7回（1938年7月6日）は，大森・平田両委員の鉱害地視察報告について，主として，全国鉱害賠償状況調によって，鉱害の原因，その範囲などについて審議され，資料として，①全国鉱害賠償状況調，②鉱業法改正調査に関する上申書（鉱山懇話会提出），③鉱業法改正に関する陳情書（石炭鉱業聯合会提出）が配布された。

第8回（1938年7月15日）は，平田委員提出の「要綱」を中心として，①賠償すべき鉱害原因の種類及範囲（とくに原因を限定すべきか否か），②賠償すべき被害の種類，範囲および程度（とくに人および動産に対する害をも包含すべきか否や，およびとくにいうに足らない程度の損害の取扱），③賠償責任および責任者（とくに鉱害が天災と作業の競合により生じる場合の責任）などに関して審議された。

第9回（1938年7月26日）は，平田委員提出の「要綱」により鉱害金庫制度について審議したが，供託金制度に変更する方向になった。

第10回（1938年8月2日）は，まず福岡県鉱害被害地代表の陳情を聞いた後，「要綱」第1の8から11の審議を終え，数カ所を訂正・増補した。とくに，損害賠償方法については，激論がたたかわされたが，結局，金銭賠償を原則としつつも，相当広範囲にわたり原状回復への転換を認めることに決定された。

第11回（1938年9月17日）は，主として前回まで審議した平田委員提出による鉱害賠償法制に関する要綱を同委員が審議の結果に基づき補修を加えた新要綱の説明を行い，各委員から質疑応答があった。

第12回（1938年9月21日）は，平田委員の修正した要綱について，逐条審議を始め，鉱害の種類を，①土地の掘鑿，②坑水廃水の放流，③鉱煙の排出，(4)捨石廃泥（のちに廃滓に変更）の堆積，の4種に決定した。鉱煙とは大体製錬所の排煙を意味することとし，ついで鉱害原因の競合の場合における負担割合を定めるべきか否かについて審議された。

第13回（1938年9月27日）は，引続き平田委員要綱第4から第6までの審

議を終え，主として問題となった事項は，①要綱第4，石炭鉱業における積立金について，第1項の供託金の限度額に関する問題，第2項の主務官庁に関する問題，②要綱第5，前項の供託物について，継続的賠償と終局的賠償に対する担保の問題，供託金はいずれの債権に充当するかの問題，③要綱第6，鉱業権の「譲渡」とあるのは，差押の場合もあるので，これを「移転」とするか否かの問題である。

第14回（1938年10月5日）は，要綱第7から第14までを審議した。主として議論された事項は，①要綱第7，積立金の取戻に関して，請求権行使の時期を10年間損害生ぜざるときとするのは長期にすぎないか，請求権行使の手続，毎年補償の場合においても取戻を認めるか否かの問題，損害発生の有無の判定の問題，②要綱第8，金銭賠償に代えて原状回復をなすことに関して，いかなる場合に金銭賠償に代えて原状回復をなすかの問題，③要綱第9，悪意および天災その他不可抗力に関して，悪意は過失とすべきではないか，天災と不可抗力とは解釈上異なるので字句の整理が必要ではないか，④要綱第12，独立製錬所の今後の主管官庁に関して，現行鉱業法と独立製錬所との関係，将来の取扱の問題，⑤要綱第13，鉱夫の扶助と鉱害賠償規定との関係，⑥要綱第14，鉱害賠償規定施行前に生じた損害の補償に関して，見舞金その他の形式によって損害を補塡したものの取扱の問題，損害額算出時期の問題，である。

第15回（1938年10月26日）の審議は鉱害賠償規定施行前の損害賠償に関する遡及の限度にあったが，根本論に立帰り，遡及制を認めるか否かを討議し，①過去の賠償については一応落着いているので遡及制度を認めることは事態を蒸し返すという説（坂，松村委員）②その賠償義務者を損害発生当時の鉱業権者とすると実益に乏しく，③現在の鉱業権者とすると自己の関知しないことについて賠償する結果となり酷すぎる（松本委員），④過去の賠償額が少額であることを理由とすると過大なものについてはこれを返還する規定を必要とする（大森委員）などの説に対し，過去において何等損害の賠償を受けず，または受けた額が著しく少額であるものに対してはさらに何等の方法に

より賠償させることが公平の観念からみて妥当であるとの説（松村，平田，森山，我妻委員）があった。結局，相当程度年限を遡及させる必要があるとの多数意見であったが，この問題は極めて重大事項であるので，さらに次回審議を続行することとなり，結論は出なかった。

第16回（1938年11月８日）は，審議開始前に福岡県鉱業被害地復旧期成会の陳情を聞いた。審議で主として問題となったのは前回に引続き賠償の遡及に関する事項で，要綱第14が遡及年限を鉱害賠償規定施行前５年以内に生じた損害に限ると規定しているのに対し，さらに要綱第12のような項を追加して賠償の範囲を拡張する必要があるとの説（小浜委員），法制はすべて遡及効を認めないのが原則で，遡及の範囲の拡張にはすぐに賛成しがたいとの説（森山委員）などがあり，また５年間と限る場合における実際運用の範囲などを討議したが，結局決定をみられず継続審議となった。

第17回（1938年11月16日）は，主として鉱害賠償規定施行前の損害の賠償についていかなる程度の遡及を認めるかについて前回につづいて審議をし，新たに平田委員から損害発生時の鉱業権者をそれぞれ賠償義務者となすとの案が提出された。大森委員から現在の鉱業権者を賠償義務者とし自己の責任でないことを立証したものに限り免責するとの案の提議があり，審議の結果平田案を採用することに決定した。つぎに，平田委員から新たに賠償は原則として原状回復を第一義とすることの案が提出されたが，討議を終了せず次回再審議となった。

最終回の第18回（1938年11月30日）は，主として金銭賠償を原則とするか原状回復を原則とするかについて，再審議の結果，金銭賠償を原則とすることに決定した。ついで，鉱害調停規定を設けるか否かについて審議の結果，これを採用することとして，大森委員案を審議した。

以上の経過をへて特別委員会で要綱が決定され，第３回調査委員会総会（1938年12月14日）で承認された。

## 4. 鉱害賠償規定をめぐる諸階級の要求

本節では，いかなる審議過程のもとにいかなる鉱害賠償法案が成立していったかを明らかにする前提として，それらに最も大きな影響をおよぼす鉱業権者と被害者の，鉱害賠償規定に関する諸要求を，特別委員会に出された意見・陳情などによって検討しておく。

(1) 鉱業権者の要求

まず，鉱業権者＝鉱業資本家側の要求からみてみよう。鉱業権者からの鉱害賠償規定に関する意見は，1938（昭和13）年5月に，特別委員4名が四国および九州地方の鉱害地域を視察した際にもたれた懇話会（三池および筑豊）で出されたが，視察後，鉱山懇話会と石炭鉱業聯合会より商工大臣宛に「上申書」・「陳情書」が提出され（ただし，内容は全く同文で両者とも1938年5月25日付），第7回特別委員会（1938年7月6日）で各委員に資料として配布された。その主な内容はつぎのとおりである。

「第一，鉱害補償ニ関スル件

一，鉱害補償制度ニ付テハ慎重審議アランコトヲ望ム　理由　我鉱業法ハ……鉱業ノ軍事上並ニ産業上ニ於ケル重要性ニ鑑ミ之ガ発達ヲ助長スルノ要急ナルモノアルヲ以テ其経営上支障ナキヲ期スルト共ニ負担ヲ限定スル等特ニ之ヲ保護シ先進諸国ニ見ルカ如キ鉱害補償制度ヲ設ケサリシモノナリ……過失責任主義ヲ採ル我民法ノ下ニ於テハ鉱害ニ対シ賠償責任ナキハ論ナキ所ナリ然レトモ今日ニ於テハ鉱業法制定当時ト社会情勢ノ異ルモノアルヲ以テ諸般ノ事情ヲ考慮シ之ヲ法制化セントスルモノナルニ於テハ或ハ已ムヲ得サランモ抑モ無過失補償制度設定ノ可否ハ我法制上並ニ産業上ノ重大問題ニシテ一旦該制度ヲ設クルニ於テハ其波及スル所広汎ナルヲ以テ慎重審議セラレンコトヲ切望ス」

「二，鉱業補償責任ノ範囲ヲ左ノ如ク限定スヘキモノト認ム　鉱物ノ採掘ニ因リ地表陥落其ノ他土地ノ形状変更シタル場合ニ於テ土地・竹木・農作物・工作物ニ損害ヲ生シタルトキハ其直接的，財産的ノ実害ニ限リ鉱業権者補償ノ責ニ任スルモノトスルコト　理由　……鉱物ノ採掘ハ地

下作業ニシテ斯ル作業ハ鉱業特有ノモノト謂フヘク選鉱，製錬ハ既ニ採掘シタル鉱物ヲ処理スルモノナレハ一般加工，精製ノ工業特ニ新興化学工業及独立製錬業ト其性質ヲ同ウシ……選鉱，製錬ノ及ス影響ニ至リテハ土地ノ毛上ニ在リテ其被害ハ鉱煙，鉱水ト旱害，風害，虫害，水害其他，自然的原因トノ共働ニ因ルモノ多ク各原因ニ因ル被害額ノ算定ハ従来ノ経験ニ徴シ実ニ至難ノ事ナリ況ンヤ人畜ニ及スモノニ付テハ之レヲ知ルヘキニアラス故ニ両者ヲ同一ニ律スルハ理論上並ニ実際上妥当ナラス……鉱業法ニハ鉱物ノ採掘ニ関スルモノノミヲ規定シ選鉱，製錬ニ関スルモノニ付テハ将来一般工業ニ対スル結果責任ノ問題ヲ生シタル際審議セラルヘキモノト思料ス」

「三，鉱害補償ハ金銭ヲ以テ行フモノトスルコト但シ原状回復ヲ為スコトヲ妨ケサルモノトスルコト　理由　鉱害補償ハ金銭ヲ以テ之ヲ行フヨリモ実害ノ除去又ハ機能ノ回復ヲ為スヲ適当トスル場合アルニヨル」

「四，（省略）」

「五，（省略）」

「六，鉱害補償ノ請求権ハ被害者カ損害及補償義務者ヲ知リタル時ヨリ一年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅スルモノトスルコト損害発生ノ時ヨリ五年ヲ経過シタルトキハ消滅スルコト」

「第二，鉱害金庫ニ関スル件

鉱害金庫ノ設置ニハ賛意ヲ表シ難シ　理由　(イ)……鉱害金庫ハ加入者ノ共同ノ出捐ヲ以テ他人ノ鉱業ニ起因スル損害ヲ補償スルコトヲ目的トスルモノナリ而シテ他人ノ行為ノ結果ヲ責任ナキ者ニ負担セシムルカ如キハ法制上余リニ急激ナル変革ニシテ法律秩序ヲ混乱セシムルモノト謂ハサルヲ得ス

(ロ)若右制度ヲ実施センカ鉱業権者ニ過重且不公平ナル負担ヲ為サシムルコトトナルヘシ即

甲，無過失補償責任ハ一般産業ニ対シ之ヲ認メサルニ拘ラス鉱業ニ対シテノミ之ヲ認ムルハ既ニ其責任ヲ重カラシムルモノナルニ法律上亦事

実上何等ノ関係ヲ有セサル他人ノ鉱業ニ付其責ニ任セシムルハ倍々之ヲ加重スルモノニシテ他ノ産業ニ比シ公平ヲ欠クノ甚シキモノナリ……(乙は省略)」

「要スルニ鉱害金庫ヲ設立シ責任ナキ者ニ負担ヲ転嫁セシムルハ不合理ナルノミナラス損害ニ対ジ注意ヲ払ハサル者アルニ至ルヘキ惧アルヲ以テ賛意ヲ表スルコトヲ得ス」

「第三，鉱害調停ニ関スル件

一，鉱害調停制度ハ之ヲ設定スルモ所期ノ効果ヲ挙ケ難キモノト認ム

理由　……調停制度ヲ設クルニ於テハ徒ニ事件ヲ調停ニ付セントスルノ風ヲ生シ事端ヲ滋カラシムルノミナラス鉱害事件ノ如キ因果関係及数額ノ専門的調査ヲ要スル等小作ニ関スル事件ト異ルモノニ在リテハ調停者ニ適格者ヲ得ルコト至難ト認メラルル……

二，損害ノ虞アル場合並ニ鉱業法ニ依ル補償金及担保請求ニ関スルモノノ調停ニ付特ニ規定スルノ要ナキモノト認ム　理由　(イ)損害発生ノ虞アルハ鉱業特有ノモノニアラスシテ各種産業概ネ然ラサルナシ故ニ此ノ如キ場合ニ於テモ之ヲ調停ニ付セントスルニ於テハ一般民事法又ハ産業共通ノ問題トシテ攻究スヘキモノニシテ鉱業ニ限リ之ヲ争議事件トシテ調停ニ付スルノ理由ナキモノト認ム　(ロ)補償金又ハ担保ノ請求ハ鉱業用地ノ使用等ニ関スルモノニシテ用地ノ使用ハ事業上急ヲ要スルヲ以テ……協議調ハサルトキ若ハ協議ヲ為スコト能ハサルトキハ鉱業行政庁ノ裁決前ニ於テ調停ニ付スルモノトセハ其成否ノ定マル迄相当期間ヲ要スルヲ以テ事業上大ナル支障ヲ生シ又裁決後ニ於テ調停ニ付スルモノトセハ裁決ト同様ノ手数ヲ重ネサルヘカラス……」

つぎに，特別委員が鉱害地を視察した際開かれた懇談会で出された意見をみると概ねつぎのとおりである。まず，①三池炭礦職員，

「一，(省略)

二，陥落地ノ復旧ハ努メテ之ヲ為シツツアルモ復旧ニ同意セザルモノアリ一団地トシテ復旧ヲ要スル場合ニ於テハ強制的ニ復旧スルコトヲ得ル様立法ヲ望ム

三，廃水，煙等ノ被害ハ補償関係ヨリ除カレ度

四，復旧ハ金銭賠償ヲ原則トシテ地主ヲ相手トスル様立法ヲ望ム

五，賠償時期ハ陥落ノ進行ヲ中止セル頃ヲ適当ト思フモ其ノ時期程度ノ判定ハ極メテ困難ナル問題ナルヲ以テ立法ノ際十分考慮アリ度」[1)]

②中小炭鉱の多い筑豊鉱業会

「一，吾法制ハ総テ過失責任主義ヲ採用シ居ルヲ以テ鉱業ノミ其ノ例外トシテ無過失責任ヲ採ルハ不可ナリ従来ノ賠償ハ隣人愛ヨリ賠償シタルモノナルヲ以テ之ヲ法規トシテ義務付ケルコトハ不当ニアラズヤ

二，鉱水ト煙ハ賠償法制ヨリ除外セラレ度

三，被害物件ハ土地，建物トシ（動産ヲ除キ）採掘箇所ノ直上ノ直接被害ニ限リ賠償スルコトトセラレ度

四，賠償ハ金銭賠償ト原状恢復トノ選択ハ鉱業権者ノ自由ナリトスルコトトセラレ度

五，賠償ノ特約（打切補償）ヲ認ムルコトヲ望ム」[2)]

以上からまず特徴的なことは，鉱害賠償制度の制定には反対していないことである。これは,「民間団体ノ賠償法制定ニ関スル意見ハ賛否相半バスルモノノ如ク，鉱業ノ種類ニ依リテモ相異ナルガ如シ」[3)]という状況を反映したものであろう。その理由としてあげられている「産業上ノ重大問題」とは，より具体的には，日本鉱山協会の理事である松本委員によれば，つぎのようなことである。すなわち,「産業ニ因リ生ジタル損害ニ付無過失賠償責任ヲ認ムルベキモノトセバ，他ノ事業トノ権衡モアリ鉱業ノミニ付先ンジ之ヲ認ムルハ問題」[4)]であるからである。いいかえれば,競争条件の不平等化をもたらすから反対しているのである。それゆえ,「鉱山側ハ現在ニ於テ相当ノ賠償ヲ為シツツアルヲ以テ成ルベク現状維持ヲ希望」[5)]するのである。つづけて，松本委員はつぎのようにのべている。「賠償請求ハ年々増加シ其ノ要求ニ際限ナク，之ガ折合ヲ付クルニ当リテハ多ク鉱山側ニ於テ譲歩シ勝ナリ，之ヲ適正ナラシムル為法規ノ制定ヲ要ス……意見モアリ，小規模鉱山ニ於テハ屢々鉱業権者変更シ被害者ガ賠償ヲ受クルコト困難ナル場合尠カラザルヲ以テ法規ヲ制定スベシトノ意向モアリ但シ之ニ対シテハ小鉱主ハ強硬反対スルニアラズヤ

ト思ハル[6]」。ここでは，賠償制度の制定を認めているが，それは賠償額を適正なものにするために，換言すれば，増大する要求を封じ現状を固定化するために認めているのである[7]。他方，小規模鉱山は鉱害賠償法の制定には強硬に反対するのではないかとのべているが，その実情・詳細は不明である。中小炭鉱の多い筑豊鉱業会は，法規で賠償を義務づけることは不当ではないかとのべているものの，賠償法の賠償範囲などについて，具体的に要望を出している。

以上，鉱害賠償制度の制定に関して，概ね大資本の見解を代表していると思われる鉱山懇話会・石炭鉱業聯合会は，慎重審議を要望し，他方，かなりの程度中小資本の見解を反映していると思われる筑豊鉱業会は，制定を不当としている。しかし，それぞれの要求の主眼点は，制定されるであろう賠償規定の内容におかれている。すなわち，第1には，賠償範囲の限定に関してであり，大資本，中小資本とも鉱水・鉱煙の除外を要求し，さらに中小資本は直上被害のみの賠償，打切補償の承認を要求している。第2には，原状回復か金銭賠償かに関してであり，大資本，中小資本とも原状回復を否定していない。大資本は金銭賠償によるものとし，ただし原状回復を妨げるものではないとし（また，一部賠償相手を地主とするよう要求），中小資本は，どちらにするか鉱業権者に選択権があるようにすることを要求している。第3に鉱害金庫に関してであり，「上申書」・「陳情書」は，鉱害金庫の設置は責任のないものに負担を転嫁させるものであるとし，反対している。第4に，調停制度に関してであり，「上申書」「陳情書」は，適格な調停者を得ることが困難であり，損害発生のおそれは他産業にもあるにもかかわらず，鉱業のみを争議事件として調停する根拠はないなどの理由で，同制度は所期の効果をあげることができないとしている[8]。

総じて，鉱業権者が最も大きな関心をよせていることは，鉱業のみに無過失賠償責任制度を制定することにより生じる，他産業との競争条件の不平等化である。それゆえ，彼らの要求は，「諸般の事情」によりその法制化をやむを得ないと認めたとしても，賠償範囲の限定など，競争条件の悪化を阻止することにおかれていたのである。いいかえれば，現在慣行的に行われている

賠償を，それ以上拡大させないことにおかれていたのである。

1）『特別委員会（第6回）』8ページ。
2）同上，9ページ。
3）『特別委員会（第3回）』5ページ。松村委員長発言。
4）同上，2—3ページ。
5）同上，3ページ。
6）同上，3ページ。松本委員発言。
7）ただし，海軍省の直営である新原炭礦は,「現在ハ賠償費トシテ相当額ノ予算ヲ計上シ之ニ依リ支弁シ居ルモ法規制度ノ暁ハ法律上ノ根拠モ明瞭トナリ会社法ノ運用モ利便多シ」として,「賠償法制ハ速ニ其ノ制定ヲ望ム所ナリ」(『特別委員会（第6回）』6ページ）とのべており，私的資本とは異なり，むしろ賠償法の制定を積極的に希望している。
8）ただし，調停制定に賛成している資本も存在している。すなわち，鉱害地域を視察した大森委員はつぎのようにのべている。「此業者ノ意見ハ……調停制度ニ賛成ニシテ調停ガ裁判ニ比シ極メテ短期間ニ終結シ且費用モ極メテ少ナキ点ヲ礼讃セリ，業者中ニハ従来調停委員ニ人ヲ得難キ関係ヨリ調停ニ反対セル者アルモ人選ニ意ヲ用フルニ於テハ双手ヲ挙ゲテ賛成ナリト謂ヘリ」「又調停委員中ニハ必ズ鉱山監督官憲ヲ加ヘラレタシト謂ヘリ」(『特別委員会（第7回）』2ページ)。

(2)　被害者の要求

第6回特別委員会における平田委員の報告によれば，鉱害地域の視察の際もたれた地元市町村長懇談会（大牟田市，飯塚市，直方市の市長または助役，関係町村長数名，県総務，経済両部長および関係官出席）では，つぎのような要求が出された。

「一，賠償責任者不明ノ場合，鉱区外ノ陥落……二重鉱区ノ陥落等ノ場合賠償ナキニ付斯ノ如キ場合ニ於テモ賠償スルコトヲ明定セラレ度
二，地下掘採ノ為市街地ガ全般的ニ沈下セル場合洪水ノ際ニ於テ商品ノ汚損又ハ流出セルモノニ対シテハ現在賠償ヲ為シタル例ナシ又其ノ為休業セル損失ニ付テモ同様ナリ斯ルモノニ付テモ賠償規定ヲ設ケラレ度
三，従来一時打切ノ補償契約ヲ為シタルモノ相当数アルモ安価ニ過グルモノアリ此等ニ付テモ相当考慮セラレ度
四，現在ハ被害者ハ鉱業権者ノ稼行場所ヲ知ルニ由ナキニ付坑内実測図

ノ閲覧ノ出来ル制度ヲ設ケラレ度

五，賠償ハ主トシテ地主ガ之ヲ受ケ小作人ハ何等均霑セザルニ付此ノ点モ考慮セラレ度

六，小作人ノ作離シ及減収等ニ付テモ考慮セラレ度

七，復旧時期ニ付地主ト鉱業権者ノ意見一致セズ長キハ数年ヲ要スルモノアルニ付復旧ノ時期ニ付テモ規定セラレ度

八，悪水ノ取締ヲ厳重ニセラレ度

九，鉱産税半額移譲モ炭礦ノ膨脹ノ為人口増加ノ結果益スル所尠シ依テ全額移譲ニ努メラレ度[1]」

四阪島の煙害地地元町村長の意見は，煙害予防施設の改良，中和工場などの新設などにより，煙害の程度は軽減したとはいえ，「絶無ニアラザレバ賠償法制ハ必要ナリ依テ速ニ之ガ制定セラレ賠償ノ基準ヲ明示セラレンコトヲ望ム[2]」というものであった。

つぎに，第10回特別委員会（1938年8月）でなされた陳情はつぎのようなものであった。まず，鉱業被害地関係福岡県郡市町村農会長[3]。

「①　鉱業被害賠償ノ責任ヲ法制化スルコト即チ鉱業法改正ニ当リテハ此ノ賠償責任ノ規定ヲ挿入セラレ度キコト――此ノ点ニ関シテハ法律上ノ権利無キ為不都合多キ歴史アリ殊ニ往々ニシテ賠償責任ノ所在不明ナル場合アルヲ以テ第一次ノ責任者，第二次ノソレト謂フ如ク詳細ニ責任者ヲ定メ之等ノ判明セザル場合ニ於テハ全体ノ責任ニ於テ賠償スルカ又ハ所謂鉱害金庫ノ制度ヲ設クルカニ依リ賠償ノ万全ヲ期セラレ度シ

(2)　鉱毒水除去ニ付テモ規定ヲ定メラレ度キコト，鉱毒水ハ元来鉄分ヲ含ムヲ以テ酸化鉄ニ変ルコトニ依リ非常ナ害ヲ及ボスコト多シ又選炭水ガ放流セラレ遠賀川ノ如キ水ノ澄メルコトナシ

(3)　賠償ハ復旧ヲ根本トセラレ度キコト而シテ已ムヲ得ザル場合ノミ金銭賠償若ハ代案実行トセラレ度キコト――此ノ点ハ最モ重大ナリ農村ノ耕地ヲ恢復シ就業ノ場所ヲ造ルコトガ必要ニシテ金銭賠償乃至買収モ打算上ハ損害無之モ一旦石炭鉱業ノ終了シタル後ノ農村ヲ考フルトキハ

○然タルモノアリ

(4)　既往ノ被害ニ対スル方策ヲ樹立セラレ度キコト即チ既往被害ノ復旧ニ付テハ国費ヲ以テ相当額ノ助成セラレ度キコト……

(5)　出来得レバ農村代表ノ意見モ時々徴セラレ度キコト[4]」

つづいて，各郡町村の農会長も意見をのべている。遠賀郡中間町農会長は，遠賀川が鉱毒のため水道の原水としても使用できず，伝染病が多く，川には鮎も棲息せず，洗濯も出来ないなどとのべた後，つぎのようにのべている。「河川ノ汚濁防止ニ付テハ先般監督局長ニ話シタル処大手筋ハ其ノ設備ヲ為シ得ルモ互助会関係ハ資本ノ点デ無理ナラントノコトナリ都会ト異ナリ辺陬ノ田舎ナル為兎角閑却セラルルハ遺憾ノ極ミナリ[5]」

田川郡金田町農会長は，溜池，家屋，飲料水の被害，選炭水による被害をのべ，嘉藤郡桂川村農会長は，土地陥落，溜池や家屋，墓の被害をのべ，ひとたび鉱山が休止すると，ボタ山や使用不能になった溜池が残るのみで，賠償を要求しても1，2カ月間埒明かず，青年は郷土を嫌悪し，農村の将来は暗澹たるものであると強調している。そして，三池郡農会長は，「海岸ノ鉱毒水ニ付古来醜イ争闘ヲ繰返シ来レル[6]」とのべている。

第16回特別委員会において，地主と鉱業主の連合体である福岡県鉱業被害地復旧期成会はつぎの要求を陳情した。

「本期成会ハ産業ノ円満ナル発達ヲ主眼トシテ事業家ト被害者ガ倶ニ手ヲトリ鉱業被害地ノ対策ヲ講究シ来レル……必ズシモ原状復帰ヲ願フモノニ非ズ即チ水没地ニハ排水装置ヲ施シ……地主ト小作人ノ割合ハ約半数宛デアル従テ小作人ハ耕ス土地ヲ失ヒ村ハ段々ト衰微ノ一途ヲ辿ル結果ニ相成ル次第ナリ故ニ鉱害ノ賠償ハ原則トシテ耕地ノ復用ヲ第一義トセラレンコトヲ望ム尤モ必ズシモ鉱業権者側ニテ復旧ノ全費用ヲ負担スベシト主張スル意味ニ非ズ国家ノ助成費ヲモ加ヘテ之ヲ賄フモ良策ナリ……供託金制度ノ採用ニ当リテハ賠償ハ供託金限リデ打切ル悪風ヲ生ゼシメザル様注意ヲ要スベシ……過去ノ損害ヲ法制ヲ以テ遡及賠償セシムルコトガ困難ナリトセバ委員会ノ附帯決議トシテ発表スル等何等ノ他

ノ方法ニ依リ復旧スルコトノ途ヲ講ゼラルル様御援助ヲ願フ」[7]

これらの要求が，小作人を含む直接耕作者のそれをどれだけ反映しているかは心ずしも明らかではない点もあるが，以上の被害者の要求を，原状回復問題，過去・責任者不明賠償問題，鉱廃水問題，打切賠償再検討問題の各々について，市町村会，農会，期成会ごとにみるとつぎのようにいえよう。

原状回復問題では，農会のみが原状回復を要求し，市町村会は小作人の作離れ問題を通じて間接的に要求し，期成会は耕地復旧を第1としつつも，必ずしも原状復帰を要求しているわけではない。

過去・責任者不明賠償問題では，農会，市町村会，期成会ともに過去・責任者不明の場合の賠償をも要求しているが，農会は国費助成，鉱害金庫の設置を要求し，期成会は現在分についても国費助成を要求している。鉱廃水問題については，市町会はその厳重な取締を，農会はその除去のための規定を入れることを要求している。

打切賠償の再検討問題では，市町村会が再検討を要求している。被害者の要求を一番反映しているのは，地主が主導権をもっている農会であり，市町村会は，被害者農民の要求を無視できないが，各地元の有力者，鉱業権者の意向をうけている。期成会は，鉱害問題での，地主と鉱業権者が一致できる要求，とくに国費助成による復旧に基本的目標がある。市町村会，期成会がともに小作人の作離れなどの問題をとりあげているのは，鉱害による農地破壊によって，地主・小作関係自体が解体の危機に瀕し，したがって，地主や地方支配機構にとっても大きな問題となっていたからである。[8]

さて，鉱業権者と被害者の要求とをあわせてみると，鉱害賠償規定の基本的方向がほぼ浮かび上がってくる。すなわち，各問題点ごとに，鉱業権者の要求，被害者の要求，政府の鉱業・農業政策を合成して，いわば「力の平行四辺形」の論理を通じて，基本的方向が出てくるのである。

まず，無過失賠償規定では，同規定の制定を不当としているのは中小鉱業主の一群のみであり，しかも彼らも賠償範囲を限定させるなどにその主要な要求を向けているだけである。すでにみた，戦時体制下の乱掘保障，賠償額抑止，階級闘争予防化の鉱業政策によって，この規定設置がすすめられてい

くのである。

賠償範囲の問題では，鉱水，鉱煙問題で，鉱業権者と被害者の要求が正反対であり，他の金属鉱山，独立製錬所の問題と政策が問題となっていくのである。

遡及問題では，被害者も主張しており，鉱業権者も容認できる，国費助成を前提とした方向で検討されていくのである。

1）『特別委員会（第6回）』9—11ページ。
2）同上，12ページ。
3）なお，陳情説明の際，1938（昭和13）年7月付の「陳情書」を各委員に配布したが，それには，現状回復を根本とするという要求は含まれていない。
4）『特別委員会（第10回）』25—26ページ。○印は解読不能部分。
5）同上，27ページ。
6）同上，29ページ。
7）『特別委員会（第16回）』2—3ページ。
8）当時，鉱害被害が小作料以上に進行する過程で，補償金・賠償金を地主が取得するか小作人が取得するかの抗争が次第に激化し，ほぼ土地所有者補償制から耕作者補償制への移行期にあった。都留大治郎「鉱害村の生態」『福岡県鉱害問題調査報告第3集』1951年，26ページ以下。徳本鎮『企業の不法行為責任の研究』一粒社，1974年，30ページ以下参照。

## 5．無過失賠償規定の法的根拠

無過失賠償規定の成立過程を，特別委員会の審議経過に則して明らかにすることが本節の課題である。

第1回特別委員会において，平田委員は，無過失賠償規定の必要性について自説を展開し，鉱業法および他の法律にも無過失賠償規定が存在すること，調停制度の前提には実体法が必要であることを強調した。

「……政府ハ従来之ガ制定ヲ欲セザルモノノ如ク議会ニ於ケル質問ニ対シ損害賠償ニ関スル我法制ノ大原則タル過失主義ニ例外ヲ認ムルニハ慎重ヲ要スト答弁シ来リ，然レドモ現ニ鉱業法ニ於テモ鉱夫ニ対スル扶助義務ニ関シ無過失賠償責任ヲ認メ其他民法，商法等ニ於テモ之ヲ認ム

ルモノ尠カラズ[1]，又外国ニ於テハ立法例，判例等ニ於テ之ヲ認メタルモノ数多アリ，又政府ニ於テハ鉱害賠償ニ付調停制定ノ議アリヤニ仄聞スルモ実体法ヲ制定セズシテ調停法ノミヲ制定スルハ無意味ナルベシ[2]」

第2回特別委員会からは，1934（昭和9）年11月から1936（昭和11）年5月までに開かれた鉱害問題対策打合会で審議された，平田私案・要綱を審議することになった。同要綱の「一」はつぎのとおりである。（第9表参照）

「鉱業ノ作業ニ因リ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ損害発生ノ時ノ鉱業権者其ノ損害ヲ賠償スルモノトスルコト若シ損害発生ノ時鉱業権消滅セルトキハ最終ノ鉱業権者賠償ノ責ニ任ズルモノトスルコト

損害発生ノ後鉱業権ガ他ニ移転セラレタルトキハ損害発生ノ時ノ鉱業権者及其ノ後ノ鉱業権者連帯シテ賠償ノ責ニ任ズルモノトスルコト」

第2回特別委員会では，小金委員，松村委員長が他産業との関係を問題にし，平田委員が賠償規定の法的根拠について，民法の不法行為原則に基づくが，民法では不充分なので，鉱害については無過失賠償規定が必要となるとし，松村委員長・平田委員から，現在行なわれている賠償の事実を法制化してもよいのではないかという発言があった。

（小金委員）「若シ鉱害ニ無過失賠償ヲ認ムトセバ我国ノ新興工業タル化学鉄鋼等ノ諸工業モ同様無過失賠償ヲナサザルベカラズ従テ生産力衰退ヲ来シ打撃ヲ受クルニアラズヤト思ハレ此点一応考慮ノ必要アリ，サレバトテ鉱業ノ為農業ヲ犠牲トスルモ不可ナリ茲ニ問題ノ要点アリ」

（平田委員）「産業ニ因ル被害ガ総テ民法ノ不法行為ノ規定ヲ以テ律シ得ルヤ否ヤ問題ナリ，学者モ多ク民法ニテハ不充分ナリ無過失賠償ヲ認ムルヲ至当ナリト論ズ，若シ鉱害賠償ヲ法制化スルモノトセバ大体要綱程度ニテ可ナルベシ，大部分ノ鉱業権者ハ賠償合理化ノ見地ヨリ寧ロ法制化ニ賛成ナラン，鉱害ヲ被害者ノミニ負担セシムハ苛酷ナリ」

（松村委員長）「現在行ハルル賠償ノ事実ヲ法制化シテハ如何，之ガ範囲ヲ拡大スルハ事態ヲ紛糾（ママ）セシムルコトトナラズヤ」

（森山委員）「同感ナリ」

（松村委員長）「鉱害賠償法制化ノ他ノ事業ニ及ボス現実的影響ヲ考慮スルノ要アルベシ，無過失賠償責任ノ原則ヲ承認スルコト自体他ニ影響スル所尠カラザルベシ」

（平田委員）「現在行ハルル賠償ノ事実ヲ法制化スルハ敢テ差支ナカルベシ，賠償範囲モ主トシテ不動産関係ナルヲ以テ広キニ失セズ」「賠償規定ハ民法ノ不法行為ノ原則ニ依ル趣旨ナリ」[3)]

第3回特別委員会では，松村委員長が事実関係に基づき無過失賠償規定を設ける方向で審議をすすめることを提起した。我妻委員，大森委員，小金委員も賛成したが，小金委員は「慣習の最小限法制化」を主張した。また，慣習法としての成立をめぐり，大森委員と平田委員との間で議論があったが，平田委員は判例の如何にかかわらず法制化が必要であるとのべた。

（松村委員長）「賠償制度ヲ設クルヤ否ヤ問題ナルヲ以テ此ノ点ハ暫ク留保シ先ヅ設クルモノト仮定シ賠償法ノ審議ヲ進メテハ如何」

（平田委員）「賛成ナルモ当局ノ意見如何」

（小浜委員）「先ヅ鉱害ニ対スル処置ノ原則如何ヲ樹ツルコト必要ナルベシ，此ノ立法ガ鉱業ニ障碍ヲ与フルコトアラバ其ノ点考慮スルノ要アリ」

（小金委員）「鉱害ハ鉱業ヨリ当然生ズルモノナリ，従テ鉱害賠償法制ノ樹立ハ直ニ一般産業界ニ対シ之ニ追随スベシトノ意味ヲ有スルモノニアラズト考フ」

（大森委員）「法制ナキニ賠償サレ居ル事実アラバ承知致度，若シ長ク行ハレ居ルモノトセバ其ノ概要ヲ知リタシ，賠償ニシテ実際ニ行ハレツツアルモノトセバ之ヲ法制化スルハ格別支障ナカルベシ」

（小金委員）「鉱害賠償ハ従来実際ニ行ハレツツアルモノナレバ此ノ慣習ヲ最小限度法制化スルハ差支ナカルベシ……」[4)]

（我妻委員）「……先ヅ無過失賠償責任ヲ認ムルヤ否ヤヲ定ムルノ要アリ，一応無過失賠償ヲ認ムル方針ニテ審議ヲ進メテハ如何」

（松村委員長）「左様御決定願ヘレバ好都合ナリ，当業者ハ責任ナシト

云ハルルモ現ニ賠償ヲ為サレツツアリ，責任ナクシテ賠償セラルル理ナシ，賠償ノ事実ガ既ニ慣習トシテ行ハレツツアリ見方ニヨリテハ慣習法ノ成立アリトモ考ヘラルルヲ以テ之ヲ法制化スルモ不可ナカルベシ」

（大森委員）「現在マデノ処未ダ慣習法トシテ認メラレタル実例ナキガ如シ，私見ニ依レバ大審院トシテモ賠償ニ関スル法ノ整備ハ望ム所ナルベシ」

（平田委員）「尼ケ崎ノ某『アルカリ』会社ニ付判例アリ，大審院ハ除害設備ヲ為シタリヤ否ヤニ依リテ過失ノ有無ヲ判定セリ，更ニ東京地下鉄ノ事例アリ，下級裁判所ニ於テハ多ク故意過失アリトシテ賠償ヲ命ジタリ判例ノ如何ニ拘ラズ法制化スル方可ナリ」

（松村委員長）「先ヅ事実関係ニ立脚シ無過失賠償ヲ認ムルコトトシテハ如何，勿論根本論ハ留保スルモ一応平田案ニ付審議ヲ進メルコトト致度」[5)]

第4回特別委員会では，松村委員長が，不法行為論とは別に法的根拠を求め，事業責任論の成立を提起している。また，他産業との関係が問題になり，日本鉱山協会の松村委員は無過失規定を法定するならば，他産業にも一律に拡張することが必要であると主張し，松村委員長や森山委員からこれに対する反対論が出された。平田委員は，危険事業責任論を主張し，賠償恩恵説を批判した。

（小浜委員）「従来実際上賠償セル例ハ成ルベク広ク之ヲ取入レル方針ヲ以テ進ミタシ又鉱業ノ作業ニ因リ生ジタルモノハ一切之ヲ償フ方針ニテ広ク規定センコトヲ望ム，他ノ事業ニ先ンジテ鉱業ノミニ賠償責任ヲ認ムルヲ不可トナスノ議論ハ成立セズト考フ」

（松村委員長）「他ノ産業ノ賠償責任ノ問題ハ姑ク措キ鉱山ニ於テ賠償ノ必要アラバ先行スルモ差支ナカルベシ，事実賠償セルヲ法制化スルハ問題ナシト考フ」

（松本委員）「鉱山ハ現在事実上鉱害賠償ヲ為シツツアレド之ヲ法定スルト否トハ実際事業ノ運営上重大ナル関係アリ，依テ法定スルナラバ他

ノ産業ニモ一律ニ賠償責任ヲ法定スルコトヲ望ム」

（森山委員）「社会正義上産業一般ニ賠償責任ヲ法定スル必要アリトセバ鉱業トシテモ之ヲ認メテ可ナラズヤ」

（我妻委員）「産業全般トシテ其ノ機運アル場合ハ法認スルヲ可トスベク問題ハ其範囲如何ナルベシ，若シ鉱害賠償法ヲ制定セバ産業ノ賠償責任ニ関スル大審院ノ判例モ変更セラルベシ」

（松村委員長）「一般工業ニハ土地ノ陥落ニ依ル損害ノ如キハ通常考ヘ得ラレズ，賠償範囲ヲ鉱業ニ因ル特殊ノモノノミニ限定ストセバ可ナリヤ」

（松本委員）「鉱業ノミヲ先トスルコトナク他ノ一般産業ニモ及ボスコトトセバ可ナリ」

（森山委員）「一般的ニ行フトスレバ生産力拡充政策ノ遂行上モ影響ヲ及ボスコトトナラン」

（小浜委員）「生産力拡充ノ為ニ他人ニ迷惑ヲ掛クルハ不可ナリ」

（平田委員）「危険事業ニ因ル無過失責任ハ一般ニ是認セラルル所ナリ之ヲ鉱山側ノ恩恵ト考フルガ如キハ当ラズト謂フベシ[6]」

第6回特別委員会では，司法省の大森委員が，現在慣行化されている賠償の法制化を主張したのに対し，日本鉱山協会の松本委員は法制化の不都合を主張した。

（大森委員）「現在慣行法的ニ行ハシ居ル賠償ヲ法制化スル方途ヲ採リ度シ……」

（松本委員）「法制化ヲ見ルニ至レバ向後一切之ニノミ拠ルコトトナリ其ノ結果ハ却テ不都合ナルコトアラン[7]」

第8回特別委員会では，民法と無過失賠償規定の関係が問題となり，我妻委員から，両者の要件に相違があり重大問題であるがやむを得ないとの発言があった。また，無過失賠償規定の他産業への適用問題は，別個であるとした。

（坂委員）「民法ト新ニ制定セントスル立法トノ内容ノ相違如何」

（平田委員）「内容ハ同ジ但シ過失挙証責任ハ別個ナリ」

（小金委員）「民法ト特別法ト内容ノ相違スルハ不可ナリト考フ」

（坂委員）「然リ，常識的ニ変ナラズヤ」

（我妻委員）「民法ト特別法ハ要件ニ相違アリ，重大問題ナルモ已ムヲ得ズトノ考ニテ進ム外ナシ」

（平田委員）「一般工業モ賠償セザルハ不可ナリ」

（小金委員）「鉱山ニ於テハ必然的ニ鉱害ガ随伴スル場合多キガ故ニ賠償ヲ必要トスベシ」

（平田委員）「独逸ノ例ニ依レバ警察官庁ノ許可ニ依リ損害発生シタルモノハ無過失賠償トナリ居レリ，我国ニ於テモ鉱害賠償ニ関スル特別立法ノ制定ヲ見バ他ノ事業モ之ニ追随スベシ」

（松村委員長）「他ノ事業トノ関係ハ別個ナリ」[8)]

第12回特別委員会では，平田委員から，無過失賠償規定は民法上の不法行為論では律しきれない旨の発言があったが，議論は深められずに終っている。

（平田委員）「損害ノ主ナルモノハ財産ナリ然レドモ其ノ原因ハ不法行為ト謂ハンヨリ無過失賠償責任ト解スコトガ適切ナルベシ而シテザクセン，プロイセン両法ハ不法行為ト見ズ鉱業法上ノ責任ト見ルモ規定無キトキハ前者ノ類推ヲ認ム」

（森山委員）「此ノ点ノ論議ハ尚立法ノ際ニ譲ルコトトセン」[9)]

法的根拠についての議論は，あまり深められず，むしろ回避された傾向がある。[10)] 我妻委員のように，民法の体系との矛盾を認める意見もあったが，特別委員会ではひとり平田委員のみが議論を展開したかの感がある。平田委員は，鉱害の無過失賠償規定は，民法の不法行為原則に基づくが，その範囲では不充分であるとし，危険事業責任論を主張し，賠償恩恵説を批判している。特別委員会では，平田委員の所説にとくに反論があったわけではないが，積極的賛成があったわけでもない。

さて，以上の特別委員会における無過失賠償規定の法的根拠についての議論をまとめると，最終的には，現在慣行化されている賠償を法制化するとい

う点におちついたといえる。[11] しかし，審議の過程では，とくに他産業への波及問題をめぐって，主として２つの立場が存在していた。すなわち，第１は，鉱業権者の利害を代表する松本委員の見解で，無過失賠償規定を採用するならば，一律に全産業に拡張すべきであるとし，同規定の採用はやむを得ないとしても，それを鉱業のみに採用することによって生じる（ないしは強化される）他産業との競争上の不平等化を阻止しようとする立場である。

第２は，これに対して，松村委員長および商工省・司法省委員の見解で，他産業には土地陥落はなく，鉱業には鉱害が必然的に伴ない，しかも賠償が慣行化されているなどを根拠に，賠償規定を鉱業のみに限定して採用し，他産業には拡大しないことを主張した。結局この見解が通り，次節(1)でみるように賠償対象を土地陥落のみに限定するようにという鉱業権者の要求を退ける際にも，独立製錬所・他産業の廃水，廃煙には拡大しないということが確認されるのである。この立場は，当時慣行化されていたものを最小限法制化して，そのことによって生産力の拡大に伴ない増大するであろう紛争を予防化し，現状を大きく変革するような法制化を避けることに主眼がおかれていたといえる。また，農林省の委員は，鉱業のみに無過失賠償規定を適用することは認められないとする日本鉱山協会の委員の見解に強く反発しているが，それは，当時の戦時生産力拡充の一基礎である農業生産力を確保するという立場から主張されたといえる。いずれにせよ，第１が鉱業資本の立場であるとすれば，第２は，地主・他産業の資本，ないしは総資本，国家の利害を強く反映した立場であるといえよう。

なお終始，本委員会で中心的役割をはたしていた平田委員が，無過失賠償規定は他産業にも拡大されるべきであるとの見地に立っていたことは注目される。

ところで，平田委員は，のちに『鉱害賠償規定解説』で，自説の不法行為・「無過失」形式説をつぎのようにのべている。

「余はこの無過失責任の根柢に横はるものは，不法行為上の責任であると考へる。鉱業といふ，必然に他人に損害を与へる事業を営む以上は，

その経営者には損害発生に対する予見があり，もし予見がなかったとすば，それは不注意に基くものであって……常に故意過失が存在するから，経営者は法律上，不法行為上の責任を有するものである。法律はただ賠償権利者をしてその賠償請求において，賠償義務者の故意過失を立証せしめる煩を避けるため，かかる無過失責任の形式を採ったに過ぎないものと解する」[12]

この説とほぼ同じ立場に，美濃部達吉『日本鉱業法原理』[13]があるが，平田説が通説となるまでにはいたっていなかったようである。[14]

1) 平田によれば，具体的には，鉱業法第80条，民法第717条，商法第354条をさしているとみられる（前掲『鉱害賠償責任論』269ページ）。
2) 『特別委員会（第1回）』5ページ。
3) 『特別委員会（第2回）』22—24ページ。
4) 『特別委員会（第3回）』8—9ページ。
5) 同上，15—16ページ。
6) 『特別委員会（第4回）』12—15ページ。
7) 『特別委員会（第6回）』17—18ページ。
8) 『特別委員会（第8回）』5—6ページ。
9) 『特別委員会（第12回）』13ページ。
10) なお，帝国議会衆議院における八田商工相の鉱業法中改正法律案の説明（1939年2月23日），衆議院委員会における小金政府委員の答弁でも，法的根拠に関しては，慣習に法的秩序を与える，他産業には適用しないなどが強調されただけである。
11) 松村委員長はつぎのようにのべている。「今回ノ立法ノ建前ガ原則トシテ従来実際ニ慣行サレ来ッタ賠償ノ標準ヲ法文化セントスル点ニ在ル」（『特別委員会（第15回）2ページ）。
「此ノ法制ハ現在ノ状勢ヲ法制化スルコトニ止メ……」（『特別委員会（第18回）』5ページ）。
12) 平田慶吉『鉱害賠償規定解説』有斐閣，1939年，56-57ページ。
13) 日本評論社，1941年，253ページ。
14) 「鉱害賠償責任を無過失責任と解するのが通説といえよう。」（徳本鎮「農地の鉱害賠償」『法律学体系第2部』日本評論新社，1956年，16ページ），「（過失責任説は）戦前においては，無過失責任論とその対象領域を分かち合うまでの勢力には到らなかったようである。」（牛山積，富井利安「不法行為論における故意，過失及び違法性理論の動向」『比較法学』第7巻第2号，1972年，34ページ）。

## 6. 原状回復の第二義化

鉱害賠償規定の一大問題であり，戦時中の乱掘を保障することとなった金銭賠償の原則化，すなわち原状回復の第二義化にいたる審議経過を検討することが本節での課題である。

そもそも，平田委員提出による要綱案自体からして，金銭賠償が原則となっていた。[1]（第9表参照）

「八，損害賠償ハ金銭ヲ以テ之ヲ行フモノトスルコト但シ著シク多額ノ費用ヲ要セズシテ原状回復ヲ為スコトヲ得ル場合ニ於テハ被害者ハ原状回復ノ請求ヲ為スコトヲ得ルモノトスルコト[2]」

まず，第6回特別委員会では，森山委員から復旧選択権を鉱山側に認めるべきとの主張があった。

（森山委員）「土地ノ陥落ノ原状恢復ハ被害者個人ヲ救フト云フ点ト耕地ヲ残スト云フ点ノ二点ヨリ考察スベキモノナリ尚此ノ点ニ於テ復旧シ得ル権利ヲ鉱山側ニ認ムル要アラン耕地整理ヲ利用スル方法ハ便宜ナリ[3]」

第10回特別委員会では，激論がたたかわされ，金銭賠償原則が決定された。ひとり農林省委員のみが原状回復を主張したのに対し，鉱業権者の要求をうけて，被害者の横暴を抑圧するとの名目で，金銭賠償原則が決定されていったのである。ここでの審議経過は，特別委員会の階級的性格と，戦時乱掘保障，賠償額抑止，階級闘争予防化という鉱害賠償規定制定の契機を明瞭に示している。

議事要録の整理によれば，

「諸家ノ意見ノ応酬活発ヲ極メタルモ其ノ骨子左ノ如シ

㈠　原状回復ヲ原則ト為サントスル意見

〔小浜委員〕(1)耕地ヲ維持スルコトニ依リ農産ヲ確保シ且農民ノ離村ヲ防止スルコトヲ要ス　(2)長期ニ亘ル鉱害ノ暴露ヲ防止シ以テ国民ノ鉱業ニ対スル嫌悪ノ情ノ発生ヲ未然ニ阻止スルコトヲ要ス　(3)ボタ山ノ埋草トシテノ利用等ニ依リ比較的浅キ陥落地ノ復旧ハ寧ロ廉価ナルコト

(4)　金銭賠償ニ見ラルル如キ賦払ニ於ケル元金不支払ノ危険ナキコト

(5)　被害物件ノ交換価値算定ノ煩ナキコト

(二)　金銭賠償ヲ原則ト為サントスル意見

〔平田委員〕(1)民法ノ原則トノ符合　(2)鉱業権者ノ責任ノ軽減　(3)救済ノ迅速　(4)被害者ノ横暴抑制　(5)隣接鉱区ノ一方ノミ原状回復ヲ為スハ不適当ナルコトアリ　(6)他人ノ所有地立入ノ問題ナシ　(7)独逸法ノ例ニ徴シ実際上金銭賠償ガ原則トナルコト

(三)　其ノ他ノ意見

(1)〔松村委員長〕原状回復ヲ原則ト為スモ被害物件ノ交換価値以上ノ金銭賠償支払ニ依ル妥協ヲ認ムルモノ　右ニ対シテハ損害額以上ノ金額賠償ハ認ムルヲ得ズト為ス理論上ノ反対ト公益的見地ヨリスル政策上ノ反対アリ　(2)〔小金委員〕原状回復及金銭賠償ノ両者ヲ併列セシメ第三者ノ選択ニ委ネントスルモノ」(〔　〕内は引用者)

金銭賠償を原則とすることに決定された具体的経過をみてみよう。

(我妻委員)「原状回復ヲ原則ト為スコトニ対シ業者ノ之ヲ非トスル理由如何」

(松本委員)「被害者ハ一応ハ必ズ原状回復ヲ要求シ結局金銭賠償ヲ受クル意向ナルトキモ少シデモ多額ヲ受ケントスル契機ヲ茲ニ見ダスコトトナルベシ」

(小金委員)「其ノ点ニ付テハ市町村ノ介入ヲ要求スルコトト致シ度シ」

(松村委員長)「原則ヲ金銭賠償ト定メテ被害者ノ横暴ヲ抑ヘ旁々交換価値ヲ多少超ユル程度ノ原状回復ノ要求ニ付テモ之ヲ被害者ニ対シ認ムル趣旨ニ致シ度シ孰レヲ原則ト為スモ可ナルモ唯被害者ノ横暴ハ之ヲ抑圧スルノ要アリ[4]」

(坂委員)「然レドモ原状回復ハ協議ノ上デ行フモノタル点ニ於テ異ナラン其ノ意味ニ於テ金銭賠償請求権ヲ被害者ニモ与フル要アルベシ」

(松村委員長)「ソレデハ要綱ノ但書ヲ『但シ賠償金額ヨリモ著シク多額ノ費用ヲ要セズシテ』ト修正致シ度シ[5]」

（松村委員長）「原状回復ヲ為シ得ル様ニ規定セラレ度シトノ鉱業権者側カラ陳情アリ」

（坂委員）「裁判所ノ判断ヲ要件ト為サバ弊害モ無カルベシ」

（松村委員長・森山委員）「ソレデハ第二項ハ『裁判所ハ鉱業権者ノ請求ニ依リ特ニ適当ナリト認ムル場合ニ於テハ金銭賠償ニ代ヘ原状回復ヲ為サシムルコトヲ得ルモノトスルコト』ト為スベシ[6]」

かくて，この議論がそのまま要綱の案文（第11回特別委員会，平田委員提出）になって以下のようになるのである。（第９表参照）

「第八，損害ノ賠償ハ金銭ヲ以テ之ヲ為スモノトスルコト但シ賠償金額ヨリモ著シク多額ノ費用ヲ要セスシテ原状回復ヲ為スコトヲ得ル損害ニ付テハ被害者ハ原状回復ノ請求ヲ為スコトヲ得ルモノトスルコト，原状回復ヲ適当ナリト認ムルトキハ鉱業権者ハ前項ノ規定ニ拘ラス裁判所ノ許可ヲ得テ金銭賠償ニ代ヘ原状回復ヲ為スコトヲ得ルモノトスルコト[7]」

第14回特別委員会では，この要綱第２項につき，質疑があった。賠償額抑止のねらいがよみとれる。

（大森委員）「（要綱）第八ノ二項ハ原告ガ金銭賠償ヲ要求シタル場合被告（権者）ハ単ニ少キ経費ヲ以テ原状回復ヲ為シ得ルト云フコトヲ理由トスルモノナリヤ」

（松村委員長）「然リ[8]」

第17回特別委員会では，陳情と農林省の支持をうけて，平田委員が原状回復原則を提起し，第18回にわたって議論するが，総反撃にあい，松村委員長の「耕地は全国，鉱物は極限」という論理が通り，平田委員は説を再度ひるがえし，農林省は意見を留保しつつも，「原状回復原則を主張した」という，いわば「アリバイ作り」に終始するにいたるのである。

（平田委員）「別紙三ヲ説明シ原状回復ヲ原則ト改メタルモノナリ」

（小浜委員）「賛成ナリ期成会ノ陳情ノ趣旨モ茲ニ存スルモノナリ」

（森山委員）「斯クセバ原状回復ニ要スル多額ノ金銭賠償ヲ要求スルコトトナル虞アリ」

（松村委員長）「平田委員ノ旧案タル金銭賠償ノ方宜敷カルベシ」

（平田委員）「新案ハ石炭ノ場合ノミヲ考慮セルモ鉱煙，排水等トノ関係上モ適当ナラザルコトヲ認ム，法律的ニハ何レヲ第一義トスルモ内容ノ変化ハ伴ハザルベキモ事実問題トシテハ多少厄介ナルヤモ知レズ」

（森山委員）「旧案トノ差ハ単ニ文字ノミニ非ザルガ如シ」

（松本委員）「新案ニハ賛成シ難シ」

（小金委員）「原則トシテノ原状回復ハ不可能ナルベシ」……

（小浜委員）「新案ト旧案トハ内容ニ於テ同一ナラバ新案ヲ採用セラレ度シ」

（小金委員）「一応審議済ノ旧案ヲ新案ニ改メントセバ全特別委員御出席ノ会議ニ於テ再審議スルコトニ願度」

（松村委員長）「小金委員ノ言ノ如ク旧案ハ一応審議セルモノナルヲ以テ此ヲ基礎トシテ進行致度」

（小浜委員）「原状回復ヲ原則トセバ耕地ヲ荒サヌト言フコトモ間接ニ役立チ鉱業権者モ操業上陥落防止ニ細心ノ注意ヲ払ヒ結局耕地ノ保存ニ稗益スルコトトナルベシ」

（松村委員長）「耕地ハ全国何レニモアルモ鉱物資源ヲ埋蔵スル土地ハ極限サレテ居ル関係モアリ原状回復ヲ固執セラルコトニナレバ国家トシテ鉱業政策ノ根本問題カラ更ニ検討ヲ要スルコトトナルベシ」

（小金委員）「此ノ点ハ尚委員会ニ於テ審議決定ヲ為スモ商工省トシテハ立法ノ際採用ヲ躊躇スル虞アルヲ憂フ」

（松村委員長）「立法ニ依リテ従来ノ事情ニ変革ヲ齎ラスガ如キコトハ避クベキモノト思フ，尚此点ハ重大ナル事項ナルヲ以テ今一度次回ニ於テ審議スルコトト致度」[9)]

（伊藤商工事務官）「前回審議未了ナリシ損害ノ賠償ヲ原則トシテ原状回復トナスカ金銭賠償トナスカノ問題ナルモ本法制ハ無過失賠償ノ新立法デモアリ他ノ法制トノ釣合モアリ全面的ニ原状回復ヲ原則トスルコトハ鉱山局トシテモ賛成スル能ハズ．最初ノ案通リ金銭賠償ヲ原則トセラ

レンコトヲ主張ス」

（松村委員長）「農林省ハ立場上金銭賠償ヲ原則トスルコトニ積極的ニ賛成ハ出来兼ヌト思フサレバ原状回復ヲ原則トスルコトヲ強ク主張シ来タト言フコトデ平田委員原案ニテ審議ヲ進メテハ如何」

（小浜委員）「福岡県及期成会ノ主張ハ金銭賠償ナレバ賠償金ヲ他ノ用途ニ費消シ耕地ノ復旧ハ出来ズ徒ニ荒廃地ガ増加スル虞アリト謂フモノナリ」

（大森委員）「賠償方法ニ関シテハ諸般ノ事情ヲ考慮シ慎重審議シ来リタルモノニシテ但書ノ適用モアリ又調停制度ガ採用セラルルトセバ其ノ運用ノ際モ篤ト考慮スルコトトシテ原案ニテ審議ヲ進メルコトニ賛成ス実際金銭賠償ト原状回復トハ理論上金額ニ差違ナシトスルモ感ジノ点デ若シ法律ノ成立ガ出来兼ヌル様ナコトガアッテハ面白カラズ」

（松本委員）「立法上無理ノナイ方ガイイト思フ金銭賠償ト原状回復ガ理論上金額ガ同一デアルトセバ新立法デモアルカラ尚更金銭賠償ヲ原則トスルコトヲ希望ス」

（松村委員長）「案ノ書キ方ハ金銭賠償ヲ先ニ書イテアルガ要綱ハ何レヲ原則トスルモ表現シテ居ラズ」

（平田委員）「実際行ハレテ居ル補償ハ金銭ヲ以テ為スモノガ多イシ又鉱水及鉱煙ノ被害ノ如キ原状回復ニ適セザルモノモアルコトナレバ最初ノ案ニテ審議ヲ進ムルコトニ賛成ナリ」

（我妻委員）「原状回復ヲ原則トセル場合ニ被害者ガ金銭賠償ヲ要求セバ如何ニスルヤ」

（小浜委員）「耕地ノ回復耕作ノ継続ガ主眼デアルカラ原状回復ヲ強行スルト言フ気持デアル」……

（松村委員長）「農業モ鉱業モ何レモ重要ナル産業ナレバ相当程度ニテ折会ッテ審議ヲ進メ度即チ此ノ法制ハ現在ノ状勢ヲ法制化スルコトニ止メ将来ノ希望ヲ織リ込ムコトヲ考ヘズ農林省ハ別トシテ他ノ委員ノ賛成アラバ原案ヲ採用スルコトト致シ度」

（小浜委員）「委員会デ決定セル事項ニ付テモ農務局長トシテ或ハ今後ノ他ノ機会ニ於テ反対意見ヲ述ブルコトアルベキヲ御諒承願度」

（松村委員長）（小浜委員ニ対シ）「積極的ニ賛成ハ困難ト思フガ強テ反対ヲ表明セザルヤ」

（小浜委員）「諒承」[10]

「原状回復ヲ強行スル」という農林省の主張は，戦時農業生産力の確保と，小作人の作離れを防ぎ，地主・小作関係の動揺をくいとめるというところに根拠があったが，「耕地は全国，鉱物は極限」という論理によって，くずされていくのである。こうして，のちに大きな禍根を残す金銭賠償原則，原状回復第二義化が決定され，戦時乱掘を保障していくのである。[11]

1）平田慶吉は『鉱害賠償責任論』のなかで，日本の鉱業がその範としたプロイセン鉱業法の賠償方法について「原則として原状回復の方法によるが，原状回復の不能，不充分，不経済等の場合には金銭賠償の方法による。しかし鉱業に於ては事実上原状回復の不能な場合が多く，金銭賠償が原則となる。」（174ページ）とのべている。そして，これが要綱の「金銭賠償原則」の1つの根拠になっていると思われる。しかし，その際平田が典拠としている，H. Daubenspeck, *Beiträge zur Lehre vom Bergschaden*（1885）S. 98は，平田説をうらづける内容ではなく，平田の我田引水の感がある。特別委員会において，平田委員が動揺し，一時原状回復を原則とする案を提出するにいたったのも，このことと無縁ではないように思われる。

また，前掲第4表でみたように，1935（昭和10）年前後においては，「復旧」の割合が22.4—30.2%もあり，しかもその割合が上昇傾向にあることに注目しておきたい。

2）なお『鉱害賠償責任論』中の「鉱害賠償規定の要綱」においても，金銭賠償を原則としている。

3）『特別委員会（第6回）』16—17ページ。

4）『特別委員会（第10回）』12ページ。

5）同上，13—14ページ。

6）同上，14ページ。

7）最終要綱では，最後の部分がつぎのようになっている。「裁判所ハ賠償義務者ノ申立ニ依リ金銭賠償ニ代ヘ原状回復ヲ命ズルコトヲ得ルモノトスルコト」。

8）『特別委員会（第14回）』9ページ。

9）『特別委員会（第17回）』10—12ページ。

10）『特別委員会（第18回）』2—5ページ。

11）この点について，都留大治郎氏はつぎのようにのべている。「鉱業法改正は，石炭

資本が地主と妥協することによって，小作料基準の賠償を消極的に認めることによって，賠償額を上廻る復旧額については，石炭資本の責任ではないことを，積極的に宣言したことになる。」(「鉱害の階級構造」，『九州大学経済学部三十周年記念，経済学論文集』1955年，所収，562ページ)

## 7. 賠償負担の抑止

戦時乱掘保障，賠償額抑止の性格をもつ鉱害賠償規定は，当然ながら，鉱害賠償負担の限定・抑止を，その内容のうちに持つにいたった。この点を検討することが本節の課題である。まず，鉱害の範囲と種類の限定からみることにしよう。

(1) 鉱害の範囲と種類の限定

平田委員提出の要綱では，つぎのとおりであり，鉱害による被害を限定していない。

「鉱業ノ作業ニ因リ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ損害発生ノ時ノ鉱業権者其ノ損害ヲ賠償スルモノトスルコト……」(第9表参照)

第8回特別委員会では，鉱害の種類と範囲について，平田委員が主に発言し，「一切ヲ含ムコト」としたが，その範囲は社会通念上決定されるべきであるとした。

(松村委員長)「害ノ種類ハ如何ニスベキヤ」

(平田委員)「一切ヲ含ムコトトスルヲ可トス」

(松村委員長)「捨石ノ為ノ死傷ハ如何，咽喉等ヲ害シタル場合ハ如何」

(平田委員)「捨石ニ依ル死傷ハ入ルモノト考フ咽喉ヲ害シタルガ如キ場合ハ入ラズ」

(我妻・平田委員)「如何ナル場合ニ損害アリト謂フベキカハ解釈ニ依リ決スベキモノトス」

(坂委員)「鉱害ノ範囲ヲ広クシテ不可ナリトスル理由如何」

(平田委員)「責任ガ過大トナルガ故ナリ，小坂鉱山ニ於テハ鋤鍬ガ錆ビタリトスル場合及鉱山ノ製錬ヨリ発散スル亜硫酸瓦斯ノ害ヲ受ケタル草ヲ食シタルガ為ニ牛ノ受胎率ガ減ジタリトスル場合補償シタル例アリ」

(我妻委員)「他ニ大ナル害アルトキハ右牛ニ対スルガ如キ害モ損害ニ

入ルコトアルベシ，然ラザル場合ハ右ノ如キハ損害ト認ムベキ場合尠カルベシ」

（平田委員）「調停制度ヲ認ムル建前ヨリセバ鉱害ノ範囲ハ広キヲ可トセン」

（松村委員長）「社会ガ複雑化スルニ従ヒ各自ハ互譲妥協ヲ必要トスベシ一ノ産業ノ為他ノ産業ヲ犠牲ニスルガ如キハ固ヨリ不可ナルモ相互ニ或程度ノ忍容ヲ必要トスルモノト解ス」……

（平田委員）「社会通念上忍容ヲ相当トスル程度ノ害ニ付テハ損害賠償成立セザルベシ」……

（平田委員）「鉱害賠償ニハ人命，動産等ニ対スル損害ニテモ社会通念上苟モ損害ト認メ得ルモノハ総テ包含セシムルノ要アルベシ」[1)]

第11回特別委員会では，それまでの議論をふまえて，平田委員が補修要綱を提出し，そのなかで鉱害を4種類に分類した。（第9表参照）

（平田委員）「要綱第一ハ既往ノ要綱第一ノ『鉱業ノ作業』ノ意味ガ明瞭ナラズトノ議論アリシヲ以テ之ヲ明カニシ土地ノ掘鑿，坑水廃水ノ放流，鉱煙ノ排出，捨石廃泥ノ堆積ノ四種類トセリ」[2)]

第12回特別委員会では，松本委員が煙害を除外することを要求したが，農林省の梶原農政課長（小浜委員代理）がそれに反対し，結局，煙害も含めることとし，ただし他の工業部門に推及する意図がないことを確認した。

（松本委員）「煙害ニ付テハ因果関係ノ判定至難ニシテ綿密ナル調査ヲ必要トシ又鉱山以外ノ工業部門ニテモ同様ノ被害ヲ与ヘルモノ有之旁々今日之ガ予防装置ハ相当普及シ居ルヲ以テ煙ヲ除外シテハ如何」

（平田委員）「別子，小坂ノ如キ鉱害ハ総テ煙ニシテ沿革的ニモ包含セシムル要アルベシ実際問題トシテハ九州ニ於テハ工場モ多数アリ原因ガ何レナリヤヲ調査シテ適当処置スベキモノナルベシ」

（小金委員）「銅製錬ハ亜硫酸瓦斯ヲ多ク排出シ被害モ多キニ付煙害ハ製錬ニ限リテハ如何」

（松本委員）「近時火力発電所ガ粉炭ヲ使用シテ亜硫酸瓦斯ヲ排出スル

モノ相当アリ」

（松村委員長）「内務農林両省委員所見如何」

（梶原農政課長）「煙害ヲ削除スルコトニハ反対ナリ」

（小金委員）「煙害ヲ規定中ニ包含セバ除害施設ハ発達スベシ現ニペテルゼンノ硫酸製造法ニ依リ今日ニ於テハ採算可能ナリト聞ク若シ松本委員ノ所論ノ如ク現在弊害僅少ナリトスルニ於テハ之ヲ存置スルモ差支ナカルベシ……」……

（松村委員長）「別子，日立等製錬ヲ為ス鉱業ヲ対象トシテ鉱煙ヲ鉱業ノ作業トシテ立法セルモノト解シ他ノ工業部門ニ推及スル意図ニ非ザルコトヲ諒解ジテ此ノ儘ニ致シ置キ度シ……」[3]

第14回特別委員会では，独立製錬所の取扱いが問題になった。最初の要綱では独立製錬所についてはふれられてなかったが，補修要綱では，新たにつぎのような規定がもうけられたのである。（第９表参照）

「第十二，鉱業法第一条ノ規定スル附属事業ニ属セザル製錬業ヲ営ム者ハ第一乃至第三及第八乃至第十一ノ規定ノ適用ニ関シテハ鉱業権者ト看做スコト」

すなわち，「全然又は主として買鉱を製錬する」[4]独立製錬所の事業者も鉱害賠償義務があるとしたのである。

最初の要綱では全くふれられず，また，当時工業法規の適用をうけていた独立製錬所の経営者をなぜ鉱害賠償に限って鉱業権者とみなすようにしようとしたのか，議事録をみる限り必ずしも明らかでないが，この案は鉱山側，商工省，司法省の強い反対にあい除外されることになった。[5]

（松村委員長）「此ノ規定ノ存廃如何ニ依リテハ現在鉱山局ノ関与セザル部分ニ手ヲ触レルトハ不審ナリト云フ意見又ハ輸入鉱石ノミノ独立製錬場ヲ逸スルトハ片手落ナリトノ意見ノ抬頭ヲ見ルベシ而シテ後者ノ議論ヲ為サシムルヲ可トスベク軈テハ鉱業法ノ根本問題ノ解決ニ資スル事トナルベシ」

（森山委員）「元来鉱業ノ附属事業トハ法ノ擬制デアッテ頗ル難解ナル

モノノ如シ唯附属事業トスルトキハ土地使用，免税等ノ特典ヲ享有スルヲ以テ其ノ反面無過失賠償等ノ不利益ヲ被ムルモ寧ロ当然ナルベク独立製錬場トノ間ニ差ヲ設クルヲ却テ適当トセン」

（小金委員）「要綱第十二ハ之ヲ削除スルモ附属製錬場ニハ当然適用アルベク又独立製錬場ハ地方官庁ニテ取締困難ナルニ付之ヲ許可スルコト無カルベシ若シ許可アリタルトキハ地方官庁ノ責任ニ於テ取締ヲ貫徹スベシ斯ル規定ヲ存置スルトキハ産業ニ革命的変化ヲ来ス虞アルベシ」

（梶原農政課長）「小金委員ト反対ニ一般産業トノ関係上存置ノ要アルモノト思フ」

（松本委員）「自分ハ最初カラ此ノ点ノ調和ヲ如何ニスベキヤニ付テ考慮セリ」

（小金委員）「之ヲ存置スレバ内務，厚生両省トノ関係ニ鑑ミ独立製錬場ニ関スル損害ノ有無並ニ賠償ノ程度等広汎ナル調査ノ要ヲ生ジ繁雑トナル虞アリ」

（森山委員）「其ノ点主管省ガ複雑シ副署大臣ガ増加シ簡潔ニ行カザル憾アリ」

（大森委員）「実際ノ必要モナク当局者モ其ノ必要ヲ認メズ而モ存置スルコトニヨリ業者ニ衝撃ヲ来スヲ以テ本項ハ削除シテハ如何」

（松村委員長）「先ズ以テ鉱業ノミニ適用スルコトトシテ本項ハ削除ス」[6]

ところで第8回特別委員会で問題となった「社会通念上認容ヲ相当トスル程度ノ害」とは，いかなるものであろうか。審議のなかでは，鉱煙による咽喉に対する害や，牛の受胎率低下などについて論議されたが，当時の戦時下という時代を考えれば，その内容が一層明らかとなる。この点に関連して，帝国議会貴族院委員会において，小金政府委員はつぎのように答弁している。

（眞野文二）「只今段々例ニ御引キニナリマシタ足尾銅山ノ如キハ，幾ラ科学ガ進歩シテモ少シモ害ガナイヤウニハ行クマイト思フノデアリマス，絶対ニナクナスト云フヤウナコトハ出来ナイカラ，幾分カノ被害ヲ必ズ受ケルノデハナイカ，是ハ又国ノ為ニ多少ハ忍バナケレバナラナイ

モノカト私ハ思フノデアリマス……此ノ法律ニ依ッテシマスト云フト，被害者ハ必ズソレニ対シテノ，損害ニ対シテノ賠償ヲ受ケルコトガ出来ルノデアリマスケレドモ，鉱業ヲ為ス所ノ者ハ煙毒ノ如キモノト云フモノハ，ドウシテモ絶対ニ無クスル訳ニ行カナイノデスカラ，必ズ賠償ヲシナケレバナラヌト云フヤウナコトニナリハシナイカ……」

（小金政府委員）（四阪島の製錬の硫酸回収装置，中和工場の例をのべた後）「……殆ド害ノナイ程度ニ近イ所迄デ今日デモ持ッテ行ケルノデハナイカ，是ハドノ製錬所ニモ全部設備スルト云フコトハ，今ノ眞野先生ノ仰シャッタヤウニ，ナカナカ経費ノ関係モアルノデアリマスガ，国ノ為ニ斯ウ云フ製錬業ヲ営ム者ニハ酷ナ場合ガアリマス，従ッテ或程度ノ煤煙ハ已ムヲ得ナイ，ソレカラ又サウ云フヤウナ完全ニ近イ施設ヲ致シマシテモ，ソレニ故障ノアッタ場合ニ於キマシテハ矢張リ有毒瓦斯ガ出ルノデアリマス，此ノ程度ハ已ムヲ得ナイト思ヒマス，ソコデ損害ノ範囲ノ認定ノ問題ニナルト思ヒマス，是ハ判定其ノモノガ場合ニ依リマシテハ殆ンド不可能ニ近イヤウナムツカシイ場合ガアラウト思ヒマス，サウ云フヤウナ所ヲ考慮致シマシテ，鉱害調停制度ヲ設ケマシテ，此ノ調停制度ハ十ノ損害ガアレバ，十必ズ払ハセルト云フヨリモ，寧ロ社会上ノ諸般ノ実情ヲ考慮致シマシテ，最モ妥当ナ解決点ニ落着カシメルト云フヤウナ趣旨ニ於テ，是ハ司法機関ガ中心ニナッテ運用スルコトニ相成ッテ居リマス[7]……」

すなわち，具体的に賠償すべき範囲については，調停制度によって，階級闘争を予防化し，賠償額を抑止するということである。

1）『特別委員会（第8回）』6―9ページ。
2）『特別委員会（第11回）』3ページ。「作業ノ種類ハ鉱害ノ原因ヲ鉱山局ニテ調査シタルモノヲ基礎トシテ……四種トセリ」（『特別委員会（第12回）』平田委員発言，3―4ページ）。
3）『特別委員会（第12回）』7―8ページ。
4）平田慶吉『鉱業法』日本評論社，1929年，279ページ。同『鉱業法要義増訂版』有斐閣，1942年，231ページ。

5) 1942（昭和17）年末における主要非鉄製錬所中の独立製錬所設備能力を，各品目別に検討すると，銅は主要製錬所19カ所のうち独立製錬所は10カ所で，電解能力は合計12,970トン／日中，10,170トン／日を占めている。鉛は主要製錬所8カ所のうち独立製錬所は5カ所で，電解能力は合計2,918トン／日中，1,318トン／日を占めている。亜鉛は主要製錬所10カ所のうち独立製錬所は8カ所で，月産能力は合計8,145トン中，6,145トンを占めている。（東洋経済編『昭和産業史』第1巻，1950年，105，113，114ページ）このように，戦時下の主要非鉄製錬の過半が独立製錬所によって行われていたのである。したがって，過半を占める独立製錬所を適用外にすることによって，一方では一般工業への波及への橋わたし役を防ぎ，他方では煙害の過半を適用外にし，一般工業との競争条件の不平等化を阻止し，あるいは鉱害を鉱山に限定する意図があったものと考えられる。

6) 『特別委員会（第14回）』14—16ページ。

7) 『第74回帝国議会貴族院特別委員会議事速記録第1号』1939（昭和14）年3月10日，4—5ページ。なお，特別委員会に参加していた山本茂商工書記官は，論文「鉱害賠償法規の制定に就いて（下）」において「鉱業権者に対して著しき負担を課せざる限度に於て本法制中に過去の損害に対する救済の為の規定を設くるは当然のこと」（『警察研究』第10巻第6号，1939年，74ページ）とのべている。

(2) 賠償義務者の限定

石炭鉱業による鉱害，とりわけ土地陥落は，採炭時期から数年を経て発生するものが多くあり，この場合，賠償義務者を原因作業者にするか，損害発生時の鉱業権者にするか，連帯責任にするか，大きな問題であった。要綱は，損害発生時，および鉱業権消滅の場合は最後の鉱業権者とした。（第9表参照）

「鉱業ノ作業ニ因リ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ損害発生ノ時ノ鉱業権者其ノ損害ヲ賠償スルモノトスルコト若シ損害発生ノ時鉱業権消滅セルトキハ最終ノ鉱業権者賠償ノ責ニ任ズルモノトスルコト

損害発生ノ後鉱業権ガ他ニ移転セラレタルトキハ損害発生ノ時ノ鉱業権者及其ノ後ノ鉱業権者連帯シテ賠償ノ責ニ任ズルモノトスルコト」

第4回特別委員会では，要綱案に対して農林省から，原因作業者責任説が出されたが，これに対し，平田委員が外国法とその経験をもって応えた。

（大森委員）「鉱害発生ノトキノ意義如何」

（小浜委員）「鉱害進行中ノ鉱業権者ニ責任ナシトスルハ不可解ナリ」

（松村委員長）「賠償ハ鉱害発生ノ都度之ヲ為サシムルコトトシ何レガ賠償責任者ナルカ不明ナルトキハ連帯責任トシテハ如何」

（我妻委員）「実際問題トシテ土地ノ陥没止マザルトキハ請求シ得ザルニアラズヤ」

（小浜委員）「賠償発生当時ノ者ノミニ限ラズ之ガ原因ヲ与ヘタル作業者ヲモ包含セシメテハ如何　即チ作業ニ因リ当然損害発生スルモノトシテ作業者ニ積立金ヲ為サシムルガ如キ方法ヲトリテハ如何」……

（平田委員）「鉱業法第六条ノ規定ニ依リ鉱業権ニ関スル権利義務ハ鉱業権ト共ニ其譲受人ニ移転スルモノナルヲ以テ譲受ノ際鉱業税ノ納否其ノ他ノ事情ヲ考慮シ値引スルモノナリ『プロイセン』『ザクセン』ノ鉱業法ハ本案ト同様ナリ多年ノ経験ニ基クモノナルヲ以テ懸念スルノ要ナシト考フ」[1]

第８回特別委員会でも，農林省と平田委員の意見が対立し，決定保留となった。

（阿部農林事務官）「第一号一項ニ農林省ハ行為者モ入レル意見ナリ」

（平田委員）「然ルトキハ混乱複雑トナリ収拾付カザルベシ」

（阿部農林事務官）「行為者ガ明カナル場合之ヲ入ルルヲ可トス」

（平田委員）「行為者ガ無資力ノ為鉱業権ヲ他ニ移転スルガ如キハ其ノ例多カラザルベシ」

（松村委員長）「此点決定ヲ留保スルコトトスベシ」[2]

第12回特別委員会でも，ひきつづき議論されたが，結局，鉱業権買売にあたって陥落の可能性，供託金の程度が考慮されるという理由で原案が通った。

（梶原農政課長）「無過失責任ハ之ニテ徹底スルモ現ニ原因タル作業ヲ為シタルモノガ判然指摘シ得ルニ拘ラズ損害発生当時ハ鉱業権者タラザル理由ヲ以テ之ニ責任ヲ帰セシメ得ザルコトアルモ公正ヲ失スル嫌ナキヤ尤モ供託金ニ付キテ之ヲ考慮スル余地モアルベシ」

（平田委員）「五省会議ノ際モ右ノ様ナ議論アリタリ　本委員会ニ於テモ右ノ場合当該行為者ニ帰責シ得ズト積極的ニ定マリタル訳ニ非ザルヲ以テ更メテ審議スル余地アルベシ」……

（我妻委員）「無過失賠償ガ法制化スルニ於テハ鉱山ノ買売ニ当リ其ノ

点ガ考慮セラレ買売代金ハ陥落ノ可能性，供託金ノ程度ヲ顧慮シテ決定サルベキヲ以テ売主ト買主ノ間ニ関スル限公平ヲ失スルコトナカルベシ」

（平田委員）「此ノ点実際必要ナリトセバ農林省ニテ更ニ検討ヲ願ヒ度」[3]

かくて，賠償義務者を損害発生時の鉱業権者に限定することになった。[4]

ただし，要綱における，最終の鉱業権者の賠償責任規定，損害発生時以後，譲受人にもおよぶ連帯責任規定は，のちのイタイイタイ病裁判や休廃止鉱山問題において積極的な役割を果すことになることは銘記すべきである。

1)　『特別委員会（第4回）』16―18ページ。
2)　『特別委員会（第8回）』15ページ。
3)　『特別委員会（第12回）』10―11ページ。
4)　平田慶吉は『鉱害賠償責任論』の「第四　鉱害の法律的考察」のなかでは，「賠償義務者は鉱害の原因たる作業を行った鉱業権者である。この賠償義務は勿論加害者自身の負担する責任であるから，加害者たる鉱業権者が損害発生前に於て事業を廃止し又は鉱業権を移転するとも，或は発生後に於て然るとも，その責任には何等の影響をも来たすものではない。従ってこの場合加害者たる鉱業権者が賠償義務より免れ，又は賠償義務が後の鉱業権者に移るものではない。」とし，「加害者たる鉱業権者が損害発生前に鉱業権を移転し，損害が移転後に発生した場合」を3つに区別して，たとえば，「土地掘鑿による鉱害」の場合には，「この場合は損害発生の時に於ける鉱業権者も亦鉱害の原因たる作業を行った鉱業権者と相併んで賠償の責任を有する。」（119ページ）としているが，「第六，鉱害に関する我国将来の立法」中の「賠償規定の要綱」では，「一般不法行為に於けるが如く加害行為をなした者を責任者となすことは鉱害の場合には適当しない。既述の如く一の鉱区に付てその鉱業権者が転々変動したときは何人が加害作業をなしたか，不明な場合が少くなく，殊に損害が加害作業後長年月を経て発生するときに於て一層その然るを見る。従って鉱害に於ては……損害発生の時の鉱業権者を責任者となすことを要する。」（275ページ）としている。そしてまた，『鉱害賠償規定解説』では，「法律は損害発生の時の鉱業権者又は鉱業権消滅の時の鉱業権者を以て，賠償義務者となし，損害の原因たる作業を行った鉱業権者を賠償義務者と規定してゐないが……余は作業を行った鉱業権者には，当然に故意過失（注略）が存在するものと解するから，この者は不法行為上の賠償責任を有するものと考へる。」（61―62ページ）とのべている。

(3)　遡及の限定

鉱業賠償規定施行前の損害賠償に関する遡及の問題は経過概要でみたよう

に議論が大きくもめた重大な内容をもっている。

特別委員会では，第14，15，16，17回のかなりの部分をさいて議論され，とりわけ第16回には「相当異見モアル」ので，遡及中止の直前までいった。

第2回特別委員会では，平田委員が要綱を説明するなかで，つぎのようにことわっている。

（平田委員）「本要綱案ニ依リ賠償法ヲ制定スル場合其ノ制定以前ニ発生シタル鉱害即チ現存ノ鉱害ハ如何ニスルカ大問題ナリ之ニ対シテハ腹案モアレド未ダ研究中ナリ」[1]

（大森委員）「遡及問題ニ対シ一応ノ意見如何」

（平田委員）「遡及スル旨ヲ規定ス但シ従来補償セル分ハ控除スルコトトセバ可ナラン」[2]

平田委員は，第11回特別委員会に提出した補修要綱で遡及に関してつぎのように規定した。（表9参照）

「第十四　第一乃至第三及第八乃至第十一ノ規定ハ其ノ施行前ニ生シタル鉱業ノ作業ニ因ル損害ニモ之ヲ適用スルモノトスルコト但シ補償金，手当金，救済金，同情金，迷惑料其ノ他何等ノ名義ノ用キラレタルヲ問ハズ被害者ガ其ノ被リタル損害ニ付鉱業権者ヨリ既ニ一部ノ塡補ヲ受ケタルトキハ其ノ塡補ノ額ハ本法ノ規定ニ依リテ為ス賠償ノ額ヨリ之ヲ控除スルモノトスルコト」

第14回特別委員会では，内務省の坂委員から「既ニ解決済ノ分モ此ノ際蒸シ返サルル虞」がないか，日本鉱山協会の松本委員からは，解決済の問題を蒸し返されて「秩序ヲ混乱セシムルコトナキヤヲ憂慮スル」との意見が出され，これに対して，我妻委員からは「理論的ニハ蒸シ返サルル事ナキモ実際上踏ミ倒サレタルモノハ問題ヲ起ス虞アリ」，平田委員からは「踏ミ倒サレタルモノハ蒸シ返サシメタル方ガ正義ニ叶フベシ」との意見があった。[3]

森山委員からは，寄付金，見舞金などは，法律上贈与であるから，それらを支払った場合，性質の異なる賠償を改めて請求することにはならないかなど，蒸し返しを心配する意見が出され，大森，我妻委員から，損害が実際に

塡補されているから，さらに賠償を請求することはないであろうとの意見が出された。[4)]

第15回特別委員会では，遡及規定に対する賛否両論が激しく対立し，要綱の修正が試みられた。

まず，平田委員が，鉱業権者と農林省の要望を説明し，「極端ナル場合ニ付テノミ遡及」するとしたいとのべ，松村委員長も，ほぼ同様の見解として，賠償が著しく不当（少額）な場合のみ遡及してはどうかとのべた。これに対し，松本委員は，遡及反対の立場から，梶原農政課長は限定せず遡及すべきとの立場から，不当かどうかの判断は困難としたが，司法省の大森委員から，裁判所が支障なく判断できるとした。そこで，松村委員長の意見にそって，平田委員が要綱の修正を提案した。

（平田委員）「……事業者側ノ立場カラスルト要綱記載ノ斟酌以上ノ制限ヲ要求シ農林省ハ従来何等ノ制限ナク遡及スルコトヲ要望シテ来タル関係上此ノ点ハ仍考究ヲ要スベシ私見トシテハ寧ロ極端ナル場合ニ付テノミノ遡及スルコトト致シ度シ」

（松村委員長）「本法施行前ノ損害ニ付テハ其ノ当時何等カノ標準ニ依リ賠償シ一応ハ事済ミトナッテ居ルモノニシテ而モ今回ノ立法ノ建前ガ原則トシテ従来実際ニ慣行サレ来ッタ賠償ノ標準ヲ法文化セントスル点ニ在ル以上之ヲ過去ニ遡及セシムルモ理論上何等ノ新シキ措置ヲ必要トセザルヲ以テ敢テ支障ナキガ如キモ実際ハ遡及ヲ規定スルコトニ依リ一応落着シタ事態ヲ蒸返スコトトナリ面白カラザルニ付賠償額ガ著シク不当ナル（少額）モノニ限定シテハ如何」[5)]

（松本委員）「過去ノ損害ニ迄手ヲ出セバ際限ガナクナリ収拾ニ困難ヲ来スベシ又著シク不当ト云フ標準ヲ設クルモ其ノ判定困難ナルベシ全然賠償ヲ受ケ居ラザルモノハ寧ロ権利ノ抛棄ト解スベキカ」[6)]

（小浜委員）「本法制制定ノ要望ハ将来ノ賠償ノミナラズ現存スル被害地ノ復旧ヲモ併セタルモノナレバ過去ノ損害ニ付テモ遡及シテ賠償セシムル規定ヲ望ム」

（梶原農政課長）「賠償額ガ著シク不当ナルモノト然ラザルモノト判然ナラザルベシ……」

（大森委員）「著シク少額ナルヤ否ノ標準ニテモ裁判所ノ取扱ニ支障ヲ来スコトナカルベシ……」

（平田委員）「要綱ノ第十四ヲ次ノ如ク修正ス

本法施行前ニ生シタル損害ト雖モ被害者ガ其ノ賠償（補償金，手当金，見舞金其ノ他名義ノ如何ヲ問ハズ）ヲ受ケズ又ハ賠償ヲ受ケタルモ賠償額ガ著シク少額ナルトキハ裁判所ハ適当ナル賠償ヲ命ズルコトヲ得ルモノトスルコト[7]」

この修正に対して，司法省の森山委員は，遡及規定は「従前ノ法制乃至法律秩序ヲ否定スルコト」になるので「好マシカラズ」，従来あるいは温情によって解決してきたものを「不充分ナリト謂フ烙印ヲ押シ新タナル法制ヲ遡及セシムルハ穏当ヲ失ス」としつつも，「唯今ノ平田委員ノ修正案ノ如キハ遡及ニ非ズシテ別個ノ措置ヲ講ズルモノナルヲ以テ必シモ不可トセズ[8]」とし，同省の大森委員も「例外的ナル場合ニノミ適用ヲ見ルモノナルヲ以テ必シモ不可ナラザルベシ[9]」とし，我妻委員も土地賃貸借を例にとり，遡及規定を認めた。しかし，日本鉱山協会の松本委員は，再び「自己ノ知ラザル損害（鉱業権移転ノ場合）迄モ負担スルコトトナリ酷[10]」であると反対した。それに対して，平田委員は「現在ハ別段法制存セザルモ賠償ヲ為スコトガ慣例トナッテ居ル点カラ見テモ此ノ程度ノ遡及ハ社会正義ノ観念ニ合致スルモノト思フ[11]」と反論し，大森，我妻両委員は修正案の限度での遡及を主張した。そして，我妻委員が「鉱害ノ原因ハ前権利者ノ作業ニ在リトスルモ鉱害自体ガ現権利者ニ至リテ生ジタルトキハ現権利者ニ於テ賠償ノ責ニ任ズベキハ当然ナリ[12]」と強調したのを受けて，坂・森山両委員が「松本委員ニ於テモ此ノ程度ノ賠償ハ之ヲ認メラレ度シ[13]」と要望した。そして，平田委員の「要綱十四ハ結局如何ニスルヤ」の問に対して，松村委員長は「此ノ点ダケ調停制度ニ譲ルコトモ考ヘ得ベシ経過的規定ニドヂヲ踏ミ却テ本体ヲ見失フ結果ニ陥ルハ採ラザル処ナリ[14]」と回答したが，すかさず，農林省の小浜委員から，「然レドモ陳

情ノ内容ヲ点検スルニ経過的規定ハ重大ナル点ナリト謂フヲ得ベシ」[15]と反論され，審議は再び前にもどって続けられた。

商工省の小金委員は「全面的ニ遡及ヲ認ムルコトハ事業ノ関係カラ見テ遽ニ賛シ難キモ或ル程度ハ公平ノ観念カラ見テ必要ナルベシ」[16]とのべ，平田委員は，本法施行前のもので未賠償は極めて少数なので影響が少ないと強調した。他方，大森委員は，損害発生が施行前で前権利者の当時のものであることを，現鉱業権者が証明した場合は賠償義務なしとすることを，森山委員は，施行前のものは行為者主義を採用し，立証不能の場合は「全体ノ責任」にすることを，それぞれ提案した。これに対して，我妻委員は「自分ノ代ニ生ジタル損害ニ付テハ責任ヲ負ヒ前代ニ生ジタルモノハ責任ヲ負ハズト為スヲ妥当トセザルヤ」[17]，梶原農政課長は「現ニ損害ガアルナラ之ヲ埋メルハ当然ニシテ寧ロソレヲ除外スル観念ガ可笑シ本法制定ノ動機ヨリ見テ之ヲ賠償セシムルベキナリ」[18]と，それぞれ反論した。そこで，松村委員長が「現ニ本法施行ノ際鉱業権消滅シタルモノニ付テハ賠償セズトシテ審議ヲ進メルコトトスルハ如何」[19]と提案したが，坂委員が，施行一日前に消滅した場合を考えると適当でないと反論したので「本法施行前五年……ト云フ如ク年限ニテ一律ニ決定スル」[20]ことを提案し，この方向で審議を進めることにした。

第16回特別委員会では，前回の審議に基づき，平田委員が再度補修した要綱を提出した。第14項はつぎのように修正された。(第9表参照)

「第十四　本法施行前五年以内ニ生ジタル損害ニシテ被害者ガ其ノ賠償（補償金，手当金，見舞金其ノ他名義ノ如何ヲ問ハズ）ヲ受ケズ又ハ賠償ヲ受ケタルモ其ノ額ガ著シク少額ナリシモノニ付テハ被害者ハ賠償又ハ其ノ増額ヲ請求スルコトヲ得ルモノトスルコト」

しかし，平田委員自身，前回の審議をまとめただけで，5年の制限の撤廃を主張した。

「蓋シ五年ノ制限ニハ何等合理的根拠ナク又実際ニ徴スルモ三菱ノ如キ大鉱業権者ニシテ尚且五年内ニ賠償ヲ完了シ得ザル例モアリ将又松本委員ノ所説ノ如ク全然鉱害ニ関係ナキ者ニ現在鉱業権者タルノ故ヲ以テ

責ヲ負ハスハ酷ニ失スル嫌アレバナリ」[21]

意見はまとまらず，森山委員は「純理論ヨリシテ遡及ヲ認ムルコトニハ賛意ヲ表シ難シ」[22]と，前言と幾分矛盾するような発言をし，平田委員は匙を投げた形で「本項ニ付テハ相当異見モアルニ付遡及制度ヲ中止シ損害発生時ノ鉱業権者ニ責任ヲ負担セシムルコトニ改案スルコトトシテハ如何」[23]と提案したが，松村委員長は「仍論議ノ余地アルモノト認メラルル」[24]として，継続審議とした。

第17回特別委員会では，平田委員が，再び「五年以内」という限定をはずした要綱を提出した。審議の結果，遡及によって負担を増大させないこと（我妻委員，司法省の森山委員）および，国の援助の必要性（商工省の小金委員，松村委員長）を考慮して，連帯規定をはずして，損害発生時の鉱業権者に限り，譲受人には及ばないこととすることになった。

（大森委員）「過去ノ損害ハ総テ現権利者ニ賠償セシムルコトトシ現権利者ニ於テ自身ノ責任ニ非ザルモノナルコトヲ立証シタル場合ハ免責シ前権利者ヲ追求セザルコトトシテハ如何　一応ノ遡及ハ必要ナルベキモ損害ハ自己ノ行為ニ非ザル点，鉱区代ノ評価ニ付従来賠償額ヲ考慮セザリシコト及立証責任ヲ被害者トセズ加害者トセル三点カラ見テ此ノ程度ガ適当ト思フ」

（森山委員）「遡及ノ少ナキコトニ付大森委員案ニ賛成ナリ，行為主義ヲ原則トスベキニ不拘経過的ニ他人ノ行為ニ依ル損害ヲ現権利者ニ負ハシムル原則ニ反スルノミナラズ偶然現権利者ノトキ損害ノ進行ガ停止セルノ故ヲ以テ賠償責任ヲ負ハシムルハ門口ノコトハ全部其ノ家ノ責任ナリトノ結果トナリ面白カラズ」

（小浜委員）「鉱業被害ハ長期ニ亘リ発生スルモノナレバ経過規定ヲ以テ損害ノ進行中ノモノハ後ノ権利者ガ賠償責任アルモノト規定ノ必要アリ」

（梶原農政課長）「大森委員案ノ反証ヲ上ゲタルモノハ前権利者ニ賠償セシムルコトトシテハ如何」

（大森委員）「広範囲ノ遡及トナルニ付賛成シ難シ」

（平田委員）「大森委員案ニ依リ立証出来タルトシテモ前権利者ハ大半ハ賠償能力ナキモノ多カルベシ」

（我妻委員）「遡及ニ依リ本法制施行後ヨリ却テ重キ負担ヲ掛ケシムルハ考慮ノ要アルベシ」

（小金委員）「現在ノ鉱害地ハ不況ノドン底時代ノ遺物ニシテ此ノ復旧ヲ賠償法制ノミニ頼ルコトハ不可能ナルヲ以テ斯ルモノハ国家ガ別ノ途ニテ何ントカ考慮スベキモノト考フ」……

（松村委員長）「平田委員新旧案ト大森委員案ノ何レニスルヤ期成会ノ陳情ノ趣旨モ要スルニ既往ノ鉱害地ノ復旧ヲ全部賠償法制ニノミ頼ルノモノニ非ズシテ国ノ補助其ノ他ニ依リ耕地トシテノ利用価値ヲ旧ニ復スコトニ助力ヲ乞フト謂フニ在リシモノト諒承シタリ従ッテ従来審議シ来レル程度ノ考慮ニテ差支ナカルベシ」

（小浜委員）「賛成ト言フ訳デハナイガ平田委員新案デ審議ノ進行願ヒ度」

（松村委員長）「賛成セザルモ熟読セルモノナルヲ以テ差支ナカルベシ遡及スルモノニ付テハ要綱第一ノ第二項（連帯規定）ヲ準用セザルコトトス」[25]

結局，遡及規定は極めて限定的なものとして認められた。限定的というのは，第1には「賠償ヲ受ケズ……又ハ賠償ヲ受ケタルモ其ノ額ガ著シク少額ナリシモノ」のうち，後者は「賠償シタト言ッテモ名義ダケデアッテ，実際上ノ賠償ヲシテ居ラヌト云フ場合ヲ指スモノ」[26]であるからであり，第2には，要綱第1の第2項を除外し，損害発生後鉱業権が譲渡された場合，譲受人は何等の責任を負担しないとし，現有鉱業権者の負担を大きく削減しているからである。第1第2項を除外した理由について，のちに，平田委員は「譲受人の賠償責任は本法律が初めて規定したところであって，従来かかる慣習がないものであるから，本法律施行前の損害について，不意打に譲受人に連帯責務を負担せしめることは，妥当を欠く故である」[27]と説明している。

こうして，遡及規定を設けるという点では農林省の要望を，遡及内容を著しく限定するという点では，鉱業権者を中心とする要求を入れるという形で妥協が成立したのである。遡及において譲受人の責任を除外した実益が――とりわけ大鉱業主にとって――極めて大きいことは，つぎの大森委員の発言からも明らかである。

「大鉱業権者ガ中小ノソレヲ合併スル傾向アル今日前者ニノミ責任ヲ問フ如キ制度ハ実益ナカルベシトモ考ヘラル」[28)]

1）『特別委員会（第2回）』14ページ。
2）同上，20ページ。
3）『特別委員会（第14回）』18ページ。
4）同上，18―19ページ。
5）『特別委員会（第15回）』2―3ページ。
6）同上，3ページ。
7）同上，4―5ページ。
8）同上，5―6ページ。
9）同上，6ページ。
10）同上，7ページ。
11）同上，7ページ。
12）同上，8ページ。
13）同上，8―9ページ。
14）同上，10ページ。
15）同上，10ページ。
16）同上，11ページ。
17）同上，12ページ。
18）同上，12ページ。
19）同上，12ページ。
20）同上，13ページ。
21）『特別委員会（第16回）』12ページ。
22）同上，14ページ。
23）同上，14ページ。
24）同上，14ページ。
25）『特別委員会（第17回）』6―9ページ。
26）『第74回帝国議会衆議院委員会議録（速記）第9回』1939（昭和14）年3月3日

6ページ，小金政府委員の発言。同様の趣旨は，前掲『鉱害賠償規定解説』117ページ。

27）前掲『鉱害賠償規定解説』121ページ。

28）『特別委員会（第16回）』13ページ。

## 8. 大鉱業資本の支配

### (1) 金庫制度から供託金制度への変更

すでにみたように，鉱害賠償規定法制化には中小鉱業権者が反対していた。それにもかかわらず，大鉱業権者や政府がそれをおしきっていったのであるが，その際，政府側では中小鉱業権者が賠償規定法制化によって，採炭不能になる可能性をある程度予想していたようにみえる。たとえば，衆議院第8回委員会において小金政府委員はこうのべている。

「唯第三者ニ損害ヲ及ボシナガラ，賠償ガ出来ルカ出来ナイカ分ラヌヤウナ小サイ鉱業権者ガ，重要鉱物ノ開発ヲ担当スルコトハ，是ハ必ズシモ適当デハナイカモ知レマセヌ」[1)]

同様に，衆議院第10回委員会において，政友会の大内議員はこうのべている。

「……此ノ法律ガ成立シマスト，恐ラク小資本ノ未開発ノ鉱山業ハ或ハ取止メニナルモノガ相当出来ルダラウト考ヘマスガ……」[2)]

以上の発言は，つづけて，中小鉱業者の採炭不能問題が増産政策と矛盾することをみとめている。ここから，当然，大鉱業資本による中小鉱業の再編成，支配の問題が出てくるのであるが，この委員会では，議論されていない。事実，戦時中，大鉱業資本への生産集中がすすむのであるが，鉱害賠償規定における金庫制度から供託金制度への変更は，この大鉱業資本の支配という性格，あるいは，支配の促進という問題を明瞭に示している。

要綱では，つぎのようになっていた。（第9表参照）

「損害ガ石炭鉱業ノ作業ニ因リ生ジタル場合ニ於テ損害発生ノ時其ノ鉱業権消滅シ且最終ノ鉱業権者ヨリ賠償ヲ受クルコト能ハザルトキハ鉱害金庫代リテ賠償ノ責ニ任ズルモノトスルコト　連帯債務者ノ一人ニ付

前項ノ事実生ジタルトキハ鉱害金庫ハ此ノ者ニ代リテ連帯債務ノ責ニ任ズルモノトスルコト」

第3回，第4回特別委員会で，平田委員から鉱害金庫制度についての説明があった。鉱害金庫制度は，ザクセン鉱業法，フランス鉱害賠償法に規定されていたが，平田委員の説明は「大鉱主ハ小鉱主ヲ助クル考」でとのべ，あまりに現実からかけ離れたものであった。

（平田委員）「鉱害金庫ハ賠償スベキ鉱業権者不明ナル場合ニ於テ発動スルコトトナルヲ以テ是ガ恩恵ヲ受クルハ小鉱主ニ限ラレ大鉱主ニ対シテハ不公平ナル結果トナルモ大鉱主ハ小鉱主ヲ助クル考ニテ進ムヨリ外ナシ」[3)]

（松村委員長）「石炭鉱業権者ガ鉱害金庫ニ拠出スル根拠如何」

（平田委員）「民法第七百十八条ヲ設ケタル趣旨ト同ジク危険物所有者ノ責任ト看ル可キモノナリ」

（松村委員長）「石炭鉱業ハ本来他人ニ危険ヲ与フル素質アルヲ以テ平素ヨリ基金ヲ積立テ支払ハ鉱害発生ノ時支払フトノ意ト解スベキカ」

（平田委員）「然リ，賠償ヲ保険スル意味アリト解ス」……

（松村委員長）「鉱害ハ発生当時ノ鉱業権者之ヲ賠償スベキモノト為ストキハ他人ノ賠償責任ヲ負担スルコトトナリ不合理ナリ別途説明ノ方法ナキヤ」

（平田委員）「危険事業ヨリ生ズル責任ト云ヒテ可ナリ」[4)]

第9回特別委員会では，鉱山協会の松本委員，松村委員長から「他人ノ鉱害ハ賠償セズ」として，鉱害金庫制度への反対意見が出され，また小金委員から，一部国家の財政介入を入れた金庫制度案が出された。小金案は，戦時生産力拡充のため，中小鉱業者にも採炭させるねらいがあったようにみえる。結局，金庫制度はとりやめ，供託金制度に変更された。

（小金委員）「鉱害金庫制度ハ次ノ如キモノトシテハ如何ト考フ，㈠石炭鉱業者ハ毎年出炭高ニ応ジ一定ノ金額ヲ鉱害金庫ニ納付スルコト　㈡石炭鉱業者ハ自ラ鉱害ヲ賠償スルノ義務ヲ負フモノトス　㈢石炭鉱業者

鉱害ヲ賠償シタルトキハ金庫ハ毎年度末ニ於テ一定金額ヲ留保シテ金庫納付金ヲ石炭鉱業者ニ返還スルモノトス　㈣石炭鉱業者鉱害ヲ賠償セザルトキ又ハ完全ニ賠償セザルトキハ其ノ限度ニ於テ金庫賠償ノ責ニ任ズルモノトス　㈤国家ガ財政的ニ或程度介入スルコト」……

（我妻委員）「平田案ニ依レバ大鉱業者ハ中小鉱業者ヲ助クルコトナルモ小金案ニテハ国庫ガ之ヲ負担スルコトトナルガ如シ」……

（松本委員）「自己ノ出金ガ他人ノ惹起シタル鉱害ヲ賠償スルコトハ賠償ノ本旨ニ反シ賛成シ難シ」

「鉱害金庫制ニ関シハテ其他種々ノ論議アリシモ結局，㈠平田案ハ適用範囲狭キヲ以テ之ヲ拡張スルコト　㈡鉱害金庫制ノ基調ハ原則トシテ他人ノ惹起シタル鉱害ハ賠償セザルコト但シ或程度ノ例外ヲ認ムルハ已ムヲ得ザルコト　㈢鉱害金庫ニ対スル積立金ハ可及的保証金若ハ供託金タル性質ヲ帯ハシムルコト，等ヲ中心トシ小金委員案等ヲモ参照シ幹事ニ於テ試案ヲ作製スルコトニ決定ヲ見タリ」[5)]

第13回特別委員会では，供託金制度を他産業に拡大するかが問題となり，農林省は拡大を主張し，商工省は「産業ニ革命的変更ヲ加フル」として反対した。結局，石炭鉱業は損害に時間的ずれがあるため，必要ということで，供託金制度は石炭業に限定された。

（平田委員）「鉱水ヤ煙害ハ直ニ効果ガ出ルヲ以テ担保ノ要無シ」

（梶原農政課長）「年々ノ賠償ノ程度ノモノヲ炭坑ノ他ノ作業又ハ鉱業ニ適用シ得ザルヤ」

（大森委員）「程度ノ差ハ軈テ本質ノ差ナルヲ以テ差当リ此ノ点ニ止メ度シ尚実際問題トシテモ実行困難ナルベシ」

（梶原農政課長）「趣旨トシテハ之ヲ認メ会社採算ニ当リ利益ヨリ之ヲ控除スル様致シ度シ」

（小金委員）「抑モ凡ユル産業ハ多少ナリトモ原始産業ニ影響ヲ及ボスヲ以テ農政課長ノ言ノ如クンバ軈テ全産業ニ革命的変更ヲ加フルニ至ルベシ故ニ差当リハ災害勃発ノ時機不明ナル土地陥落ニ付テノミ之ヲ認ム

ルニ止メ度シ汽車ノ煙害等ハ最モ厄介ナルベシ」

（松村委員長）「本委員会ハ事実アリテ後之ガ立法ノ如何ヲ審議スル建前ナルヲ以テ他ノ場合ニ付テハ事実ノ熟スルヲ待ツヲ可トスベシ立法ハ理論ノ表現ニ非ズシテ事実ノ反映ナラザルベカラズ」[6]

このように，中小資本を救済する鉱害金庫制度はとりやめになり，一定程度国家の財政介入を前提にした供託金制度に変更となった。したがって，鉱害賠償規定についての沢井裕氏の評価すなわち「政府ないし軍部としては，金に糸目をつけず採掘させる必要があったこと（多少の企業の犠牲はいとわせない）」[7]というのは，やや一面的であるといわざるをえないであろう。

1）『第74回帝国議会衆議院委員会議録（速記）第8回』1939（昭和14）年2月28日6ページ。
2）『第74回帝国議会衆議院委員会議録（速記）第10回』1939（昭和14）年3月4日18ページ。
3）『特別委員会（第3回）』6ページ。
4）『特別委員会（第4回）』4—6ページ。
5）『特別委員会（第9回）』6—9ページ。
6）『特別委員会（第13回）』13—14ページ。
7）沢井　裕「イタイイタイ病裁判の歴史的意義」，『イタイイタイ病裁判』第4巻，総合図書，1973年，351ページ。

(2)　鉱業権消滅後の責任問題

すでに賠償責任者の問題でのべたことに加えて，供託金返還に関連して，返還後も，最後の鉱業権者に賠償責任が依然として残ることが第10回特別委員会でほぼ確認され，第11回の平田委員提出の補修要綱16には新たにこの点がつけ加えられた。しかし，その後要綱16については何ら審議されずに第16回提出の補修要綱からは同項が削除された。削除された理由は不明である。（第9表参照）

（平田委員）「別問題ナルモダムヲ造リ捨石ヲ廃石シタル後鉱業ヲ閉止シ所有者ニ其ノ土地ヲ還付シタル場合其ノダムノ崩レタルトキハ責任者如何」

（森山委員）「土地還付ノ際ボタ等ヲ取払フコトガ普通ナリ但シ金員ヲ受納シタトキハ問題ナリ」

（我妻委員）「最後ノ鉱業権者ガ責任ヲ負フコトニ理論上支障ナシ」

（小金委員）「炭礦ノ陥落ハ一定ノ期間中ニ起ルヲ以テソレニテ片附クモ金属山ノズリノトキハ土地所有者ニ責任ヲ帰セシムルヲ是トス崩壊ノ危険アルトキハ引取ラザレバ足ル」

（平田委員）「曾テ鉱業権者タリシモノノ責任ハ其ノトキハ消滅スルモノト解ス」

（我妻委員）「然レドモ理論上其ノ責任ハ消滅スルコトナキヲ以テ其ノ為ニハ明文ヲ要スベシ」

（小金委員）「要スルニ鉱業権者ガ他人ニ土地ヲ引渡シタル後ハ責任ヲ負ハヌト規定スベシ炭礦ニ付テモ此ノ点ハ同様ナルベシ」

（松村委員長）「然レドモ直ニ責任ヲ解除スルハ疑問ナルベク其処ニ『リーゾナブル』ナ期間ヲ置キ度シ」

（坂委員）「土地ノ所有者ノミノ責任トシ旁々求償権ノ行使ヲ認ムレバ足ルベシ」

（我妻委員）「然レドモ村ノ共有地ノ如キ場合被害者ハ賠償ノ請求シ難キコトトナルベシ」

（坂委員）「然レドモ鉱業権者ガ会社ナルトキハ解散シテ了フコトモアルヲ以テ鉱業権者ニ帰責スルハ困難ナルコトアリ」

（小金委員）「旧鉱権者ト雖モ他人ノ土地ニ立入ルヲ得ザルヲ以テ結局鉱業ヲ止ムルトキハ三年位ハ鉱害発生ノ虞ナキ様手ヲ入レ置クヲ要スルコトトナルベシ」

（平田委員）「鉱業法ニ依レバ旧鉱業権者ハ鉱業終了後一年ハ同法上ノ権利義務ヲ承継シ従而他人ノ土地ノ立入権ヲ有スルコトトナルベシ」

（小金委員）「然ラバ其ノ期間ヲ三年位ニ延長致シ度シ」

（松村委員長）「会社ハ解散ノトキ一定ノ金員ヲ積立ツルベシ」

（小金委員）「左様ナ義務ヲ設クレバ小規模ノ金属山ハ経営不能ト為リ

金ノ増産ハ不可能トナルベシ」[1)]

第11回特別委員会で，平田委員は補修要綱を提出したが，鉱業権消滅後の問題に関し，第7と第16にはつぎのように規定されていた。（第9表参照）

「第七　石炭鉱区ノ鉱業権消滅後十年ヲ経ルモ土地掘鑿作業ニ因ル損害生セサルトキハ其ノ鉱業権消滅ノ時ノ鉱業権者ハ第四ノ規定ニ依ル供託物ヲ取戻スコトヲ得ルモノトスルコト」

「第十六　鉱業法第七十四条ヲ左ノ趣旨ノ如ク改ムルコト

鉱業権消滅シタル後ト雖危害ノ生スル虞アルトキハ其ノ鉱業権消滅ノ時ノ鉱業権者ハ危害予防ニ関スル設備ヲ為スベシ

前項ニ規定スル者ハ危害予防ノ目的ノ範囲内ニ於テ鉱業権者ト看做ス」

これに対し，平田委員はつぎのように説明している。

（平田委員）「第七ハ鉱業権消滅後十年ヲ経テ鉱害ナキトキハ最後ノ鉱業権者ハ其ノ供託物ヲ取戻シ得ルコトヲ規定セリ　尤モ法律論トシテハ賠償義務ヲ免除シタルモノニ非ズ……第十六ハ廃山ノ場合ニ於ケル被害ヲ全部土地所有者ニ負担セシムルハ酷ナルヲ以テ最後ノ鉱業権者ニ責任ヲ負担セシメントス斯ル制度トセバ鉱害予防ニ対シ十分努力スルコトトナルベシ，鉱業法ハ第七十四条ニ依リ鉱業権消滅後ト雖モ一ヶ年間ハ除外設備ヲ命ジ得ルコトトナリ危害予防ノ範囲内ニ於テハ鉱業権者ト看做セルモ一ヶ年ニ限ル理由ナシ」[2)]

鉱業権消滅後における元鉱業権者の責任が問題にされたのは，鉱害，とりわけ石炭鉱業による土地陥落およびそれによる被害は，作業後年数を経過した後に発生すること，したがって作業中止後，あるいは鉱業権消滅後においても発生するという鉱害の特質に基づくものであった。同様に，この点は，捨石による鉱害についてもいえることであった。そして，この問題を大きくクローズアップさせたのは，尾去沢鉱山中ノ沢鉱滓沈澱池の決潰事件であったと思われる。[3)]

同事件は，1936（昭和11）年11月20日に沈澱池が決潰し360余名の人命を奪い，翌12月22日再び決潰し8名の人命を奪い，平田慶吉をして，この事件

は「我国鉱山の始って以来，未曾有の事であり，外国においても勿論その事例を聞かない[4]」といわせしめた大事件であった。

なお，石村善助氏は，賠償立法全体の制定契機として，この事件を位置づけ，こうのべられている。「賠償立法の制定は，既に述べたように，それ以前の時代からの懸案であって，戦時体制との間に直接的関連を発見することはできない。むしろ，本立法を強力に推進せしめたものとしては，昭和11年10月におこった尾去沢鉱山ダム決潰事件の如き，悲惨な鉱山災害事件をあげることができると思われる[5]。」

確かに，事件直後の11月24日の閣議では，無過失賠償制度制定のため，内務省関係当局において研究の上具体案を作成するとの意見一致がみられたと新聞報告されている[6]。平田慶吉も，事件1カ月後には「この機会において，速かに鉱害に関する賠償規定を制定することの必要を痛感する[7]」と強調している。翌年の帝国議会においても，事件の責任が厳しく追求されている。

しかしながら，石村氏の見解は，すでにみてきたように，基本的契機と促進的契機をとり違えているように思われる。即ち，第1には，鉱害賠償制定で，当時，主として問題となったのは，なんといっても石炭鉱業であり，金属鉱業による鉱害は第二義的なものとしてとりあげられていたからである[8]。第2に，尾去沢ダム決潰自体が，戦時体制の1つの必然的な帰結であったからである。この点について，帝国議会の衆議院で川俣清音（他1名）はつぎのように厳しく政府を追求している。

「(1)……鉱山ニ於ケル「ダム」決潰ノ事例ハ最近秋田県下ニ於ケルダケデモ

昭和8年　　吉野鉱山

昭和11年8月　　尾去沢鉱山ノ「ダム」破損

ト鉱山ノ「ダム」ハ非常時ガ叫バレタ茲数年間ニ相当ノ決潰事例ヲ起シテキルソシテ非常時軍需景気ト「ダム」決潰トノ間ニ因果関係アルヤヲ思ハシメルモノガアル

近代軍需ハ鉱業ニ俟ツモノ甚大デ鉱業ノ拡張ナクシテハ近代軍備ヲ完

ウシ得ナイノデアルソシテ軍事費――陸海軍省費ハ最近急激ニ膨脹シ昭和六年（決算）ノ四億五千四百万円ハ同十一年ニハ十億六千一百万円（実行予算）ニ増加シテキル然ルニ鉱業生産量指数ハ商工省ノ統計ニ據レバ

| | （昭和６年） | （昭和11年８月） |
|---|---|---|
| 銑鉄 | 83.3 | 170.1 |
| 銅 | 104.7 | 107.3 |
| 鉱業平均 | 96.8 | 127.6 |

デ軍事費ノ膨張力ニ及バナイノデアル膨張スル軍事需要ニ応ゼントスル鉱業ハ是ニ勢ヒ生産力ヲ昼夜兼行デ動員シナケレバナラズ其レハ当然鉱産ニ懸命セシメツイ鉱産ニ伴ッテ生ズル排泄物処理ニ万全ノ注意ト警戒トヲ向ケ得ザルニ至ラシメル之ハ利潤獲得ヲ至上命令トスル資本主義経営ノ当然ノ帰結デ三菱鉱業株式会社ガ最近ノ軍需景気ヲ利シテ其ノ資本家的経営ノ本能ヲ発揮セル例ハ左記右会社考課状ガ示唆シテキル

| | | （各期利益金） | （年配当率） | （役員賞与） |
|---|---|---|---|---|
| 第28期 | （自昭和６年10月 至同　７年３月） | 1,687千円 | 4％ | 50千円 |
| 第37期 | （自昭和11年４月 至同　11年９月） | 8,866 | 12 | 200 |

即チ年配当率ハ三倍シ役員賞与ハ四倍シタルモ災害防止研究費ノ如キハ今回ノ尾去沢鉱山惨事後始メテ考課状ニ現レタ始末デアル

斯ノ如ク軍需景気ノ伸暢ト一聯ノ「ダム」決潰事実トヲ照合スルト此ニ質問ノ第二点ガ生レル即チ

(2)　鉱山災害ハ軍需景気時代ニ於ケル鉱山ノ資本家的経営ニ遠因ヲ持ツト思惟スルガ政府ノ所見如何[9]」

ところで，補修要綱16は，結局法制化されず，それがほぼ要綱どおりの内容で法制化されたのは，戦後1949（昭和24）年制定の鉱山保安法第26条においてである。しかし，休廃止鉱山による，蓄積性の重金属汚染が大きく問題になってきている今日では，それは，鉱業権者の責任を免除するように機能

している。[10)]

1)　『特別委員会（第10回）』22—24ページ。

2)　『特別委員会（第11回）』4—5ページ。

3)　特別委員会では，捨石による被害，とくに人命被害を，賠償範囲に含めるべきかについて数回議論されているが（第7回14ページ，第8回6ページ以下，第12回5ページ以下），それもこの事件を重要な契機にしている。

そのなかで，たとえば我妻委員は，捨石ダムの崩壊による被害は「工作物ノ設置維持ニ関スル責任ニ過ギズ鉱害ト目スベキニ非ザルノミナラズ鉱山関係ノ他ノ工作物ニ付テモ特別ノ規定ナキヲ以テ民法上ノ原則ニ止メルヲ可トセン」とのべている（『特別委員会（第12回）』5ページ）。

4)　平田慶吉「尾去沢鉱山の惨事と法律問題」『法律時報』1936（昭和11）年12月，27ページ。なお，この論文は，第2回目の決潰以前に書かれたものであると思われる。

事件直後の現地調査としては，大日本青年党『尾去沢惨害現地調査報告』1936（昭和11）年11月29日発行，がある。同書は，被害の状況，決潰の原因，救護状況などをのべ，厳しく三菱財閥を糾弾しているが，とりわけつぎの点だけを引用しておく。ここでは，廃滓沈澱池さえ，資本に利潤を生み出す生産手段だったのである。

「此の池（廃滓沈澱池のこと—引用者）中に三個の排水装置が設備されてある。即ち硫化泥が沈澱してその上部に浮く水分を取ってダムの外部に落す装置であるが，鉱山では此の排水から一ケ年約二十万円の銅を採取してゐる。即ち排水をダムの下に於て水漕で受取り，水漕中に古鉄が入れてある。此の古鉄に付着する銅の年額であって，これは全山職員の一ケ年分給料全額にあたる。」（9ページ）

「又硫化沈澱泥より，硫安の原料たる硫化鉄を採る為に，会社はダムの附近にこれが採取工場を建設し，六十万円の費用が投ぜられてゐる。十一万立方メートルの硫化泥より得る処の硫化鉄は頗る大なる利益を会社に齎すものである。その為に鉱山は硫化泥を，池の飽和量以上に流し込んだものであって，現地に於ては決潰ダムの上面近くにまで詰め，これまた泥の跡を見ることが出来るのである。これも重大なる決潰原因の一つとして数へなければならぬ。」（13ページ）

なお，三菱側の損害の軽微については，『東洋経済新報』1936年11月28日号52ページ，同1936年12月5日号44—45ページ。また，三菱側からの評価については，三菱鉱業セメント『三菱鉱業社史』1976年，389—393ページ参照。

5)　前掲『鉱業権の研究』540ページ。ただし，文中に昭和11年10月とあるのは11月の誤りである。

6)　『秋田魁新報』1936（昭和11）年11月25日付。「尾去沢と無過失賠償」『公害防止

管理者』1972年12月84—85ページ。

7）前掲「尾去沢鉱山の惨事と法律問題」29ページ。

8）「……金属鉱山に関していえば，たとえば別子銅山の中和工場が昭和14年に完成し，明治末年から続いた和解契約が合意のもとに破棄されたというような時代で，結局石炭鉱害のみを意識して対処すればいい状況にあったといえよう」(前掲「尾去沢と無過失賠償」85ページ)。

戦時下の石炭産業は，戦時重化学工業化を遂行するための原燃料部門として，まず第1に鉄鋼生産のエネルギー源として，第2に金属機械生産用に，第3にエネルギーと化学原料として，第4に鉄道用として，存在していた。したがって，戦時下の石炭産業は「あらゆる産業の基礎にして生産拡充の遂行上最も重要なる資源」(企画院「生産力拡充計画実施の状況及今後の対策」，昭和14年10月，『現代史資料』43，国家総動員1，みすず書房，1970年，221ページ）として位置づけられていた。このため，「生産力拡充四ヵ年計画(案)」は，1938—41（昭和13—16）年の合計所要資金概計として，石炭業には，1,087.956（千円），非鉄金属業には210.557（千円）を計画していた(同上，211ページ)。石炭業には，非鉄金属業の約5倍を予定していたのである。また，労働力の面では，1944（昭和19）年2月22日現在，石炭業には540千人，金属鉱業には159千人が就業しており，石炭業は金属鉱業の約3.5倍が就業していたことになる。(アメリカ合衆国戦略爆撃調査団『日本戦争経済の崩壊』日本評論社，1950年，174ページ，附表C—5）

9）『官報　号外』1937（昭和12）年2月24日，第70回帝国議会衆議院議事速記録第11号210ページ。

10）この点に関して，日本弁護士連合会はつぎのように主張している。

「鉱山保安法第9条の2によれば，鉱業権の移転があったときは，鉱業権の承継人は当該鉱業権者の捨石又は鉱さいの集積物等にかかる同法上の義務を承継するものとされ，同義務の中にはこれら集積場については鉱業権を放棄した後であっても鉱業防止の義務を負うものとされており，いわば永久的且つ無制限な義務づけがなされている。

ところが同法第26条1項は『鉱業権が消滅した後でも5年間は鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は，鉱業権者であった者に対し，その者が鉱業を実施したことにより生ずる危害又は鉱害を防止するため必要な設備をすることを命ずることができる』旨を規定しており，これによれば鉱業権者は鉱業権を放棄しさえすれば5年間で鉱害防止義務を免れることとなる。のみならず同法に鉱業法第109条2項以下の損害賠償に関する転業権譲受人等の連帯責任に対応する規定がないことは同法第26条1項に『その者が鉱業を実施したことによる生ずる……鉱害……』との制限規定が加えられていることとあいまって鉱害企業から鉱業権を

承継した鉱山企業がその鉱害について，自ら鉱業を実施したことがないと認められる場合においては，当該企業は鉱業権を放棄することによって放棄と同時に同条の責任を免ることになる。

このような鉱山保安法の鉱業者に対する責任免除の規定の存在は，同法のなかの前示・捨石・鉱さいの集積場に対する鉱業権者及びその承継人の永久的義務までをあいまいにし，一方では鉱山企業の無責任な鉱業権の転輾譲渡や，安易な鉱業権放棄による責任逃れを助長し，他方鉱害防止監督行政をなおざりの怠慢に導く要因となるなど，企業・行政ともに鉱害を放置して省みないことの弊害を誘発する原因となっている。」（日本弁護士連合会公害対策委員会『休廃止鉱山鉱害の現状と問題点』1975年64ページ，なお，同上『休廃止鉱山鉱害報告書』1975年120—121ページ参照）。

## 9. 調停制度とその戦時中における実態

### (1) 調停制度の確立

鉱害にともなう階級闘争激化の予防というねらいから，最も問題となるのが，調停制度である。しかし，特別委員会では，調停制度に関しては，あまり問題とならなかった。実質的に審議がされたのは第3回と第18回のみである。第3回では，松本委員より調停制度に対する疑問が出された。

（松本委員）「……鉱害調停法ノ運用ニ当リテハ機構上其他困難ナル問題アリト思料ス

即チ調停機関ガ多ク地方ノ有志ヲ以テ構成セラルル関係モアリ兎角地元民ノ意向ニ迎合スルノ傾ヲ生ズルヲ以テ公正ナル結果ヲ期待シ難ク却テ地方ノ平和ヲ攪乱シ鉱業発達上有害ナリト考フガ如何[1]」

（平田委員）「……鉱害調停制度ハ調停機関ノ構成ニ其ノ人ヲ得バ不可ナカルベシ，是ガ為ニハ裁判所ヲシテ適任者ヲ選任セシムルヲ可トス司法機関ニ依ル解決ニハ長期間ヲ要スルヲ以テ此ノ点調停ヲ以テ優レリトスベシ，要ハ本制度ノ活用ニアリ[2]」

（大森委員）「……調停制度ハ和解ニ仲裁ヲ加味シタル新制度ニシテ運用宜シキヲ得バ最モ理想的ナル制度ナリ，鉱害ニ付テハ地方的利害関係大ナルヲ以テ公正ヲ期スル為制度ヲ法律化スルノ要アルベシ然ラザルト

キハ一般人ノ介入ヲ来シ適正ナラザル結果ヲ生ゼン[3]」

第18回特別委員会では，大森委員より「鉱害調停制度要綱」が提出された。伊藤商工事務官より「従来ノ経過カラ見テ商工省ニテハ鉱山監督局員ヲ調停委員ノ一人タルコトヲ希望ス然シ法文中ニ規定セズ運用ニテ斯ク取扱フコトニテモ可ナリ[4]」との要望があり，了承された。平田委員からは「調停委員ハ特別ノ知識経験ヲ有シ公正ナル判断ヲ為スニ適スル者ヲ以テ之ニ充ツルコトノ一項ヲ加入ノ要アリト認ム[5]」との意見が出された。要綱は，平田委員の意見を挿入しその他は原案通り承認された。

衆議院第6回委員会では，今井政府委員が，調停制度の紛争予防化の機能を力説し，そのためにも調停委員の人選が重要であることを強調している。そして，小金政府委員も，同様の点を強調している。

（今井政府委員）「鉱害問題ハ其ノ本質上，当事者双方ノ協調的精神ニ依ルニアラザレバ，到底其ノ円満ナル解決ヲ期待スルコトハ出来ナイノデアリマス，随テ本法案ニ於キマシテハ，調停ノ制度ヲ設ケマシテ，司法機関ノ斡旋ノ下ニ，努メテ合意ノ上ニ問題ヲ円満ニ解決セシムルコトト致シタノデアリマシテ……而シテ此ノ調停ガ実際ニ於テ活発ナル活動ヲ為シ得ルヤ否ヤハ，調停委員ノ人選如何ニ関係スル所極メテ大デアリマス……鉱害問題ノ本質ニ鑑ミ，当事者双方ハ徒ニ対立抗争スルコトナク，妥協互譲ノ精神ヲ基調トシ，和親的態度ヲ以テ此ノ調停制度ヲ活用シタナラバ，必ズ好成績ヲ挙ゲ得ルモノト確信スルモノデアリマス[6]」

こうして，調停制度は，紛争を鎮静ないしは予防することを目的として成立したのである。

1）『特別委員会（第3回）』4―5ページ。
2）同上，6ページ。
3）同上，7―8ページ。
4）『特別委員会（第18回）』7―8ページ。
5）同上，8ページ。
6）『第74回帝国議会衆議院委員会議録（速記）第6回』1939（昭和14）年2月25日2ページ。小金政府委員は，「調停制度ヲ設ケタナラバ……裁判ノヤウナ対立関係

デナシニ，問題ガ片付クデアラウ，斯ウ云フ見込デ此ノ制度ヲ設ケタノデアリマス」（同上，13ページ）とのべている。

(2)　戦時中における調停制度の実態

調停制度がいかに活用されたかを第6表に示す。資料上の制約から，1940年～1942（昭和15～17）年までの3カ年のみであるが，この期間の申立件数の合計は87件で，そのうち遡及関係24件，成立54件，取下21件，不成立4件となっている。1940（昭和15）年，1941（昭和16）年には，遡及関係が約半数を占め，しかも，地域的には，福岡県を含んでいる長崎県管内が大部分である。調停件数は，決して多いとはいえないが，成立の割合をみると，1940年33.3%，1941年53.5%，1942年54.1%で，かなりの高率である。

徳武行爾は『日本鉱業会誌』において，1940年1月から1941年6月までの調停件数48件とその内容を検討し，「調停制度の目覚しい成績」[1]として高く評価している。過大評価のきらいがあるが，鉱業権者からみた調停制度の機能として注目すべきであろう。したがって，この制度の紛争の鎮静化・予防化という目的が，一定程度果たされていたことを示唆しているといえよう。

1）徳武行爾「鉱業法上の繋争事件に関する2，3の考察」『日本鉱業会誌』第58巻第1号，1942年1月号20ページ。

## 10.　鉱害賠償制度は大鉱業資本に何をもたらしたか

前節までの経緯のもとに制定された鉱害賠償規定は，鉱業資本に何をもたらしたであろうか。資料上の制約から，最大の石炭鉱業資本であった三井鉱山の三池鉱業所についてのみ考察する。

三池鉱業所の資料はつぎのように記している。

「扨テ当三池鉱業所ニ於テハ前述ノ如ク従来凡ユル犠牲ヲ払ッテ賠償ノ徹底ヲ期シ来リタルヲ以テ鉱害賠償法制定ニ依リ必ズシモコレニ重大変革ガ齎ラサレルトハ考ヘラレナイ。然シナガラ被害者ハ形式上賠償請求ヲ有スルニ到ッタ。地方民トノ間ノ所謂思情干係ニ依ル解決，従来ノ醇風美俗ハ払拭サレルモシレナイ。徒ラニ闘争ヲ生ミ紛争ヲ醸成スル事

**第6表　年次別鉱害調停件数**

| 年次 | 控訴院 | | 東京 | 大阪 | 名古屋 | 広島 | 長崎 | 宮城 | 札幌 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1940年 | 申立件数 | | — | — | 1 | 2 | 27(15) | 2(1) | 1(1) | 33(17) |
| | 既済 | 成立 | — | — | — | 1 | 9(7) | 1(1) | — | 11(8) |
| | | 不成立 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | | 却下 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | | 取下 | — | — | — | — | 7(2) | 1 | — | 8(2) |
| | | 計 | — | — | — | 1 | 16(9) | 2(1) | — | 19(10) |
| | 未済 | | — | — | 1 | 1 | 11(6) | — | 1(1) | 14(7) |
| 1941年 | 申立件数 | 旧 | — | — | 1 | 1 | 11(6) | — | 1(1) | 14(7) |
| | | 新 | 4 | — | — | 4 | 20(7) | 1 | — | 29(7) |
| | 既済 | 成立 | 3 | — | 1(1) | 3 | 15(13) | — | 1(1) | 23(15) |
| | | 不成立 | — | — | — | — | 1 | — | — | 1 |
| | | 却下 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | | 取下 | — | — | — | 1 | 6(1) | — | — | 7(1) |
| | | 計 | 3 | — | 1(1) | 4 | 22(13) | — | 1(1) | 31(15) |
| | 未済 | | 1 | — | — | 1 | 9 | 1 | — | 12 |
| 1942年 | 申立件数 | 旧 | 1 | — | — | 1 | 9 | 1 | — | 12 |
| | | 新 | — | 1 | — | 2 | 19 | 3 | — | 25 |
| | 既済 | 成立 | 1 | — | — | 2 | 15 | 2 | — | 20 |
| | | 不成立 | — | — | — | 1 | 2 | — | — | 3 |
| | | 却下 | — | — | — | — | 4 | — | — | 4 |
| | | 取下 | — | — | — | — | 5 | 1 | — | 6 |
| | | 計 | 1 | — | — | 3 | 26 | 3 | — | 33 |
| | 未済 | | — | 1 | — | 1 | 2 | 1 | — | 4 |

（出所）　司法省調査（農林省資料）。
（注）（　）内は遡及の数の内数。

ニナル惧モアル。……斯法ノ制定ニ依リ賠償ノ根底ニ横ハル原理ハ何等変更ヲ受ケル事ノナイ事ハ言フ迄モナイ。即チ従来ノ慣行的賠償ハ例ヒ権利義務ノ穀ヲ有シナカッタトハ言ヘ社会生活上ノ衡平ノ原理ニ立脚シテ公正ニシテ妥当ナルモノニ外ナラナカッタ。法制定ニ依リ衡平ノ原理公正妥当ノ観念ガ従来ヨリ一層明確ニ意識サレル事ニナッタ此ノ意味ニ於テ従来ヤヤモスレバ横行シテキタ恐喝ニ類スル要求ハ断固排撃サルベキデアル。職業的ブローカーノ吸血的行為ノ一掃サレル事モ又斯法制定ノ看過ス可カラザル効果デアル。斯テ当方，被害者双方ニ無理ノナイ解決ヲ期ス可キデアル[1]」。

「(B)陥落田ノ根本的賠償　(a)全般的……賠償方法ハ金銭賠償ヲ原則トシヨウ。従来ノ方針トシテハ当方ニ於テ直接復旧工事ヲ為シテ来タガ此後ハ一応金銭賠償ノ方法ガ原則的ニ許容サレテイル即原状回復ニ甚ダシク多額ノ費用ヲ要スル時ハ飽迄金銭賠償ヲ主張シテヨイ金銭賠償ハ原状ノ田面ノ現在ノ価格ト現在田面ノ現在ノ価格トノ差額ニ求メラレル可キデアル結局最高ハ原状ノ田面ノ現在ノ価格ト云フ事ニナル……然シ実際問題トシテ田面ノ陥落ニ付テハ原状回復ヲ当方ニ於テ施工スルガ種々ノ点ニ於テヨイト思フコノ事モ当方ノ従来ノ方針ニ変更ハナイ[2]」。

賠償制定によって，重大な変革はもたらされないとしながらも，紛争の激化を危惧している。他方では，法制定による資本にとっての有利な面として，「職業的ブローカーの吸血的行為の一掃」をあげ，紛争の「秩序ある解決」化を評価し，金銭賠償が原則となっていたため，原状回復義務が軽減されたとしている。

しかも，戦時体制のなかで，鉱害賠償を求める運動が，実質上，萎縮せざるを得ない状況になっていったのである。すなわち，

「昭和六年ノ満州事変以来，民心ハ急ニ国家意識ニ目覚メ，外来ノ悪思潮ガ排撃セラレ，加フルニ国策上鉱業ガ重要産業ニ数ヘラレルニ至リ，従来ノ如キ不法ナル賠償請求ハ影ヲ潜メ，妥当ナル交渉ニ以テ円満ニ解決セントスル傾向ガ認メラレルニ至ッタコトハ我国ニノミ見ラレルベキ

特異ナル現象デアラウ[3]」

戦時下の無充塡乱掘[4]による鉱害激化の模様を，福岡県の石炭鉱害による農地被害に限ってみると（第７表），1944（昭和19）年は1929（昭和４）年の５割増となっており，これに対する復旧面積は1944（昭和19）年までは一定程度拡大されるが，1945（昭和20）年にいたっては，補助金による復旧は中断されるにいたるのである。（第８表）

この点について『石炭鉱害復旧史』はつぎのようにのべている。

「……昭和18年頃から戦局の進展に伴い，国庫補助制度は打ち切られ，

**第７表**　福岡県の鉱害地面積の増大と県下炭坑出炭量の推移

| 年　次 | 出　炭　量 | 鉱　害　地　面　積 | |
|---|---|---|---|
| | トン | （総　計）町 | （内 不 毛 地）町 |
| 1927年 | 18,226,807 | 4565.1 | 599.8 |
| 1929 | 18,207,621 | 4901.6 | 942.0 |
| 1944 | 24,090,248 | 7319.2 | 1467.9 |
| 1948 | 14,318,895 | 9475.0 | 1575.0 |

（出所）　都留大治郎「鉱害の階級構造」，『九州大学経済学部三十周年記念，経済学論文集』1955年，所収，553ページ。
（出典）　『福岡県の鉱害とその対策』，『炭鉱業に因る被害の実状調査』『福岡県鉱害問題調査報告』。

**第８表**　福岡県下，鉱害農地復旧状況

| 年　度 | 復　旧　面　積 | 復　旧　費 |
|---|---|---|
| １９４０年 | 63.03町 | 150千円 |
| １９４１ | 148.41 | 321 |
| １９４２ | 45.53 | 174 |
| １９４３ | 45.53 | 174 |
| １９４４ | 93.00 | 582 |
| １９４５ | （中　断） | |
| １９４６ | （中　断） | |

（出所）　福岡県鉱害対策連絡協議会編『石炭と鉱害』1959年，136ページ。
（原注）　1.　本表に計上した数字は，国，県費補助金の交付を受けて復旧したもので，それ以外の分は不明。（鉱業権者は40％の負担）
2.　（略）
3.　単位は千円に止め，以下切捨とした。

鉱害問題は全く顧りみられない羽目に至った。……戦時中のこのような石炭増産の強行により，わが国の鉱害は，激湛を極めるに至り，特に地表に農地または家屋を有する平担地の地下採掘を強行して来た九州地域においては，重大な社会問題となるに至った。[5]」

こうして，鉱害賠償規定の法制化は，大鉱業資本にとっては，戦時乱掘保障，賠償額抑止，階級闘争鎮静・予防化の役割を果したのである。そして，そのことによって，中小鉱業資本との関係上，一層有利になっていったのである。[6]

なおまた注目すべきは，鉱業復旧そのものも高率な国庫補助が行なわれ，資本の負担が軽減化される措置がとられてきたことであり，この点は戦後も一貫している。[7]

1)　『三池鉱業所沿革史』第9巻庶務課7第2章第3節第5項「鉱害ニ関スル法制ノ改廃ト其ノ対策」3345ページ。
2)　同上，3361ページ。
3)　『三井鉱山五十年史稿』巻19「地方関係」，69—70ページ。
4)　都留大治郎「鉱害の階級構造」『九州大学経済学部三十周年記念，経済学論集』1955年，555ページ。
5)　石炭鉱害事業団『石炭鉱害復旧史』1971年，16ページ。
6)　石村善助氏は，同じ『三池鉱業所沿革史』を検討し，「鉱業権者にとっては，従来自分らのおこなって来たことが法的にも有効であったとの承認を得たにとどまる。しかし，本法の制定が全く意義をもちえなかったのではない。本法の成立は，賠償慣行も賠償の実績もない鉱業権者に対しては，大きな意義をもつ」(前掲『鉱業権の研究』542ページ）とのべている。この分析は，二重の意味で問題があるように思われる。第1は，大鉱業資本にとっての有利な面，すなわち，ブローカーとりひきの一掃などの紛争の鎮静・予防化の面と，中小鉱業資本との競争条件上の優位になる面を看過し，鉱業資本の内的編成を，事実上無視していることである。第2には，原状回復義務の軽減化の面を無視していることである。これは，石村氏が，本稿においてすでに検討したような鉱害賠償法の戦時立法としての性格を看過しているからである。
7)　償還金制度（1947年），石炭プール資金制度（1948年），特別鉱害復旧臨時措置法（1950年），臨時石炭鉱害復旧法（1952年），石炭鉱業合理化臨時措置法（1955年），石炭鉱害賠償等臨時措置法（1963年），無資力鉱害調整交付金（1966年）などによる措置である。

## 11. 総括——鉱害賠償規定の意義と限界——

われわれは，すでに，第1節「問題の所在」で提起した6つの課題のうち，5つを検討してきた。本節では，以上の検討をふまえて，本稿の総括として，鉱害賠償規定の意義と限界を明らかにしたい。

第2節「鉱害賠償規定成立の諸契機」では，長年にわたる鉱害被害者による鉱害賠償要求・賠償規定制定要求の運動を背景にしつつも，政府を鉱業法改正に直接ふみきらせたものは，戦時体制下の財政緊縮政策，それによる鉱害賠償への国費助成に対する削減要求であり，生産力拡充＝戦時増産・乱掘政策，それによって，「満州事変」以後増大しつつあった鉱害被害・賠償額が，さらに増大することを予想し，賠償額を抑止し，鉱害激化にともなう紛争を鎮静・予防化して，戦時動員をすすめる要請であった。それゆえ，このような要求・要請に基づく鉱害賠償規定は，戦時体制下という性格規定を受けざるを得ないであろうことを明らかにした。

第3節「鉱業法改正調査委員会の審議経過」では，実質的に審議をすすめた特別委員会の人的構成を検討し，特別委員9名中，司法省，商工省，農林省，内務省の委員，法律家の他に，鉱業資本の利害を代表している日本鉱山協会の理事が参加しており，すでにこの人的構成によって，決定されるであろう鉱害賠償規定案が，鉱業資本の利益を充分に反映するものになるであろうことを明らかにした。ついで，特別委員会の審議経過を概括し，特別委員会における主要審議項目が，無過失賠償規定の法的根拠，原状回復問題，鉱害の範囲と種類，賠償義務者，遡及問題，鉱害金庫制度，調停制度などであることを明らかにした。

第4節「鉱害賠償規定をめぐる諸階級の要求」では，鉱業権者と被害者の要求をみると，まず無過失賠償規定では，反対しているのは中小鉱業主の一群のみであること，原状回復問題では原状回復を要求したのは農会のみであること，賠償範囲の問題では，鉱業権者は土地陥落のみに限定することを要求し，被害者は鉱水・鉱煙をも含めることを要求したこと，遡及問題では，

鉱業権者，被害者とも，国費助成による解決を要求していること，などを明らかにした，これらの諸要求の上に政策的考慮が加わり，審議がすすめられていった。

第5節「無過失賠償規定の法的根拠」では，特別委員会において,「現在慣行の法制化」での一致はみられたものの，主に2つの立場から議論があったことを明らかにした。すなわち，鉱業権者は，競争条件の均等化を求める立場から，一律に全産業に拡張することを主張し，商工省・司法省は，鉱業に限定することを主張した。審議の結果，賠償規定は，結局，鉱業のみに限定された。慣行の最小限法制化によって，紛争鎮静・予防化がねらわれたが，現状変革の手がかりになる法制化は避けられたのである。鉱害賠償規定の法的根拠についての審議は回避された傾向があり，民法上の不法行為原則に基づき，危険事業責任論を積極的に展開した平田委員の所説は，とくに反論はなかったが，積極的賛成があったわけではない。

第6節「原状回復の第二義化」では，戦時農業生産力確保と小作人の作離れを防ぎ，地主・小作人関係の動揺をくいとめるため，農林省が原状回復原則を強く主張したが，日本鉱山協会・商工省・司法省の各委員の反対にあい，「耕地は全国，鉱物は極限」という論理によってくずされ，原状回復の第二義化が決定された。こうして，戦時乱掘が保障されていく法的基盤がつくられたことを明らかにした。

第7節「賠償負担の抑止」では，(1)独立製錬所の鉱害が，賠償対象から除外されたこと，(2)農林省の反対があったが，賠償義務者が損害発生時の鉱業権者に限定されたこと，(3)農林省の要望をとり入れて遡及規定を採用したが，それは鉱業権者，商工省などの要求をとり入れ，遡及規定が譲受人には及ばないようにし，当時大鉱業資本による中小鉱業資本の合併がすすんでいるなかで，大鉱業主に極めて有利になるようにしたことを明らかにした。

第8節「大鉱業資本の支配」では，(1)「大資本が小資本を助ける」ことになる鉱害金庫制度案が，日本鉱山協会の委員の反対にあい，一定程度国家の財政介入を前提にした供託金制度に変更され，しかも石炭鉱業に限定されたことに，大鉱業資本の支配があらわれていることを明らかにした。また，政

府は，賠償規定の法制化によって，中小鉱業資本が採掘不能になることを一定程度予想していたが，にもかかわらず戦時増産のために，中小鉱業をも動員しなければならないため，供託金制度に国家の財政介入を考えていたようにみえることを明らかにした。(2)平田委員より，鉱業権消滅後も鉱害防止義務を有する旨の規定が提案されたが，ほとんど審議されず，この規定は採用されず，それが採用されたのは戦後の鉱山保安法においてであることを明らかにした。また，この問題がとりあげられた背景の１つに尾去沢鉱山の廃滓沈澱池決潰事件が推定され，この事件も戦時増産体制のなかで発生したものであることを明らかにした。

第９節「調停制度とその戦時中における実態」では，調停制度が，紛争を鎮静ないしは予防する目的でつくられたこと，その制定後の実際の調停件数は決して多くはないが，調停の実績を鉱業権者が高く評価していたことを明らかにした。

第10節「鉱害賠償規定は大鉱業資本に何をもたらしたか」では，鉱害賠償規定法制化が，大鉱業資本にとって，賠償負担の軽減化，階級闘争鎮静・予防化として評価されていることを明らかにした。

以上，戦時体制下で制定された鉱害賠償規定は，戦時乱掘保障，賠償負担の抑止，階級闘争の鎮静・予防化，大鉱業資本の支配という諸側面をもつ，戦時国家独占資本主義的性格規定を強くうけたものであるといえる。

長年にわたる鉱害被害者の運動がなければ，画期的といえる無過失賠償規定の制定はありえなかったであろうことはいうまでもない。そして，この規定は，加害者の故意過失の立証を不必要にしたので，もしそれが有効に活用されるならば，被害者の救済を容易にし，鉱害解決に大きな役割をはたす可能性を持つものであった。また，最終鉱業権者に対する賠償責任規定，譲受人に対する連帯責任規定などは，今日の鉱害・休廃鉱問題を解決するうえで，重要な役割をはたしうる規定である。

しかしながら，本法がもともと，鉱害予防としてでなく，鉱害賠償として出されている問題を別としても，原状回復の第二義化に典型的にみられるよ

うに，後に大きな禍根を残す法的根拠となっており，これらは，本稿で具体的に検討したように，戦時国家独占資本主義的性格規定によるものである。

したがって，新憲法下においては，新憲法体系に則した解釈，あるいは根本的には，鉱業法改正ということまでを含めて，鉱害賠償規定を再検討する必要があろう。

また，無過失責任論については種々の学説があるが，少なくとも鉱害賠償規定に関しては，その法的根拠，意義と限界などについて，本稿で考察したような，その成立過程に照らしても，再検討をする必要があると思われる。

最後に，鉱害賠償規定の成立についての先行業績である石村善助氏の見解に対して，われわれの総括的批判を加えておこう。第2節でみたように，石村善助氏は，鉱害賠償規定の制定と戦時体制との関連を否定し，むしろ戦時体制が本立法の積極的意義を減殺するような結果をもたらしたとしている。

しかし第1に，この見解は，戦時国家独占資本主義成立という当時の政治・経済的条件とのかかわりを切りはなして，鉱業法改正を分析された結果であり，石村氏が利用された第74回帝国議会議事録を一瞥しても，戦時生産力拡充政策が当時の基調をなしていることは明らかである。

第2に，石村氏も当時の政治・経済的条件を分析されて，現実の社会関係のなかにすでに存在していた賠償慣行が「国家法の平面の賠償規定となりえたもっとも基本的理由は，……農業の側にあった」(前掲『鉱業権の研究』539ページ）とされている。

しかし，すでにみてきたように，賠償規定の制定は，長年の被害農民の運動をその基礎としつつ，国家の側からは戦時増産を遂行するため，それを保障するための一つの政策としてなされたものであり，農業政策としてではなく，むしろより基本的には鉱業政策として位置づけられてきたものである。鉱業増産を遂行するためには，賠償負担を抑止し，階級闘争を予防化することが必要だったのである。したがって，極論すれば，戦時体制下であるから賠償規定が成立したという側面をも有しているのである。鉱業資本が賠償規定制定そのものに強い反対をしていない点，反対の内容が鉱業のみに適用さ

れる点および遡及に関してであるのは，このためである。鉱業資本の生産・増産を阻害しない限りでの賠償規定，すなわち金銭賠償主義の採用，原状回復の第二義化，それと行政的に行なわれた国家補助による復旧事業＝加害者の負担の国家による肩がわりという形で具体化されているのである。

法理論としてみた場合，無過失賠償規定は,「全く新しい法原理を採用」(同上，537—538ページ）したというだけではなく，被害者の救済を容易にするという意味で画期的なものであった。しかし，画期的な意義を有するこの規定も，戦時体制・増産体制下で，過去の慣行を，責任の上でも，支払額の上でも，単に追認するだけであり，しかも資本の故意，過失が不問にされたままであるがために，比較的容易に制定されたともいえるのである。したがって，無過失賠償規定を無前提に「進歩的」「画期的」なものとして過大評価することなく批判検討することが求められているのである。

この面から歴史的にみると，無過失責任規定制定の必要性は，公害被害が規模的に拡大し，加害者と被害者の立場が交換することが不可能となってきた点に深く関連しているのであって，資本主義発展の独占段階の法的表現形態として考察されるべきものであろう。

本稿で分析した鉱害賠償規定の成立過程の検討が，この面での解明の一助となることをねがってやまない。

〔附記〕本稿作製にあたり，資料利用の上で，専修大学教授青木弘明氏ならびに三井文庫(財団)に御世話になった。記して謝意を表する次第である。

# 第9表 要綱案の変遷

(特) 空白部分は記載なし。

| | 平田私案(『鉱害賠償責任論』所収) | 第1要綱(第2回特委提出) | 第2要綱(第11回特委提出) | 第3要綱(第16回特委提出) | 最終要綱 |
|---|---|---|---|---|---|
| 提出時期 | 1932年9月 | 1937年11月17日 | 1938年9月17日 | 1938年11月8日 | 1938年12月14日 |
| 賠償義務<br>鉱害の原因損害<br>賠償義務者 | (一) 鉱業権者は鉱業上の作業によって他人に損害を加へたときは、損害の防止に必要なる注意をなしたると否とを問はず賠償の義務を有すること。<br>(二) 鉱害の原因は広義の鉱業なること。<br>(三) 損害は財産的、非財産的一切の損害たること。<br>(四)(イ)賠償義務者は損害発生の時の鉱業権者、もしこの時に鉱業権が消滅してゐるときは最後の鉱業権者とし、損害発生後鉱業権が他に移転されたときは損害発生の時以来の一切の鉱業権者を連帯債務者となすこと。 | 一、鉱業ノ作業ニ因リ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ損害発生ノ時ノ鉱業権者其ノ損害ヲ賠償スルモノトスルコト若シ損害発生ノ時鉱業権消滅セルトキハ最終ノ鉱業権者賠償ノ責ニ任ズルモノトスルコト<br>損害発生ノ後鉱業権が他ニ移転セラレタルトキハ損害発生ノ時ノ鉱業権者及其ノ後ノ鉱業権者連帯シテ賠償ノ責ニ任ズルモノトスルコト | 第一、鉱業ノ作業ト称スルハ土地ノ掘整、坑水廃水ノ放流、鉱煙ノ排出及捨石廃泥ノ堆積ヲ謂フモノトスルコト<br>第二、鉱業ノ作業ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ損害発生ノ時ノ鉱業権者、損害発生ノ時鉱業権消滅セルトキハ最終ノ鉱業権者ハ其ノ損害ヲ賠償スベキモノトスルコト<br>損害発生ノ後鉱業権者其ノ鉱業権ヲ譲渡シタルトキハ損害発生ノ時ノ鉱業権者及其ノ後ノ鉱業権者ハ連帯シテ前項ノ損害ヲ賠償スル義務ヲ負フモノトスルコト | 第一、鉱業ノ作業ト称スルハ土地ノ掘整、坑水廃水ノ放流、鉱煙ノ排出及捨石廃泥ノ堆積ヲ謂フモノトスルコト<br>第二、鉱業ノ作業ニ因リテ他人ニ損害ヲ生ジタルトキハ損害発生ノ時ノ鉱業権者、損害発生ノ時鉱業権消滅セルトキハ鉱業権消滅ノ時ノ鉱業権者ハ其ノ損害ヲ賠償スベキモノトスルコト<br>損害発生ノ後鉱業権者其ノ鉱業権ヲ譲渡シタルトキハ損害発生ノ時ノ鉱業権者及其ノ後ノ鉱業権者ハ連帯シテ前項ノ損害ヲ賠償スル義務ヲ負フモノトスルコト | 第一、鉱物掘採ノ為ノ土地ノ掘整、坑水廃水ノ放流、捨石鉱滓ノ堆積又ハ鉱煙ノ排出(以下鉱業ノ作業ト総称ス)ニ因リテ他人ニ損害ヲ與ヘタルトキハ損害発生ノ時ノ鉱業権者、損害発生ノ時鉱業権消滅セルトキハ鉱業権消滅ノ時ノ鉱業権者ハ其ノ損害ヲ賠償スベキモノトスルコト<br>損害発生ノ後鉱業権者其ノ鉱業権ヲ譲渡シタルトキハ損害発生ノ時ノ鉱業権者及其ノ後ノ鉱業権者ハ連帯シテ前項ノ損害ヲ賠償スル義務ヲ負フモノトスルコト |
| 連帯規定 | (五)ハ共同加害の場合には共同加害者を連帯債務者となすこと、関係鉱業権者中何人が加害作業をなしたか不明の場合も同様であること。 | 二、右ノ場合ニ於テ共同鉱業権者ノ賠償義務ハ連帯トスルコト<br>三、損害ガ二人以上ノ鉱業権者ノ鉱業ノ作業ニ依リ生ジタルトキハ各鉱業権者ハ連帯シテ賠償ノ責ニ任ズルモノトスルコト損害ガ二人以上ノ鉱業権者ノ鉱業ノ作業ノ中孰レニ因リ生ジタカヲ知ルコト能ハザルトキ亦同ジト | 前二項ノ場合ニ於テ共同鉱業権者ノ賠償義務ハ連帯トスルコト<br>第三、損害ガ二人以上ノ鉱業権者ノ鉱業ノ作業ニ因リテ生ジタルトキハ各鉱業権者ハ連帯シテ其ノ損害ヲ賠償スル義務ヲ負フモノトスルコト損害ガ二人以上ノ鉱業権者ノ鉱業ノ作業ノ中孰レニ因リテ生ジタカヲ知ルコト能ハサルトキ亦同ジキモノトスルコト | 第三、損害ガ二人以上ノ鉱業権者ノ鉱業ノ作業ニ因リテ生ジタルトキハ各鉱業権者ハ連帯シテ其ノ損害ヲ賠償スル義務ヲ負フモノトスルコト損害ガ二人以上ノ鉱業権者ノ鉱業ノ作業ノ中孰レニ因リテ生ジタカヲ知ルコト能ハザルトキ亦同ジキモノトスルコト<br>第四、第二及第三ノ場合ニ於テ共同鉱業権者ノ賠償義務ハ連帯トスルコト | 第二、損害ガ二人以上ノ鉱業権者ノ鉱業ノ作業ニ因リテ生ジタルトキハ各鉱業権者ハ連帯シテ其ノ損害ヲ賠償スル義務ヲ負フモノトスルコト損害ガ二人以上ノ鉱業権者ノ鉱業ノ作業ノ中孰レニ因リテ生ジタカヲ知ルコト能ハザルトキ亦同ジキモノトスルコト<br>第三、第一及第二ノ場合ニ於テ共同鉱業権者ノ賠償義務ハ連帯トスルコト |
| 鉱害金庫供託制度 | (六)(イ)石炭鉱業に於ける土地掘整作業による鉱害の為め鉱害金庫を設け、損害発生の時賠償義務者が賠償能力を有しない場合に於て、これをして代って賞に任ぜしめること。 | 四、損害ガ石炭鉱業ノ作業ニ因リ生ジタル場合ニ於テ損害発生ノ時其ノ鉱業権消滅シ且最終ノ鉱業権者ヨリ賠償ヲ受クルコト能ハザルトキハ鉱害金庫代リテ賠償ノ責ニ任ズルモノトスルコト<br>連帯債務者ノ一人ニ付前項ノ事実生ジタルトキハ鉱害金庫ハ此ノ者ニ代リテ連帯債務ノ責ニ任ズルモノトスルコト<br>五、鉱害金庫ハ法人トシ右ノ鉱業権者ニ代リテ賠償ヲ為スヲ以テ目的トスルコト<br>鉱害金庫ニハ所得税ヲ課セザルコト<br>鉱害金庫ノ設立、登記、管理及監督ニ関スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルノ外法人ニ関スル民法ノ規定及非訟事件手続法ノ規定ヲ鉱害金庫ニ準用スルコト<br>六、石炭鉱区ノ鉱業権者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損採シタル石炭ノ数量ニ応ジテ鉱害金庫ニ対シ一定ノ金額ノ支払ヲ為スコトヲ要スルモノトスルコト<br>七、右ノ支払ヲ怠ル者アルトキハ簡易ナル民事訴訟上ノ強制執行ヲ為シ得ル途ヲ認ムルコト | 四、石炭鉱区ノ鉱業権者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損採シタル石炭ノ数量ニ応ジ毎年一定ノ金額ニ相当スル回収ヲ供託スベキモノトスルコト<br>石炭鉱区ノ鉱業権者前項ノ供託ヲ怠リタルトキハ鉱山監督局長ハ鉱業ノ停止ヲ命スルコトヲ得ルモノトスルコト<br>第五、石炭鉱区ニ於ケル土地掘整作業ニ因リテ損害ヲ被リタル者ハ其ノ損害賠償請求権ニ関シ第四ノ規定ニ依ル供託物ニ付他ノ債権者ニ先チ弁済ヲ受クルノ権利ヲ有スルモノトスルコト<br>第六、石炭鉱区ノ鉱業権者其ノ鉱業権ヲ譲渡シタルトキハ第四ノ規定ニ依ル供託物ノ権利ハ譲受人ニ移転スルモノトスルコト<br>第七、石炭鉱区ノ鉱業権消滅後十年ヲ経ルモ土地掘整作業ニ因ル損害生セサルトキハ其ノ鉱業権消滅ノ時ノ鉱業権者ハ第四ノ規定ニ依ル供託物ヲ取戻スコトヲ得ルモノトスルコト | 第五、石炭鉱区ノ鉱業権者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ土地ノ掘整ニ因リテ生ズベキ損害ノ賠償ニ充ツル為其ノ掘採シタル石炭ノ数量ニ応ジ毎年一定ノ金額ニ相当スル回収ヲ供託スベキモノトスルコト<br>石炭鉱区ノ鉱業権者前項ノ供託ヲ怠ルトキハ主務大臣ハ鉱業ノ停止ヲ命ズルコトヲ得ルモノトスルコト<br>第六、石炭掘採ノ為ノ土地ノ掘整ニ因リテ損害ヲ被リタル者ハ其ノ損害賠償請求権ニ関シ第五ノ規定ニ依ル供託物ニ付他ノ債権者ニ先チ弁済ヲ受クルノ権利ヲ有スルモノトスルコト<br>第七、石炭鉱区ノ鉱業権者ハ其ノ鉱業権ヲ譲渡シタルトキハ第五ノ規定ニ依ル供託物ニ対スル権利ハ譲受人ニ移転スルモノトスルコト<br>第八、左ノ場合ニ於テハ石炭鉱区ノ鉱業権者又ハ其ノ鉱業権者タリシ者ハ命令ノ定ム所ニ依リ第五ノ規定ニ依ル供託物ヲ取戻スコトヲ得ルモノトスルコト<br>一、石炭鉱区ノ鉱業権者土地ノ掘整ニ因リテ生ジタル損害ヲ賠償シタルトキ<br>二、石炭鉱区ノ鉱業権消滅後十年ヲ経ルモ土地ノ掘整ニ因ル損害ノ生ゼザルトキ | 第四、石炭鉱区ノ鉱業権者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ石炭掘採ノ為ノ土地ノ掘整ニ因リテ生ズベキ損害ノ賠償ヲ担保スル為其ノ掘採シタル石炭ノ数量ニ応ジ毎年一定ノ金額ニ相当スル回収ヲ供託スベキモノトスルコト<br>石炭鉱区ノ鉱業権者前項ノ供託ヲ怠リタルトキハ主務大臣ハ鉱業ノ停止ヲ命ズルコトヲ得ルモノトスルコト<br>第五、石炭掘採ノ為ノ土地ノ掘整ニ因リテ損害ヲ被リタル者ハ其ノ損害賠償請求権ニ関シ第四ノ規定ニ依ル供託物ニ付他ノ債権者ニ先チ弁済ヲ受クルノ権利ヲ有スルモノトスルコト<br>第六、石炭鉱区ノ鉱業権者其ノ鉱業権ヲ譲渡シタルトキハ第四ノ規定ニ依ル供託物ニ付他ノ債権者ニ先チ弁済ヲ受クルノ権利ヲ有スルモノトスルコト<br>第七、左ノ場合ニ於テハ石炭鉱区ノ鉱業権者又ハ其ノ鉱業権者タリシ者ハ命令ノ定ム所ニ依リ第四ノ規定ニ依ル供託物ヲ取戻スコトヲ得ルモノトスルコト<br>一、石炭鉱区ノ鉱業権者石炭掘採ノ為ノ土地ノ掘整ニ因リテ生ジタル損害ヲ賠償シタルトキ<br>二、石炭鉱区ノ鉱業権消滅後十年ヲ経ルモ石炭掘採ノ為ノ掘整ニ因ル損害ノ生ゼザルトキ |
| 賠償方法 | (七)(イ)賠償の方法は金銭賠償を原則とするも、原状回復の可能なもの(物理的、経済的ニ)にあっては、被害者をして原状回復と金銭賠償とに付て選択権を有せしめること。<br>(七)(ロ)被害者に被害不動産の買収請求権を認めること(このことは厳格な意味では勿論賠償方法に属しないが、便宜ここに述べる)。 | 八、損害賠償ハ金銭ヲ以テ之ヲ行フモノトスルコト但シ著シク多額ノ費用ヲ要セズシテ原状回復ヲ為スコトヲ得ル場合ニ於テハ被害者ハ原状回復ノ請求ヲ為スコトヲ得ルモノトスルコト | 第八、損害ノ賠償ハ金銭ヲ以テ之ヲ為スモノトスルコト但シ賠償金額ヨリモ著シク多額ノ費用ヲ要セズシテ原状回復ヲ為スコトヲ得ル損害ニ付テハ被害者ハ原状回復ノ請求ヲ為スコトヲ得ルモノトスルコト<br>原状回復ヲ適当ナリト認ムルトキハ鉱業権者ハ前項ノ規定ニ拘ラズ裁判所ハ賠償義務者ノ申立ニ依リ金銭賠償ニ代ヘ原状回復ヲ為スコトヲ得ルモノトスルコト | 第九、損害ノ賠償ハ金銭ヲ以テ之ヲ為スモノトスルコト但シ賠償金額ヨリモ著シク多額ノ費用ヲ要セズシテ原状回復ヲ為スコトヲ得ル損害ニ付テハ被害者ハ原状回復ノ請求ヲ為スコトヲ得ルモノトスルコト<br>原状回復ヲ適当ナリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ裁判所ハ賠償義務者ノ申立ニ依リ金銭賠償ニ代ヘ原状回復ヲ為ズルコトヲ得ルモノトスルコト | 第八、損害ノ賠償ハ金銭ヲ以テ之ヲ為スモノトスルコト但シ賠償金額ヨリモ著シク多額ノ費用ヲ要セズシテ原状回復ヲ為スコトヲ得ル損害ニ付テハ被害者ハ原状回復ノ請求ヲ為スコトヲ得ルモノトスルコト<br>原状回復ヲ適当ナリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ裁判所ハ賠償義務者ノ申立ニ依リ金銭賠償ニ代ヘ原状回復ヲ為ズルコトヲ得ルモノトスルコト |
| 罰酌 | | 九、損害ノ発生ニ関シ被害者ニ過失アリタルトキハ裁判所ハ賠償ノ責任及額ヲ定ムルニ付之ヲ斟酌スルモノトスルコト | 第九、損害ノ発生ニ関シ被害者ニ悪意アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ責任及額ヲ定ムルニ付之ヲ斟酌スルモノトスルコト損害ノ発生ニ関シ天災其ノ他不可抗力ト競合スルトキ亦同ジキモノトスルコト | 第十、損害ノ発生ニ関シ被害者ニ悪意アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ責任及額ヲ定ムルニ付之ヲ斟酌スルモノトスルコト損害ノ発生ニ関シ天災其ノ他ノ不可抗力ト競合スルトキ亦同ジキモノトスルコト | 第九、損害ノ発生ニ関シ被害者ニ悪意アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ責任及額ヲ定ムルニ付之ヲ斟酌スルモノトスルコト損害ノ発生ニ関シ天災其ノ他ノ不可抗力ト競合スルトキ亦同ジキモノトスルコト |
| 賠償予定額の変更 | | 十、当事者ガ賠償ノ額ヲ予定シタル場合ニ於テ其ノ額ガ著シク不当ナルトキハ各当事者ハ之ガ増減ヲ請求スルコトヲ得ルモノトスルコト | 第十、当事者ガ損害賠償ノ額ヲ予定シタル場合ニ於テ其ノ額ガ著シク不当ナルトキハ各当事者ハ之ガ増減ヲ請求スルコトヲ得ルモノトスルコト | 第十一、当事者ガ損害賠償ノ額ヲ予定シタル場合ニ於テ其ノ額ガ著シク不当ナルトキハ各当事者ハ之ガ増減ヲ請求スルコトヲ得ルモノトスルコト | 第十、当事者ガ損害賠償ノ額ヲ予定シタル場合ニ於テ其ノ額ガ著シク不当ナルトキハ各当事者ハ之ガ増減ヲ請求スルコトヲ得ルモノトスルコト |
| 時効 | (八)賠償請求権は被害者が損害及び加害者を知った時から三年を経過し、又は損害発生の時から二十年を経過すれば時効によって消滅すること。 | 十一、当事賠償ノ請求権ハ被害者ガ損害及賠償義務者ヲ知リタル時ヨリ三年間之ヲ行ハザルトキハ時効ニ因リテ消滅スルモノトスルコト損害発生ノ時ヨリ二十年ヲ経過シタルトキ亦同ジキコト | 第十一、損害賠償ノ請求権ハ被害者ガ損害及賠償義務者ヲ知リタル時ヨリ三年間之ヲ行ハザルトキハ時効ニ因リテ消滅スルモノトスルコト損害発生ノ時ヨリ二十年ヲ経過シタルトキ亦同ジキモノトスルコト<br>前項ノ期間ハ損害ノ発生ガ進行中ノ場合ニ於テハ其ノ進行ノ止ミタル時ヨリ之ヲ起算スルモノトスルコト | 第十二、損害賠償ノ請求権ハ被害者ガ損害及賠償義務者ヲ知リタル時ヨリ三年間之ヲ行ハザルトキハ時効ニ因リテ消滅スルモノトスルコト損害発生ノ時ヨリ二十年ヲ経過シタルトキ亦同ジキモノトスルコト<br>前項ノ期間ハ損害ノ発生ガ進行中ノ場合ニ於テハ其ノ進行ノ止ミタル時ヨリ之ヲ起算スルモノトスルコト | 第十一、損害賠償ノ請求権ハ被害者ガ損害及賠償義務者ヲ知リタル時ヨリ三年間之ヲ行ハザルトキハ時効ニ因リテ消滅スルモノトスルコト損害発生ノ時ヨリ二十年ヲ経過シタルトキ亦同ジキモノトスルコト<br>前項ノ期間ハ損害ノ発生ガ進行中ノ場合ニ於テハ其ノ進行ノ止ミタル時ヨリ之ヲ起算スルモノトスルコト |
| 独立製錬所 | | | 第十二、鉱業法第一条ノ規定ニ附属事業ニ属セザル製錬業ヲ営ム者ハ第一乃至第三及第八乃至第十一ノ規定ノ適用ニ関シテハ鉱業権者ト看做スコト | | |
| 業務上災害 | | | 第十三、鉱夫ノ業務上ノ負傷、疾病及死亡ニ関シテハ第一乃至第十一ノ規定ハ之ヲ適用セザルモノトスルコト | 第十三、鉱夫ノ業務上ノ負傷、疾病及死亡ニ関シテハ第一乃至第十二ノ規定ハ之ヲ適用セザルモノトスルコト | 第十二、鉱夫ノ業務上ノ負傷、疾病及死亡ニ関シテハ第一乃至第十一ノ規定ハ之ヲ適用セザルモノトスルコト |
| 遡及 | | | 第十四、第一乃至第三及第八乃至第十一ノ規定ハ其ノ施行前ニ生シタル鉱業ノ作業ニ因ル損害ニモ之ヲ適用スルモノトスルコト但シ補償金、手当金、救済金、同情金、送葬料其ノ他何等ノ名義ノ用ヲテラレタルヲ問ハズ被害者ガ其ノ被リタル損害ニ付鉱業権者ヨリ既ニ一部ノ填補ヲ受ケタルトキハ其ノ填補ノ額ハ本法ノ規定ニ依リテ為ス賠償ノ額ヨリ之ヲ控除スルモノトスルコト | 第十四、本法施行前五年以内ニ生ジタル損害ニシテ被害者ガ其ノ賠償(補償金、手当金、見舞金其ノ他名義ノ如何ヲ問ハズ)ヲ受ケズ又ハ賠償ヲ受ケタルモ其ノ額ガ著シク少額ナリシモノニ付テハ被害者ハ賠償又ハ其ノ増額ヲ請求スルコトヲ得ルモノトスルコト | 第十三、第一乃至第三及第八乃至第十一ノ規定ハ其ノ施行前ニ為シタル鉱業ノ作業ニ因リテ其ノ施行後ニ生ジタル損害ニモ亦之ヲ適用スルモノトスルコト<br>第十四、本法施行前ニ生ジタル損害ニシテ被害者ガ其ノ賠償(補償金、手当金、見舞金其ノ他名義ノ如何ヲ問ハズ)ヲ受ケズ又ハ賠償ヲ受ケタルモ其ノ額ガ著シク少額ナリシモノニ付テハ被害者ハ賠償又ハ其ノ増額ヲ請求スルコトヲ得ルモノトスルコト<br>第一乃至第三、第八、第九及第十一ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用スルモノトスルコト但シ第十一第一項ノ三年ノ期間ハ被害者ガ本法施行前ニ損害及賠償義務者ヲ知リタルトキハ其ノ施行ノ日ヨリ之ヲ起算スルモノトスルコト |
| その他 | | | 第十五、鉱業法第四十一条及第九十六条中ニ第四項第二項ノ規定ヲ追加スルコト | 第十五、鉱業法第四十一条及第九十六条中ニ第五第二項ノ命令ニ従ハザル場合ヲ加フルコト | 第十五、鉱業法第四十一条及第九十六条中ニ第四項第二項ノ命令ニ従ハザル場合ヲ加フルコト |
| 鉱業権消滅時の危害予防義務 | | | 第十六、鉱業法第七十四条ヲ左ノ趣旨ノ如ク改ムルコト<br>鉱業権消滅シタル後ト雖危害ノ生ズル虞アルトキハ其ノ鉱業権消滅ノ時ノ鉱業権者ハ危害予防ニ関スル設備ヲ為スベシ<br>前項ニ規定スル者ハ危害予防ノ目的ノ範囲内ニ於テ鉱業権者ト看做ス<br>第十七、第十六ノ改正ノ結果鉱業法第九十六条ノ字句ヲ改ムルコト | | |